

27経営第3412号
27農振第2452号
平成28年3月30日

各都道府県知事 殿

農林水産省経営局長

農林水産省農村振興局長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等に伴う関係通知の整備について

第189回国会において成立した地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）等が平成28年4月1日付けで施行されます。

これにより、農地法（昭和27年法律第229号）、農地法施行令（昭和27年政令第445号）及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）の一部がそれぞれ改正されることに伴い、関係通知を下記のとおり整備し、平成28年4月1日付けで施行することとしましたので、御了知願います。

なお、貴管内の市町村に対しては、貴職から通知いただきますようお願いいたします。

記

1 次の各号に掲げる通知の一部をそれぞれ当該各号に掲げる別紙の新旧対照表のとおり改正する。

- | | |
|---|-----|
| (1) 「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日 付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知） | 別紙1 |
| (2) 農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日 付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知） | 別紙2 |
| (3) 農地について所有権に係る移転請求権保全の仮登記及び条件付権利（又は期限付権利）の仮登記の申請があった場合の取扱いについて（平成20年12月1日付け20経営第4874号・20農振第1409号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知） | 別紙3 |

2 農業委員会の適正な事務実施について（平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知）は、廃止する。

○「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の
一部改正新旧対照表 （別紙1）

改 正 後	現 行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 農地又は採草放牧地の転用 1 法第4条第6項関係 農地を農地以外のものにする者が、法第4条第1項の都道府県知事又は指定市町村（農地法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けようとする場合には、都道府県知事等は、次の(1)及び(2)の基準に基づき、当該許可の可否を判断することとされている。 なお、「農地を農地以外のものにする者」とは、およそ農地を農地以外のものにする事実行為をなすすべての者をいう。 また、法附則第2項第1号に規定する農林水産大臣に対する協議を要する場合（3に係る同項第2号の場合を含む。）における「同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為」とは、同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとするときの農地の面積が4ヘクタールを超える行為をいう。</p> <p>(1) 営農条件等からみた農地の区分に応じた許可基準（以下「立地基準」という。法第4条第6項第1号及び第2号）申請に係る農地を、その営農条件及び周辺の市街地化の状況からみて区分し、許可の可否を判断することとされている。 具体的な農地の区分及び当該区分における許可の可否の基準は、以下のとおりである。 ア 農用地区域内にある農地（法第4条第6項第1号イ） (7) 要件 法第4条第6項第1号イに掲げる農地は、農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められ</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 農地又は採草放牧地の転用 1 法第4条第2項関係 農地を農地以外のものにする者が、法第4条第1項の都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）第8条第1項各号に掲げる法律（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従って農地を農地以外のものにする場合で同条第2項各号のいずれかに該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けようとする場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、次の(1)及び(2)の基準に基づき、当該許可の可否を判断することとされている。 なお、「農地を農地以外のものにする者」とは、およそ農地を農地以外のものにする事実行為をなすすべての者をいう。 また、「同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合」とは、同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとするときの農地の面積が4ヘクタールを超える場合をいう。 (1) 営農条件等からみた農地の区分に応じた許可基準（以下「立地基準」という。法第4条第2項第1号及び第2号）申請に係る農地を、その営農条件及び周辺の市街地化の状況からみて区分し、許可の可否を判断することとされている。 具体的な農地の区分及び当該区分における許可の可否の基準は、以下のとおりである。 ア 農用地区域内にある農地（法第4条第2項第1号イ） (7) 要件 法第4条第2項第1号イに掲げる農地は、農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められ</p>

た土地の区域（以下「農用地区域」という。同条第2項第1号）内にある農地である。

(イ) 許可の基準

農用地区域内にある農地の転用は、原則として、許可をすることができない。これは、市町村の定める農業振興地域整備計画において、農用地区域が農用地等として利用すべき土地の区域として位置付けられていることによる。

ただし、農地の転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

a 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。以下同じ。）に係る事業の用に供するために行われるものであること（法第4条第6項ただし書）。

b 農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること（法第4条第6項ただし書）。

c 次のすべてに該当するものであること（農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）第4条第1項第1号）。

(a)・(b) (略)

イ 良好な営農条件を備えている農地（第1種農地。法第4条第6項第1号ロ）

(イ) 要件

法第4条第6項第1号ロに掲げる農地のうち市街化調整区域内にある令第6条に規定する農地（以下「甲種農地」という。）以外のもの（以下「第1種農地」という。）は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するものである。

ただし、申請に係る農地が第1種農地の要件に該当する場合であっても、法第4条第6項第1号ロ(1)に掲げる農地（以下「第3種農地」という。）の要件又は同号ロ(2)に掲げる農地（甲種農地、第1種農地又は第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地と併せ、以下「第2種農地」という。）の要件に該当するものは、第1種農地ではなく、第2種農地又は第3種農地として区分される（法第4条第6

た土地の区域（以下「農用地区域」という。同条第2項第1号）内にある農地である。

(イ) 許可の基準

農用地区域内にある農地の転用は、原則として、許可をすることができない。これは、市町村の定める農業振興地域整備計画において、農用地区域が農用地等として利用すべき土地の区域として位置付けられていることによる。

ただし、農地の転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

a 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。以下同じ。）に係る事業の用に供するために行われるものであること（法第4条第2項ただし書）。

b 農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること（法第4条第2項ただし書）。

c 次のすべてに該当するものであること（令第10条第1項第1号）。

(a)・(b) (略)

イ 良好な営農条件を備えている農地（第1種農地。法第4条第2項第1号ロ）

(イ) 要件

法第4条第2項第1号ロに掲げる農地のうち市街化調整区域内にある令第12条に規定する農地（以下「甲種農地」という。）以外のもの（以下「第1種農地」という。）は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するものである。

ただし、申請に係る農地が第1種農地の要件に該当する場合であっても、法第4条第2項第1号ロ(1)に掲げる農地（以下「第3種農地」という。）の要件又は同号ロ(2)に掲げる農地（甲種農地、第1種農地又は第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地と併せ、以下「第2種農地」という。）の要件に該当するものは、第1種農地ではなく、第2種農地又は第3種農地として区分される（法第4条第2

項第1号口括弧書。

a おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（令第5条第1号）
「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集团的に存在する農地をいう。

なお、農業用道路、農業用排水施設、防風林等により分断されている場合や農業用施設等が点在している場合であつても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には、一団の農地として取り扱われる。

また、傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わないことが適当と考えられる。

b 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、次の(a)及び(b)の要件を満たす事業（以下「特定土地改良事業等」という。）の施行に係る区域内にある農地（令第5条第2号）

「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。

(a)・(b) (略)

c 傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地（令第5条第3号）

(1) 許可の基準

第1種農地の転用は、原則として、許可をすることができない。ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

a 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものであること（法第4条第6項ただし書）。

b 申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するたために行うものであつて、当該利用の目的

項第1号口括弧書。

a おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（令第11条第1号）

「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集团的に存在する農地をいう。

なお、農業用道路、農業用排水施設、防風林等により分断されている場合や農業用施設等が点在している場合であつても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には、一団の農地として取り扱われる。

また、傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わないことが適当と考えられる。

b 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、次の(a)及び(b)の要件を満たす事業（以下「特定土地改良事業等」という。）の施行に係る区域内にある農地（令第11条第2号）

「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。

(a)・(b) (略)

c 傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地（令第11条第3号）

(1) 許可の基準

第1種農地の転用は、原則として、許可をすることができない。ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

a 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものであること（法第4条第2項ただし書）。

b 申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するたために行うものであつて、当該利用の目的

を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること（令第4条第1項第2号柱書、同項第1号イ）。

なお、砂利の採取を目的とす一時転用については、アのイのcの(a)のi及びiiに掲げる事項のすべてに該当する必要があると考えられる。

c 申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として次に掲げるもの（b）から（e）までに掲げる施設にあつては、第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによつてはその目的を達成することができないと認められるものに限る。）の用に供するために行われるものであること（令第4条第1項第2号イ、則第33条）。

「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによつてはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第2種農地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

(a) 農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設

i 農業用施設には、次の施設が該当する。

(i) (略)

(ii) 畜舎、温室、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいう。）、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設

(iii) (略)

ii 農畜産物処理加工施設には、その地域で生産される農畜産物（主として、当該施設を設置する者が生産する農畜産物又は当該施設が設置される市町村及びその近隣の市町村の区域内において生産される農畜産物をいう。iiiにおいて同じ。）を原料として処理

を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること（令第10条第1項第2号柱書、同項第1号イ）。

なお、砂利の採取を目的とす一時転用については、アのイのcの(a)のi及びiiに掲げる事項のすべてに該当する必要があると考えられる。

c 申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として次に掲げるもの（b）から（e）までに掲げる施設にあつては、第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによつてはその目的を達成することができないと認められるものに限る。）の用に供するために行われるものであること（令第10条第1項第2号イ、則第33条）。

「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによつてはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第2種農地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

(a) 農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設

i 農業用施設には、次の施設が該当する。

(i) (略)

(ii) 畜舎、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設

(iii) (略)

ii 農畜産物処理加工施設には、その地域で生産される農畜産物を原料として処理又は加工を行う、精米所、果汁（びん詰、缶詰）製造工場、漬物製造施設、野菜加工施設、製茶施設、い草加工施設、食肉処理加工施設等が該当する。

又は加工を行う、精米所、果汁（びん詰、缶詰）製造工場、漬物製造施設、野菜加工施設、製茶施設、い草加工施設、食肉処理加工施設等が該当する。

iii 農畜産物販売施設には、その地域で生産される農畜産物（当該農畜産物が処理又は加工されたものを含む。）の販売を行う施設で、農業者自ら設置する施設のほか、農業者の団体、iiの処理又は加工を行う者等が設置する地域特産物販売施設等が該当する。

iv・v (略)

(b)・(e) (略)

d 申請に係る農地を市街地に設置することが困難又は不適当なものとして次に掲げる施設の用に供するために行われるものであること（令第4条第1項第2号ロ、則第34条）。

(a)～(c) (略)

e 申請に係る農地を特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第4条第1項第2号ハ、則第35条）。

(a)～(f) (略)

f 申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。ただし、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る甲種農地の面積の割合が5分の1を超えないものでなければならぬ（令第4条第1項第2号ニ、則第36条）。

g 申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業で次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第4条第1項第2号ホ、則第37条）。

(a) 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業（太陽光を電気に変換する設備に関するものを除く。）

iii 農畜産物販売施設には、その地域で生産される農畜産物の販売を行う施設で、農業者自ら設置する施設のほか、農業者の団体等が設置する地域特産物販売施設等が該当する。

iv・v (略)

(b)・(e) (略)

d 申請に係る農地を市街地に設置することが困難又は不適当なものとして次に掲げる施設の用に供するために行われるものであること（令第10条第1項第2号ロ、則第34条）。

(a)～(c) (略)

e 申請に係る農地を特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第10条第1項第2号ハ、則第35条）。

(a)～(f) (略)

f 申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。ただし、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る甲種農地の面積の割合が5分の1を超えないものでなければならぬ（令第10条第1項第2号ニ、則第36条）。

g 申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業で次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること（令第10条第1項第2号ホ、則第37条）。

(a) 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業

(b)～(k) (略)

(1) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第5条第1項に規定する基本計画に定められた同条第2項第2号に掲げる区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において同法第7条第1項に規定する設備整備計画（当該設備整備計画のうち同条第2項第2号に掲げる事項について同法第6条第1項に規定する協議会における協議が調ったものであり、かつ、同法第7条第4項第1号又は第2号に係る当該設備整備計画についての協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第3条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備

「農業上の土地利用との調整」は、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画制度の運用に関するガイドラインについて」（平成26年5月30日付け26食産第974号・26農振第700号・26林政利第43号・26水港第1087号・20140530資第51号・環政計発第1405301号・環自総発第1405302号農林水産省食料産業局長・農村振興局長・林野庁長官・水産庁長官、経済産業省資源エネルギー庁長官、環境省総合環境政策局長・自然環境局長連名通知）第4の2（2）①ニに定めるところにより行う。

h 地域整備法（令第4条第1項第2号へ(1)から(4)までに掲げる法律をいう。以下同じ。）の定めるところに従って行われる場合で令第4条第1項第2号へ(1)から(4)までのいずれかにか該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合で(a)に掲げる要件に該当するものであることを掲げる要件に該当するものであること。

「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」とは、土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているものとして(b)に掲げる計画に限られる（令第4条第1項第2号へ(5)、則第38条及び第39条）。

また、「地域整備法の定めるところに従って行われる場合」については、別に農村振興局長が定めるところにより、あらかじめ地域整備法による施設の整備と農業上の

(b)～(k) (略)

(1) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第5条第1項に規定する基本計画に定められた同条第2項第2号に掲げる区域（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）内において同法第7条第1項に規定する設備整備計画（当該設備整備計画のうち同条第2項第2号に掲げる事項について同法第6条第1項に規定する協議会における協議が調ったものであり、かつ、同法第7条第4項第1号又は第2号に係る当該設備整備計画についての協議が調ったものに限る。）に従って行われる同法第3条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備

「農業上の土地利用との調整」は、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画制度の運用に関するガイドラインについて」（平成26年5月30日付け26食産第974号・26農振第700号・26林政利第43号・26水港第1087号・20140530資第51号・環政計発第1405301号・環自総発第1405302号農林水産省食料産業局長・農村振興局長・林野庁長官・水産庁長官、経済産業省資源エネルギー庁長官、環境省総合環境政策局長・自然環境局長連名通知）第4の2（2）①ニに定めるところにより行う。

h 地域整備法の定めるところに従って行われる場合で令第8条第2項各号のいずれかにか該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合で(a)に掲げる要件に該当するものであること。

「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」とは、土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているものとして(b)に掲げる計画に限られる（令第10条第1項第2号へ、則第38条及び第39条）。

また、「地域整備法の定めるところに従って行われる場合」については、別に農村振興局長が定めるところにより、あらかじめ地域整備法による施設の整備と農業上の土地利用との調整を即地的に行う。

土地利用との調整を即地的に行う。

(a)・(b) (略)

ウ 市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地（甲種農地。令第6条）

(7) 要件

甲種農地は、第1種農地の要件に該当する農地のうち市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するものである。

a おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械（農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第2条第3項に規定する高性能農業機械をいう。）による営農に適するものと認められること（令第6条第1号、則第41条）。

b 特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のうち、当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過したものを除く。ただし、特定土地改良事業等のうち、農地を開発すること又は農地の形質に変更を加えることを目的とする事業（いわゆる面的整備事業）で次に掲げる基準に適合するもの施行に係る区域内にあるものに限られる（令第6条第2号、則第42条）。

「工事が完了した年度」については、土地改良事業の工事の場合にあつては土地改良法第113条の2第2項又は第3項の規定による公告により、土地改良事業以外の事業の工事の場合にあつては事業実績報告等により確認することが適当と考えられる。

また、「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。

(a)・(b) (略)

(イ) 許可の基準

甲種農地の転用は、原則として、許可をすることができない。

ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。この場合、甲種農地が

(a)・(b) (略)

ウ 市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地（甲種農地。令第12条）

(7) 要件

甲種農地は、第1種農地の要件に該当する農地のうち市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するものである。

a おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械（農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第2条第3項に規定する高性能農業機械をいう。）による営農に適するものと認められること（令第12条第1号、則第41条）。

b 特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のうち、当該事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過したものを除く。ただし、特定土地改良事業等のうち、農地を開発すること又は農地の形質に変更を加えることを目的とする事業（いわゆる面的整備事業）で次に掲げる基準に適合するもの施行に係る区域内にあるものに限られる（令第12条第2号、則第42条）。

「工事が完了した年度」については、土地改良事業の工事の場合にあつては土地改良法第113条の2第2項又は第3項の規定による公告により、土地改良事業以外の事業の工事の場合にあつては事業実績報告等により確認することが適当と考えられる。

また、「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。

(a)・(b) (略)

(イ) 許可の基準

甲種農地の転用は、原則として、許可をすることができない。

ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。この場合、甲種農地が

特に良好な営農条件を備えている農地であることにかんがみ、許可をすることができる場合は、第1種農地より更に限定される。

a イの(イ)のaに該当する場合(法第4条第6項ただし書)
b イの(イ)のbに該当する場合(令第4条第1項第2号柱書、同項第1号イ)

c イの(イ)のcの(a)から(e)までに掲げる施設(同(b)から(e)までに掲げる施設にあつては、第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによつてはその目的を達成することができないと認められるもの)に限り、同(e)に掲げる施設にあつては、敷地面積がおおむね500平方メートルを超えないものに限る。)の用に供するため行われるものであること(令第4条第1項第2号イ、則第33条)。

「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによつてはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第2種農地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

d イの(イ)のeの(a)から(e)までのいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること(令第4条第1項第2号ハ、則第35条)。

e イの(イ)のfに該当する場合(令第4条第1項第2号ニ、則第36条)

f イの(イ)のgの(b)、(d)、(e)又は(h)から(j)までのいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること(令第4条第1項第2号ホ、則第37条)。

g イの(イ)のhに該当する場合(令第4条第1項第2号ヘ、則第38条及び第39条)

エ 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地(第3種農地。法第4条第6項第1号ロ(1))
(7) 要件

第3種農地は、農用地区域内にある農地以外の農地のう

特に良好な営農条件を備えている農地であることにかんがみ、許可をすることができる場合は、第1種農地より更に限定される。

a イの(イ)のaに該当する場合(法第4条第2項ただし書)
b イの(イ)のbに該当する場合(令第10条第1項第2号柱書、同項第1号イ)

c イの(イ)のcの(a)から(e)までに掲げる施設(同(b)から(e)までに掲げる施設にあつては、第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによつてはその目的を達成することができないと認められるもの)に限り、同(e)に掲げる施設にあつては、敷地面積がおおむね500平方メートルを超えないものに限る。)の用に供するため行われるものであること(令第10条第1項第2号イ、則第33条)。

「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによつてはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第2種農地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

d イの(イ)のeの(a)から(e)までのいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること(令第10条第1項第2号ハ、則第35条)。

e イの(イ)のfに該当する場合(令第10条第1項第2号ニ、則第36条)

f イの(イ)のgの(b)、(d)、(e)又は(h)から(j)までのいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること(令第10条第1項第2号ホ、則第37条)。

g イの(イ)のhに該当する場合(令第10条第1項第2号ヘ、則第38条及び第39条)

エ 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地(第3種農地。法第4条第2項第1号ロ(1))
(7) 要件

第3種農地は、農用地区域内にある農地以外の農地のう

ち、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、次に掲げる区域内にあるものである（令第7条、則第43条及び第44条）。

なお、申請に係る農地が第3種農地の要件に該当する場合には、同時に第1種農地の要件に該当する場合であっても、第3種農地として区分される（法第4条第6項第1号ロ括弧書）。

a ～ c (略)

(イ) (略)

オ エの区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地（第2種農地。法第4条第6項第1号ロ(2)）

(ア) 要件

第2種農地は、農用地区域内にある農地以外の農地のうち、エの区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、次に掲げる区域内にあるものである（令第8条、則第45条及び第46条）。

なお、申請に係る農地が第2種農地の要件に該当する場合は、同時に第1種農地の要件に該当する場合であっても、第2種農地として区分される（法第4条第6項第1号ロ括弧書）。

a ・ b (略)

(イ) 許可の基準

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として、許可をすることができない。

なお、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することは、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

ただし、この場合であっても、次に掲げる場合には、例外的に許可をすることができ。

a 転用行為が土地収用法第26条第1項の規定による告示

ち、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、次に掲げる区域内にあるものである（令第13条、則第43条及び第44条）。

なお、申請に係る農地が第3種農地の要件に該当する場合には、同時に第1種農地の要件に該当する場合であっても、第3種農地として区分される（法第4条第2項第1号ロ括弧書）。

a ～ c (略)

(イ) (略)

オ エの区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地（第2種農地。法第4条第2項第1号ロ(2)）

(ア) 要件

第2種農地は、農用地区域内にある農地以外の農地のうち、エの区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、次に掲げる区域内にあるものである（令第14条、則第45条及び第46条）。

なお、申請に係る農地が第2種農地の要件に該当する場合は、同時に第1種農地の要件に該当する場合であっても、第2種農地として区分される（法第4条第2項第1号ロ括弧書）。

a ・ b

(イ) 許可の基準

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として、許可をすることができない。

なお、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することは、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。

ただし、この場合であっても、次に掲げる場合には、例外的に許可をすることができ。

a 転用行為が土地収用法第26条第1項の規定による告示

に係る事業の用に供するために行われるものである場合
(法第4条第6項ただし書)

- b 転用行為がイの(イ)のc、d、g又はhのいずれかに該当する場合(令第4条第2項)
この場合、イの(イ)のcの(b)から(e)までに掲げる施設にあつては、第2種農地以外の周辺の土地に設置することによつてその目的を達成することができると認められるものであつても、許可をすることができ(則第33条括弧書)。

なお、第1種農地において例外的に許可をすることができる場合のうちイの(イ)のb、e又はfの場合は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによつては当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められないため第2種農地の転用の許可をすることができ(則第33条第2項)ものであることから、改めて令第4条第2項において規定することとはされないものである。

カ その他の農地(第2種農地)

(ア) (略)

(イ) 許可の基準

法第4条第6項第2号により、第2種農地の場合と同様の基準となる。

(2) 立地基準以外の基準(一般基準。法第4条第6項第3号から第5号まで)

(1)の立地基準に適合する場合であつても、次のいずれかに該当するときは、許可をすることができない。

ア 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実に認められない場合(法第4条第6項第3号)

具体的には、次に掲げる事由がある場合である。

(ア) 転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められないこと(法第4条第6項第3号)。

(イ) 申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ないこと(法第4条第6項第3号)。

「転用行為の妨げとなる権利」とは、法第3条第1項本文に掲げる権利である。

(ウ)～(キ) (略)

(ク) 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするもので

に係る事業の用に供するために行われるものである場合
(法第4条第2項ただし書)

- b 転用行為がイの(イ)のc、d、g又はhのいずれかに該当する場合(令第10条第2項)
この場合、イの(イ)のcの(b)から(e)までに掲げる施設にあつては、第2種農地以外の周辺の土地に設置することによつてその目的を達成することができると認められるものであつても、許可をすることができ(則第33条括弧書)。

なお、第1種農地において例外的に許可をすることができる場合のうちイの(イ)のb、e又はfの場合は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによつては当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められないため第2種農地の転用の許可をすることができ(則第33条第2項)ものであることから、改めて令第10条第2項において規定することとはされないものである。

カ その他の農地(第2種農地)

(ア) (略)

(イ) 許可の基準

法第4条第2項第2号により、第2種農地の場合と同様の基準となる。

(2) 立地基準以外の基準(一般基準。法第4条第2項第3号から第5号まで)

(1)の立地基準に適合する場合であつても、次のいずれかに該当するときは、許可をすることができない。

ア 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実に認められない場合(法第4条第2項第3号)

具体的には、次に掲げる事由がある場合である。

(ア) 転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められないこと(法第4条第2項第3号)。

(イ) 申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ないこと(法第4条第2項第3号)。

「転用行為の妨げとなる権利」とは、法第3条第1項本文に掲げる権利である。

(ウ)～(キ) (略)

(ク) 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするもので

あること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない（則第47条第5号）。

a～k (略)

1 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第8条第1項に規定する同意基本計画に基づき同法第2条第2項に規定する拠点地区内において同項の事業として住宅及び住宅地若しくは同法第6条第5項に規定する教養文化施設等の用に供される土地を造成するため又は同条第4項に規定する拠点地区内において同法第2条第3項に規定する産業業務施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であつて、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

m (略)

n 地方公共団体（都道府県及び指定市町村を除く。）又は独立行政法人都市再生機構その他国（国が出資している法人を含む。）の出資により設立された地域の開発を目的とする法人が工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合

o (略)

p 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第3条第1項第3号に規定する事業協同組合等が同号に掲げる事業の実施により工場、事業場その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合

q～s (略)

イ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあること認められる場合（法第4条第6項第4号）
申請に係る農地の転用行為により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第4条第6項第4号）には、許可をすることができない。

「災害を発生させるおそれがあると認められる場合」とは、土砂の流出又は崩壊のおそれがあると認められる場合のほか、ガス、粉じん又は鉱煙の発生、湧水、捨石等により周辺の農

あること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない（則第47条第5号）。

a～k (略)

1 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第8条第1項に規定する同意基本計画に基づき同法第2条第2項に規定する拠点地区内において同項の事業として住宅及び住宅地若しくは同法第6条第4項に規定する教養文化施設等の用に供される土地を造成するため又は同条第3項に規定する拠点地区内において同法第2条第3項に規定する産業業務施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であつて、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められるとき。

m (略)

n 地方公共団体（都道府県を除く。）又は独立行政法人都市再生機構その他国（国が出資している法人を含む。）の出資により設立された地域の開発を目的とする法人が工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合

o (略)

p 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第2条第1項第3号に規定する事業協同組合等が同号に掲げる事業の実施により工場、事業場その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合

q～s (略)

イ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあること認められる場合（法第4条第2項第4号）
申請に係る農地の転用行為により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第4条第2項第4号）には、許可をすることができない。

「災害を発生させるおそれがあると認められる場合」とは、土砂の流出又は崩壊のおそれがあると認められる場合のほか、ガス、粉じん又は鉱煙の発生、湧水、捨石等により周辺の農

地の営農条件への支障がある場合をいう。

また、「周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」としては、法に例示されているもののほか、次に掲げる場合が想定される。

(ア)～(ウ) (略)

ウ 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を転用しようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき（法第4条第6項第5号）。

「その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されること」とは、一時的な利用に供された後、速やかに農地として利用することができる状態に回復されることをいう。

2 法第4条第4項関係

農業委員会は、法第4条第3項の規定により意見を述べようとするとき（同一の事業（同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとする事業をいう。）の目的に供するため30アールを超える農地転用に係るものに限る。）は、あらかじめ、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

また、農業委員会は、意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くことができる。

農業委員会から意見を求められた事案についての都道府県農業委員会ネットワーク機構の審議は、原則として書面審理によることが適当と考えられる。

なお、農業委員会は、都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くために必要な書面（以下「諮問書」という。）の記載内容が簡略化されたり、諮問書の提出が都道府県農業委員会ネットワーク機構における審議の直前となることのないよう留意することが適当と考えられる。

3 法第4条第8項関係

(1) 国、都道府県又は指定市町村が農地を農地以外のものにしようとする場合には、直接、都道府県知事等に対し、文書により

地の営農条件への支障がある場合をいう。

また、「周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」としては、法に例示されているもののほか、次に掲げる場合が想定される。

(ア)～(ウ) (略)

ウ 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を転用しようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき（法第4条第2項第5号）。

「その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されること」とは、一時的な利用に供された後、速やかに農地として利用することができる状態に回復されることをいう。

2 法第4条第3項関係

都道府県知事が、法第4条第1項の許可をしようとするときは、同条第3項の規定により、あらかじめ、都道府県農業会議（以下「農業会議」という。）の意見を聴かなければならない。

都道府県知事から諮問を受けた事案についての農業会議の審議は、原則として書面審理によることが適当と考えられる。

また、都道府県知事は、農業会議の意見を聴くために必要な書面（以下「諮問書」という。）の記載内容が簡略化されたり、当該書面の提出が農業会議の常任議員の会議の開催の直前となることのないよう留意することが適当と考えられる。

さらに、都道府県知事が農地転用の許可をしようとするときに、農業会議の意見を聴くこととしてしている趣旨は、農業全般について広い見地から意見を聴くことにより公平な処分が行われることを確保しようとするものであることから、諮問書の記載内容及び農業会議への提出期日については、必要に応じ農業会議との間で十分に調整等を行いながら的確に対応することが適当と考えられる。

3 法第4条第5項関係

(1) 国又は都道府県が農地を農地以外のものにしようとする場合には、直接、都道府県知事（国又は都道府県が同一の事業の目

協議を求めるとし、当該文書の提出により協議を受けた都道府県知事は、当該協議を成立させるか否かについて文書により回答することが適当と考えられる。

(2) 法第4条第8項の協議の成立又は不成立の判断基準については、1の法第4条第1項の許可の基準の例による。したがって、国、都道府県又は指定市町村は、則第25条各号に掲げる施設を設置するための用地として農地を選定せざるを得ない場合には、同項の許可を受けることのできる農地が選定されるよう、当該協議に先立って都道府県知事等と十分に調整を行うことが適当と考えられる。

(3) 都道府県知事等は、あらかじめ、国、都道府県又は指定市町村が則第25条各号に掲げる施設を設置するために農地転用を行うことによる影響をできる限り客観的かつ定量的に評価するための仕組みや基準を策定しておくとともに、(2)の調整に当たっては、国、都道府県又は指定市町村に対し、十分に説得力のある説明を行うことが望ましい。

4 (略)

5 法第5条第3項関係

法第5条第3項において準用する法第4条第4項又は第5項の規定による都道府県農業委員会ネットワーク機構からの意見聴取については、2と同様となる。

6 (略)

7 法第51条及び第52条の4関係

(1) 違反転用の防止及び早期発見・是正のための取組

ア 都道府県又は指定市町村の取組

違反転用の防止及び早期発見・是正を図るため、都道府県又は指定市町村においては、次に掲げる取組を行うことが適当と考えられる。

(7) 違反転用を防止するためには、まず、地域住民・農業者に対する啓発を図ることが重要であることから、都道府県又は指定市町村自ら啓発活動に取り組むとともに、地域住

的に供するため4ヘクタールを超える農地を農地以外にする場合には、農林水産大臣。以下3において同じ。)に対し、文書により協議を求めるとし、当該文書の提出により協議を受けた都道府県知事は、当該協議を成立させるか否かについて文書により回答することが適当と考えられる。

(2) 法第4条第5項の協議の成立又は不成立の判断基準については、1の法第4条第1項の許可の基準の例による。したがって、国又は都道府県は、則第28条各号に掲げる施設を設置するための用地として農地を選定せざるを得ない場合には、同項の許可を受けることのできる農地が選定されるよう、当該協議に先立って都道府県知事と十分に調整を行うことが適当と考えられる。

(3) 都道府県知事は、あらかじめ、国又は都道府県が則第28条各号に掲げる施設を設置するために農地転用を行うことによる影響をできる限り客観的かつ定量的に評価するための仕組みや基準を策定しておくとともに、(2)の調整に当たっては、国又は都道府県に対し、十分に説得力のある説明を行うことが望ましい。

4 (略)

5 法第5条第3項関係

法第5条第3項において準用する法第4条第3項の規定による農業会議からの意見聴取については、2と同様となる。

6 (略)

7 法第51条関係

(1) 違反転用の防止及び早期発見・是正のための取組

ア 都道府県の取組

違反転用の防止及び早期発見・是正を図るため、都道府県においては、次に掲げる取組を行うことが適当と考えられる。

(7) 違反転用を防止するためには、まず、地域住民・農業者に対する啓発を図ることが重要であることから、都道府県自ら啓発活動に取り組むとともに、地域住民・農業者によ

民・農業者により身近である農業委員会において、イによる啓発活動が活発に行われるよう助言・指導を行うこと。

(イ) 違反行為が生じた場合には、時間が経過するほど原状回復が難しくなる傾向があることから、早期に発見し是正指導に着手することが重要である。このため、農業委員会が違反転用を把握した場合における都道府県知事等に対する報告が迅速になされるよう、日ごろから農業委員会との情報連絡体制を密にするともに、農業委員会において違反転用に對する情報収集体制が整備されるよう助言・指導を行うこと。

(ウ) (略)

(エ) 産業廃棄物等の投棄による違反転用については、都道府県又は指定市町村の環境担当部局や地元警察との情報連絡体制を密にし、これらの機関との連携により違反転用の早期発見・早期是正に努めること。

イ 農業委員会の取組

違反転用の防止及び早期発見・是正を図るため、農業委員会においては、次に掲げる取組を行うことが適当と考えられる。

(ア) (略)

(イ) 農業委員会は、国、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等関係機関との連携の下で、違反転用に関する情報の効率的な収集体制及び関係機関相互間の情報連絡体制の整備に努めること。

(ウ) 農業委員会は、必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、法第51条の規定による命令その他必要な措置を講ずべきことを要請することができ、この要請は、原則として書面によることが適当と考えられる。

(2) 法第51条第1項の規定による処分の基準

ア～ウ (略)

(削る。)

り身近である農業委員会において、イによる啓発活動が活発に行われるよう助言・指導を行うこと。

(イ) 違反行為が生じた場合には、時間が経過するほど原状回復が難しくなる傾向があることから、早期に発見し是正指導に着手することが重要である。このため、農業委員会が違反転用を把握した場合における都道府県知事等に対する報告が迅速になされるよう、日ごろから農業委員会との情報連絡体制を密にするともに、農業委員会において違反転用に對する情報収集体制が整備されるよう助言・指導を行うこと。

(ウ) (略)

(エ) 産業廃棄物等の投棄による違反転用については、都道府県の環境担当部局や地元警察との情報連絡体制を密にし、これらの機関との連携により違反転用の早期発見・早期是正に努めること。

イ 農業委員会の取組

違反転用の防止及び早期発見・是正を図るため、農業委員会においては、次に掲げる取組を行うことが適当と考えられる。

(ア) (略)

(イ) 農業委員会は、国、都道府県、土地改良区、農業協同組合等関係機関との連携の下で、違反転用に関する情報の効率的な収集体制及び関係機関相互間の情報連絡体制の整備に努めること。

(新設)

(2) 法第51条第1項の規定による処分の基準

ア～ウ (略)

エ 都道府県知事は、法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反した者又はその一般承継人に対して法第51条第1項の規定による命令をしようとするときは、工事その他の行為の停止を命ずる場合を除き、あらかじめ、地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。)に協議することとする。

二 なお、法第3条第1項又は第18条第1項の許可について、詐欺、強迫等によりその意思決定に瑕疵がある場合又は収賄その他の不正行為に基づきなされた場合には、法第51条第1項の規定にかかわらず、公益上の必要があるときは、当該許可を取り消すことができると解される。

(3) (略)

(4) 法第51条第5項に規定する費用の徴収の方法

法第51条第5項に規定する費用の徴収の方法については、行政執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用することとされていることから、実際に要した費用の額及びこれを納付すべき期日を定め、違反転用者等に対し、文書をもってその納付を命じなければならぬとともに、代執行に要した費用は、当該期日までに納付されない場合は、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

具体的には、次に掲げる点に留意する必要がある。

ア 国税滞納処分の手続においては、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえた上で、差押財産を公売に付すこととされているが、滞納者の所在が不明である場合には、これらの手続に際し、公示送達が認められること（国税徴収法第5章及び国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条）から、都道府県知事等は、違反転用者等の所在が不明である場合には、当該違反転用者等に対して差押書を公示送達の手続により送達することによつて、その財産を差し押え、公売を行い、代執行に要した費用を徴収することができることとなり、売却価格から代執行に要した費用を差し引いた額は、法務局に供託することとなる。

イ (略)

8 法第59条関係

(1) (略)

(2) 農地転用許可事務に係る実態調査

地方農政局等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）は、毎年、都道府県知事等の処理する農地転用許可事務について実態調査を行い、不適正な事務処理がなされていると認められる場合には、その改善を図るため、同法第245条の4第1項の助言若しくは勧告又は同

才 なお、法第3条第1項又は第18条第1項の許可について、詐欺、強迫等によりその意思決定に瑕疵がある場合又は収賄その他の不正行為に基づきなされた場合には、法第51条第1項の規定にかかわらず、公益上の必要があるときは、当該許可を取り消すことができると解される。

(3) (略)

(4) 法第51条第5項に規定する費用の徴収の方法

法第51条第5項に規定する費用の徴収の方法については、行政執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用することとされていることから、実際に要した費用の額及びこれを納付すべき期日を定め、違反転用者等に対し、文書をもってその納付を命じなければならぬとともに、代執行に要した費用は、当該期日までに納付されない場合は、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

具体的には、次に掲げる点に留意する必要がある。

ア 国税滞納処分の手続においては、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえた上で、差押財産を公売に付すこととされているが、滞納者の所在が不明である場合には、これらの手続に際し、公示送達が認められること（国税徴収法第5章及び国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条）から、農林水産大臣又は都道府県知事は、違反転用者等の所在が不明である場合には、当該違反転用者等に対して差押書を公示送達の手続により送達することによつて、その財産を差し押え、公売を行い、代執行に要した費用を徴収することができることとなり、売却価格から代執行に要した費用を差し引いた額は、法務局に供託することとなる。

イ (略)

8 法第59条関係

(1) (略)

(2) 農地転用許可事務に係る実態調査

地方農政局等は、毎年、都道府県知事（都道府県知事の仕事で地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合にあっては、当該市町村。(3)において「都道府県知事等」という。）の処理する農地転用許可事務について実態調査を行

法第245条の5第1項の規定による求め（都道府県知事の事務を同法第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合）は、同法第245条の4第2項又は第245条の5第2項の指示。以下「是正の要求等」という。）を行うことが適当と考えられる。

なお、当該調査は、指定市町村の長による事務処理及び都道府県知事による2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用に係る事務処理について重点的に行うほか、その都度、必要に応じて重点課題等を定めて行う。

(3) (略)

第3 遊休農地に関する措置

法第1条に規定する目的及び法第2条の2に規定する農地について権利を有する者の責務の趣旨を踏まえて、法令上例外措置が認められている場合を除き、法第4章の遊休農地に関する措置を必ず講じなければならないことに留意されたい。

また、贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地については、法第36条第1項の勧告があつた場合には納税猶予の期限が確定することから、「遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について」（平成26年9月30日付け26経営第948号農林水産省経営局長通知）の内容に十分留意されたい。

1 法第30条第1項関係

法第30条第1項に規定する利用状況調査は、次に掲げる事項に留意されたい。

(1) (略)

(2) 調査の方法

ア 旧市町村、大字等適当な範囲で区域を区切り、担当の農地利用最適化推進委員（農地利用最適化推進委員を委嘱していない農業委員会）は、農業委員を定め、必要に応じて地域の農業事情に精通した者、農業団体等の協力を得て、調査すること。

イ・ウ (略)

2～4 (略)

第4 遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについて

(1) 法第32条第6項においては、法第4条第1項又は第5条第1項

い、不適正な事務処理がなされっていると認められる場合には、その改善を図るため、同法第245条の4第1項の助言若しくは勧告又は同法第245条の5第1項の規定による求め（都道府県知事の事務を同法第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合）は、同法第245条の4第2項又は第245条の5第2項の指示。以下「是正の要求等」という。）を行うことが適当と考えられる。

なお、当該調査は、その都度、重点課題等を定めて行う。

(3) (略)

第3 遊休農地に関する措置

法第1条に規定する目的及び法第2条の2に規定する農地について権利を有する者の責務の趣旨を踏まえて、法令上例外措置が認められている場合を除き、法第4章の遊休農地に関する措置を必ず講じなければならないことに留意されたい。

また、贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地については、法第36条第1項の勧告があつた場合には納税猶予の期限が確定することから、「遊休農地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適正な運用について」（平成26年9月30日付け26経営第948号農林水産省経営局長通知）の内容に十分留意されたい。

1 法第30条第1項関係

法第30条第1項に規定する利用状況調査は、次に掲げる事項に留意されたい。

(1) (略)

(2) 調査の方法

ア 旧市町村、大字等適当な範囲で区域を区切り、担当の農業委員を定め、必要に応じて地域の農業事情に精通した者、農業団体等の協力を得て、調査すること。

イ・ウ (略)

2～4 (略)

第4 遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについて

(1) 法第32条第6項においては、法第4条第1項又は第5条第1項

の許可に係る農地その他農林水産省令で定める農地については、法第32条第1項又は第33条第1項の規定による利用意向調査の対象とはならないこととされている。

このうち、則第77条第1号に掲げる農地は、遊休農地状態にあり、かつ、所有者等によっても、都道府県知事による裁定の相手方とされている農地中間管理機構によっても、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないものである。

このため、農業委員会は、則第77条第1号に掲げる土地であつて、(3)のア又はイに該当する旨総会又は部会の議決により判断したものについては、その所有者等及び都道府県、市町村、法務局等の関係機関に対して、対象地は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しない旨を通知するとともに、対象地について、農地台帳の整理等を行うこと。ただし、法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反すると認められる場合は法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可に付された条件に違反すると認められる場合はこの限りでない。

(2) 農業委員会は、則第77条第1号に掲げる土地以外の土地について、所有者から農地法第2条第1項の農地に該当しないことの証明を依頼された場合、次に掲げる手続に従い、農地に該当するか否かの判断を行うこと。

ア 法第30条の利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する調査（「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づき調査をいう。）等を踏まえ、(3)の基準に従って対象地が法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて総会又は部会の議決により判断する。

イ・ウ (略)
(3)・(4) (略)

第5・第6 (略)

の許可に係る農地その他農林水産省令で定める農地については、法第32条第1項又は第33条第1項の規定による利用意向調査の対象とはならないこととされている。

このうち、則第77条第1号に掲げる農地は、遊休農地状態にあり、かつ、所有者等によっても、都道府県知事による裁定の相手方とされている農地中間管理機構によっても、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないものである。

このため、農業委員会は、則第77条第1号に掲げる土地であつて、(3)のア又はイに該当する旨総会又は農地部会の議決により判断したものについては、その所有者等及び都道府県、市町村、法務局等の関係機関に対して、対象地は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しない旨を通知するとともに、対象地について、農地台帳の整理等を行うこと。ただし、法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反すると認められる場合は法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可に付された条件に違反すると認められる場合はこの限りでない。

(2) 農業委員会は、則第77条第1号に掲げる土地以外の土地について、所有者から農地法第2条第1項の農地に該当しないことの証明を依頼された場合、次に掲げる手続に従い、農地に該当するか否かの判断を行うこと。

ア 法第30条の利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する調査（「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）に基づき調査をいう。）等を踏まえ、(3)の基準に従って対象地が法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて総会又は農地部会の議決により判断する。

イ・ウ (略)
(3)・(4) (略)

第5・第6 (略)

附 則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

○農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）
の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>別紙1</p> <p>農地法に係る事務処理要領</p> <p>第1 農地又は採草放牧地の権利移動の関係</p> <p>1 法第3条第1項の許可申請手続 (1)・(2) (略) (3) 許可申請書に則第10条第2項第9号の「その他参考となるべき書類」(営農計画書、損益計算書の写し、総会議事録の写し等)を添付させる場合には、申請負担軽減の観点から、特に次のことに留意する。 ア～ウ (略)</p> <p>2 農業委員会の処理 農業委員会は、許可申請書の提出があった場合には、次により処理する必要がある。 (1) 農業委員会は、許可申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、その申請が適法なものであるかどうか、農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」という。)第3条の規定に違反しないかどうか、及び「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。)別紙1の第3に規定する許可基準に該当しないかどうかを判定する。この場合において、申請者又はその世帯員等が法第3条第1項本文に掲げる権利を有している農地等に他の農業委員会の区域内にある農地等が含まれている場合は、当該区域を管轄する農業委員会と連携してその実情を確認することが望ましい。また、農地所有適格法人以外の法人等(法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする法人及び個人をいう。以下同じ。)にあっては、あらかじめ市町村長に農地所有適格法人以外の法人等に許可をしようとする旨を通知し、当該通知に対する市町村長の意見があった場合は当該意見も参考の上判定する。</p>	<p>別紙1</p> <p>農地法に係る事務処理要領</p> <p>第1 農地又は採草放牧地の権利移動の関係</p> <p>1 法第3条第1項の許可申請手続 (1)・(2) (略) (3) 許可申請書に則第10条第2項第11号の「その他参考となるべき書類」(営農計画書、損益計算書の写し、総会議事録の写し等)を添付させる場合には、申請負担軽減の観点から、特に次のことに留意する。 ア～ウ (略)</p> <p>2 農業委員会の処理 農業委員会は、許可申請書の提出があった場合には、次により処理する必要がある。 (1) 農業委員会は、許可申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実情を調査し、その申請が適法なものであるかどうか、農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」という。)第3条の規定に違反しないかどうか、及び「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。)別紙1の第3に規定する許可基準に該当しないかどうかを判定する。この場合において、申請者又はその世帯員等が法第3条第2項第1号に掲げる権利を有している農地等に他の農業委員会の区域内にある農地等が含まれている場合は、当該区域を管轄する農業委員会と連携してその実情を確認することが望ましい。また、農業生産法人以外の法人等(法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けようとする法人及び個人をいう。以下同じ。)にあっては、あらかじめ市町村長に農業生産法人以外の法人等に許可をしようとする旨を通知し、当該通知に対する市町村長の意見があった場合は当該意見も参考の上判定する。</p>

る。なお、市町村長が意見を述べる事務が適正かつ迅速に処理されるよう、農業委員会は、農地所有適格法人以外の法人等から許可申請書の提出があった時点で、市町村の担当部に連絡を行うことが望ましい。

また、この場合において、許可申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、これの補正又は追完を求めめる必要がある。

- (2) (略)
- (3) 農業委員会は、(2)の処分をしたときは、当該処分について、その内容、その目的となつた権利の設定又は移転の種類等に応じて必要な区分をし、その区分ごとに許可申請書を指令書の写しとともに整理して保管する。

また、農地所有適格法人に対して許可を行つた場合には、その農地等の権利取得時における要件の適合状況を法第3条第1項の許可申請書等により、第5の2の農地所有適格法人要件確認書に取りまとめておく。

- 3 (略)
- 4 法第3条第1項第13号又は第14号の2の届出関係

(1)・(2) (略)

(3) 事務処理上の留意事項

ア (略)

イ 農業委員会は、(2)の規定による事務処理に当たっては、届出に係る農地等の利用関係について現に紛争が生じている場合を除き、農業委員会の事務局長に専決処理させること等により迅速な事務処理を行う体制を整備するものとする。

なお、専決処理する場合には、総会又は部会の議を経てあらかじめ事務処理規程を作成しておくものとするが、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は部会に報告する必要がある。

信託関係

- 5 (1) 農業委員会の処理

ア・イ (略)

ウ 農業委員会は、必要があるときは、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。)第35条第1項の規定により農業協同組合又は農地中間管理機構につき信託財産の処理状況を調査する。

(2) (略)

町村長が意見を述べる事務が適正かつ迅速に処理されるよう、農業委員会は、農業生産法人以外の法人等から許可申請書の提出があった時点で、市町村の担当部に連絡を行うことが望ましい。

また、この場合において、許可申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、これの補正又は追完を求めめる必要がある。

- (2) (略)
- (3) 農業委員会は、(2)の処分をしたときは、当該処分について、その内容、その目的となつた権利の設定又は移転の種類等に応じて必要な区分をし、その区分ごとに許可申請書を指令書の写しとともに整理して保管する。

- 3 (略)
- 4 法第3条第1項第13号又は第14号の2の届出関係

(1)・(2) (略)

(3) 事務処理上の留意事項

ア (略)

イ 農業委員会は、(2)の規定による事務処理に当たっては、届出に係る農地等の利用関係について現に紛争が生じている場合を除き、農業委員会の事務局長に専決処理させること等により迅速な事務処理を行う体制を整備するものとする。

なお、専決処理する場合には、総会又は農地部会の議を経てあらかじめ事務処理規程を作成しておくものとするが、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は農地部会に報告する必要がある。

信託関係

- 5 (1) 農業委員会の処理

ア・イ (略)

ウ 農業委員会は、必要があるときは、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。)第29条第1項の規定により農業協同組合又は農地中間管理機構につき信託財産の処理状況を調査する。

(2) (略)

<p>6 農業委員会による<u>農地所有適格法人</u>以外の法人等の農地等の利用状況の把握</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農業委員会による報告書の徴収及び整理</p> <p>ア 毎事業年度の終了後3か月以内に報告書の提出がなかつた場合には、法第3条第3項の規定により同条第1項の許可をした農業委員会は、報告書を提出すべき農地所有適格法人以外の法人等に対して、書面により、速やかに報告するよう求める必要がある。</p> <p>イ (略)</p>	<p>6 農業委員会による<u>農業生産法人</u>以外の法人等の農地等の利用状況の把握</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農業委員会による報告書の徴収及び整理</p> <p>ア 毎事業年度の終了後3か月以内に報告書の提出がなかつた場合には、法第3条第3項の規定により同条第1項の許可をした農業委員会は、報告書を提出すべき農業生産法人以外の法人等に対して、書面により、速やかに報告するよう求める必要がある。</p> <p>イ (略)</p>
<p>第2 農地等の権利移動の許可の取消し等の関係</p> <p>1 <u>農地所有適格法人</u>以外の法人等への勧告 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 農地等の権利取得の届出の関係</p> <p>1 <u>法第3条の3</u>の届出関係 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事務処理上の留意事項</p> <p>第1の4の(3)のイの規定は、農業委員会が<u>法第3条の3</u>の届出に関する事務処理を行う場合に準用する。</p>	<p>第2 農地等の権利移動の許可の取消し等の関係</p> <p>1 <u>農業生産法人</u>以外の法人等への勧告 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 農地等の権利取得の届出の関係</p> <p>1 <u>法第3条の3</u>第1項の届出関係 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事務処理上の留意事項</p> <p>第1の4の(3)のイの規定は、農業委員会が<u>法第3条の3</u>第1項の届出に関する事務処理を行う場合に準用する。</p>
<p>第4 農地又は採草放牧地の転用の関係</p> <p>1 許可手続</p> <p>(1) 法第4条の許可申請手続</p> <p>ア 農地を転用するため法第4条第1項の許可を受けようとする者には、様式例第4号の1による申請書を当該農地の所在する区域を管轄する農業委員会（以下「<u>関係農業委員会</u>」<u>という。</u>）を経由して都道府県知事（農地法第4条第1項に規定する農林水産大臣が指定する市町村（以下「<u>指定市町村</u>」<u>という。</u>）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「<u>都道府県知事等</u>」<u>という。</u>）に提出させる。 (削る。)</p>	<p>第4 農地又は採草放牧地の転用の関係</p> <p>1 許可手続</p> <p>(1) 法第4条の許可申請手続</p> <p>ア 農地を転用するため法第4条第1項の許可を受けようとする者には、様式例第4号の1による申請書を次の(イ)又は(イ)の方法により提出させる。</p> <p>(イ) 事業計画に係る農地の面積が4ヘクタールを超える場合 (農地法施行令(昭和27年政令第445号。以下「<u>令</u>」<u>という。</u>)) 第8条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。)には、</p>

都道府県知事を経由して、北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県以外の都府県にあつては地方農政局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「地方農政局長等」という。）に提出する。

(イ) 事業計画に係る農地の面積が4ヘクタール以下である場合又は4ヘクタールを超える場合のうち第8条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当該農地の所在する市町村の区域を管轄する農業委員会（以下「関係農業委員会」という。）を経由して都道府県知事に提出する。

イ 申請書には、次に掲げる書類を添付させる。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺は、500分の1ないし2,000分の1程度）

(新規)

(カ) 所有権以外の権原に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があつたことを証する書面、申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があつたことを証する書面

(キ) 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面

(ク) 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

(コ) 当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面

(サ) その他参考となるべき書類（許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合に限り、印鑑証明、住民票等の添付を一律に求めることは適當でない。）

(削る。)

イ 申請書には、次に掲げる書類を添付させる。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺は、500分の1ないし2,000分の1程度。当該事業に関連する設計書等の既存の書類の写しを活用させることも可能である。）

(カ) 当該事業を実施するために必要な資力があることを証する書面（金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面や預貯金通帳の写し（許可を申請する者のものに限る。）を活用させることも可能である。）

(キ) 所有権以外の権原に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があつたことを証する書面、申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があつたことを証する書面

(ク) 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書面

(ク) 申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）

(コ) 当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面

(サ) その他参考となるべき書類（許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合に限り、印鑑証明、住民票等の添付を一律に求めることは適當でない。）

(2) 法第5条の許可申請手続

ア 転用の目的で農地等について権利を設定し、又は移転するため法第5条第1項の許可を受けようとする者には、様式例第4号の2による申請書を関係農業委員会を經由して都道府県知事等に提出させる。その農地の権利を取得する者が同一の事業（同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとする事業をいう。以下同じ。）の目的に供するためその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合も、同様とする。

（削る。）

（削る。）

イ 申請書には、(1)のイの(ア)から(サ)までに掲げる書類（同イの(キ)及び(ク)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。）を添付させる。

(3) (略)

(4) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は、申請書の提出があったときは、申請書の記載事項等につき検討して様式例第4号の3による意見書を作成し、これを申請書に添付して都道府県知事等に送付しな

(2) 法第5条の許可申請手続

ア 転用の目的で農地等について権利を設定し、又は移転するため法第5条第1項の許可を受けようとする者には、様式例第4号の2による申請書を次の(ア)又は(イ)の方法により提出させる。

(ア) 事業計画に係る農地の面積が4ヘクタールを超える場合（令第8条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。）

には、都道府県知事を経由して地方農政局長等に提出する。その農地の権利を取得する者が同一の事業の目的に供するためその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合も、同様とする。

(イ) 事業計画に係る土地が採草放牧地のみである場合又はその面積が4ヘクタール以下の農地である場合若しくは4ヘクタールを超える農地である場合のうち令第8条第2項各号のいずれかに該当する場合には、関係農業委員会を経由して都道府県知事に提出する。その農地の権利を取得する者が同一の事業の目的に供するためその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合も、同様とする。

イ 申請書には、(1)のイの(ア)から(コ)までに掲げる書類（同イの(カ)及び(キ)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み替える。）を添付させる。なお、転用候補地及び建設しようとする建物又は施設の配置計画が、事前審査の内示に係る土地及び配置計画と同一である場合には、様式例第4号の9の（添付書類）の1及び2により添付した図面を同イの(エ)及び(オ)の図面に充て、改めて当該図面を添付させないこととして差し支えない。

この場合、許可申請書の「その他参考となるべき事項」欄にその旨及び添付を省略する書類名を記載させる。

(3) (略)

(4) 農業委員会の処理

ア 農業委員会は、都道府県知事宛ての申請書の提出があったときは、申請書の記載事項等につき検討して様式例第4号の3による意見書を作成し、これを申請書に添付して都道府県

ればならない。この場合、都道府県農業委員会ネットワーク機構(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第42条第1項の規定による都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。)に意見を聴いたときは、当該都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見も踏まえ意見書を作成する。

また、農業委員会は、意見書の写しを保管する。
なお、意見決定の際特に問題として討議又は質疑が行われた事項があった場合には、関係議事録の写しを意見書に添付する。

イ 農業委員会は、送付した申請書に対する指令書の写しの送付を都道府県知事等から受けたときは、意見書の写しに都道府県知事等の処理結果を記入する。

(5) 都道府県知事等の処理(削る。)

知事に送付しなければならぬ。

また、農業委員会は、その意見書の写しを保管する。
なお、意見決定の際特に問題として討議又は質疑が行われた事項があった場合には、関係議事録の写しを意見書に添付する。

イ 農業委員会は、送付した申請書に対する指令書の写しの送付を都道府県知事から受けたときは、意見書の写しに都道府県知事の処理結果を記入する。

(5) 都道府県知事の処理
ア 都道府県知事は、地方農政局長等宛ての申請書の提出があったときは、申請書の記載事項等につき検討して様式例第4号の4による意見書を作成し、これを申請書に添付して、速やかに北海道にあつては農村振興局長に、都府県にあつては地方農政局長(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下第4において同じ。)に送付する。この場合において、都道府県知事は、必要があるときは、関係農業委員会から報告を徴することが望ましい。また、都道府県知事は、その意見書の写しを保管する。

(削る。)

ア 都道府県知事等は、申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、必要がある場合には実地調査を行い、許可又は不許可を決定する。

イ 都道府県知事等は、許可又は不許可を決定したときは、指令書を申請者に交付するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。この場合、指令書には、許可又は不許可に係る権利の種類及び設定又は移転の別を明記する。
なお、指令書は、当事者の連署による申請に係るものにあつては、その双方に交付する。

ウ 都道府県知事等は、申請を却下し、申請の全部若しくは一

イ 都道府県知事は、送付した申請書に対する指令書の写しの送付を農村振興局長又は地方農政局長から受けたときは、意見書の写しに農村振興局長又は地方農政局長の処理結果を記入するとともに、その内容を関係農業委員会に通知する。

ウ 都道府県知事は、都道府県知事宛ての申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、必要がある場合には実地調査を行い、許可又は不許可を決定する。

エ 都道府県知事は、許可又は不許可を決定したときは、指令書を申請者に交付するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。この場合、指令書には、許可又は不許可に係る権利の種類及び設定又は移転の別を明記する。
なお、指令書は、当事者の連署による申請に係るものにあつては、その双方に交付する。

オ 都道府県知事は、申請を却下し、申請の全部若しくは一部

部について不許可処分をし、又は附款を付して許可処分をする場合には、指令書の末尾に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める教示文を記載する。

(7) 4へクテーブル以下の場合

〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都道府県知事に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含む。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができません。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができません。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の教に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができません。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができません。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があ

について不許可処分をし、又は附款を付して許可処分をする場合には、指令書の末尾に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める教示文を記載する。

(7) 2へクテーブル以下の場合

〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、都道府県知事に異議申立書（同法第48条において準用する同法第15条第1項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して異議申立てをすることができません。（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、異議申立てをすることはできません。）

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができません。

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができません。（なお、処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができません。）

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条第1項の規定により、この処分についての異議申立てに対する決定

った日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

（留意事項）指定市町村にあっては、下線の部分は、「都道府県」は「市町村」、「都道府県知事」は「市町村長」と記載すること。

(4) (7)以外の場合
〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。） 正副2通を提出して審査請求をすることができず。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできずし、また、直接農林水産大臣に提出することもできずが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しな

を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができず。

① 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（新設）

(4) (7)以外の場合
〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条第1項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。） 正副2通を提出して審査請求をすることができず。（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、審査請求をすることができず。）

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできずし、また、直接農林水産大臣に提出することもできずが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇農政局長に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の

ければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができず。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができず。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(留意事項) 北海道及び指定市町村にあつては、下線の部分は記載しないこと。なお、指定市町村にあつては、二重下線の部分は「農林水産大臣」は「都道府県知事」、「都道府県」は「市町村」、「都道府県知事」は「市町村長」と記載すること。

(削る。)

2 第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。) 正副2通を提出して裁定の申請をすることができず。

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁判の送達を受けた日から6か月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、処分についての審査請求に対する裁判の送達を受けた日から6か月以内であっても、裁判の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条第1項の規定により、この処分についての審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁判がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

(留意事項) 北海道にあつては、下線の部分は記載しないこと。

(6) 地方農政局長等の処理

ア 地方農政局長等は、都道府県知事からの送付により申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、必要がある場合には実地調査等を行い、許可又は不許可を決定する。

イ 地方農政局長等は、許可又は不許可を決定したときは、指し書を申請者に交付するとともに、その写しを都道府県知事

に送付するものとする。この場合、指令書には許可又は不許可に係る権利の種類及び設定又は移転の別を明記する。
なお、指令書は、当事者の連署による申請に係るものにあつては、その双方に交付する。

ウ 地方農政局長等は、申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可処分をし、又は附款を付して許可処分をする場合には、指令書の末尾に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める教示文を記載する。

(7) 農林水産大臣の許可権限が地方農政局長に委任されていない場合

〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に異議申立書（同法第48条において準用する同法第15条第1項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して異議申立てをすることができません。（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、異議申立てをすることはできません。）

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があつたことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができません。

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができません。（なお、処分についての異議申立てに対する決定の

送達を受けた日から6か月以内であつても、決定の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条第1項の規定により、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかにかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができず。

- ① 異議申立てがあつた日から3か月を経過しても決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

(イ) 農林水産大臣の許可権限が地方農政局長に委任されている場合

「[教示]

1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条第1項の規定により、この処分のあつたことを知つた日から60日以内(処分があつたことを知つた日の翌日から起算します。)に、農林水産大臣に審査請求書(同法第15条第1項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)正副2通を提出して審査請求をすることができず。(なお、処分があつたことを知つた日から60日以内であつても、処分の日から1年を経過したときは、審査請求をすることはできません。)

なお、審査請求書は、〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇農政局長を経由して農林水産大臣に提出することもできずし、また、直接農林水産大臣に提出することもできず。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があつたことを知つた日から60日以内(処分があつたことを知つた日の翌日から起算します。)に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調

整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正本1通及び副本2通を提出して裁定の申請をすることができます。

2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、処分の取消しについての審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条第1項の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

(6) その他処理上の留意事項

ア 申請に係る農地等の全部又は一部が賃借権の設定された農地等である場合であつて、当該農地等について耕作又は養畜の事業を行っている者以外の者が転用するときは、その申請に係る許可は、当該農地に係る法第18条第1項の許可と併せて処理することとし、特に、指定市町村の長が処理する事案にあつては、これら双方の許可に食い違いの生じないよう、許可権者間の連絡に留意する。

イ 許可権者は、法第4条第1項又は第5条第1項の許可（以下「イ及び6の(1)のウの(7)において「農地転用許可」という。」）をしようとする場合において、当該事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第43条第1項の許可（以下「開

(7) その他処理上の留意事項

ア 申請に係る農地等の全部又は一部が賃借権の設定された農地等である場合であつて、当該農地等について耕作又は養畜の事業を行っている者以外の者が転用するときは、その申請に係る許可は、当該農地に係る法第18条第1項の許可と併せて処理することとし、特に、地方農政局長等が処理する事案にあつては、これら双方の許可に食い違いの生じないよう、許可権者間の連絡に留意する。

イ 許可権者は、法第4条第1項又は第5条第1項の許可（以下「イ及び7の(1)のエの(7)において「農地転用許可」という。」）をしようとする場合において、当該事業が都市計画法（昭和43年

発許可」という。)を要するものであるときは、開発許可の権限を有する者(以下「開発許可権者」という。)に可及的速やかに連絡し、調整を図ることが望ましい。また、農地転用許可及び開発許可は、この調整を了した後に同時にすることが望ましい。

なお、2の協議を行う場合も、同様とする。

ウ～オ (略)

カ 市町村(指定市町村を除く。)が、則第25条第1号から第3号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を設置するための用地として農地を選定せざるを得ない場合には、法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けることのできる農地が選定されるよう、当該許可申請に先立って2の(4)の例に倣い都道府県知事と十分に調整を行うことが望ましい。

2 法第4条第8項及び第5条第4項の協議の手続

(1) 法第4条第8項の協議の手続

ア 法第4条第8項の協議をしようとする国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局(以下「4条協議者」という。)は、(4)の事前調整を行った上で様式例第4号の4による協議書(削る)を都道府県知事等に提出する。

(削る。)

イ 協議書には、1の(1)のイの(イ)から(サ)までに掲げる書類を添付する。

(2) 法第5条第4項の協議の手続

ア 法第5条第4項の協議をしようとする国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局(以下「5条協議者」という。)は、(4)の事前調整を行った上で様式例第4号の5による協議書(削る)を都道府県知事等に提出する。その農地の権利を取得する者が同一の事業の目的に供するためその農地と併せて採草放

法律第100号)第29条又は第43条第1項の許可(以下「開発許可」という。)を要するものであるときは、開発許可の権限を有する者(以下「開発許可権者」という。)に可及的速やかに連絡し、調整を図ることが望ましい。また、農地転用許可及び開発許可は、この調整を了した後に同時にすることが望ましい。

なお、2の協議を行う場合も、同様とする。

ウ～オ (略)

カ 市町村が、則第28条第1号から第3号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を設置するための用地として農地を選定せざるを得ない場合には、法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けることのできる農地が選定されるよう、当該許可申請に先立って2の(5)の例に倣い都道府県知事と十分に調整を行うことが望ましい。

2 法第4条第5項及び第5条第4項の協議の手続

(1) 法第4条第5項の協議の手続

ア 法第4条第5項の協議をしようとする国又は都道府県の転用事業担当部局(以下「4条協議者」という。)は、(5)の事前調整を行った上で様式例第4号の5による協議書(削る)又は(イ)の方法により提出する。

(7) 事業計画に係る農地の面積が4ヘクタールを超える場合(令第8条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。)

には、地方農政局等に提出する。

(イ) 事業計画に係る農地の面積が4ヘクタール以下である場合又は4ヘクタールを超える場合のうち令第8条第2項各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事に提出する。

イ 協議書には、1の(1)のイの(イ)から(コ)までに掲げる書類を添付する。

(2) 法第5条第4項の協議の手続

ア 法第5条第4項の協議をしようとする国又は都道府県の転用事業担当部局(以下「5条協議者」という。)は、(5)の事前調整を行った上で様式例第4号の6による協議書(削る)又は(イ)の方法により提出する。

牧地について権利を取得する場合も、同様とする。
(削る。)

(削る。)

イ 協議書には、1の(1)のイの(イ)から(ウ)までに掲げる書類
(同イの(キ)及び(ク)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み
替える。)を添付する。

(3) 都道府県知事等の処理

ア 都道府県知事等は、協議書の提出があつたときは、その内
容を検討し、必要がある場合には実地調査を行った上で、協
議の成立又は不成立を決定する。

イ 都道府県知事等は、協議の成立又は不成立を決定したとき
は、その旨を記載した通知書を4条協議者又は5条協議者に送
付するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。こ
の場合、通知書には、協議の成立又は不成立に係る権利の
種類及び設定又は移転の別を明記する。

ウ 都道府県知事等は、法第4条第8項又は第5条第4項の規
定により協議を成立させようとする事案については、あらか
じめ関係農業委員会の意見を聴かなければならない。
(削る。)

(7) 事業計画に係る農地の面積が4ヘクタールを超える場合
(令第8条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。)に
は、地方農政局長等に提出する。その農地の権利を取得
する者が同一の事業の目的に供するためその農地と併せて
採草放牧地について権利を取得する場合も、同様とする。

(1) 事業計画に係る土地が採草放牧地のみである場合又はそ
の面積が4ヘクタール以下の農地である場合若しくは4ヘ
クタールを超える農地である場合のうち令第8条第2項各
号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事に提出す
る。その農地の権利を取得する者が同一の事業の目的に供
するためその農地と併せて採草放牧地について権利を取得
する場合も、同様とする。

イ 協議書には、1の(1)のイの(イ)から(ウ)までに掲げる書類
(同イの(カ)及び(ク)中「農地」とあるのは、「農地等」と読み
替える。)を添付する。

(3) 都道府県知事等の処理

ア 都道府県知事は、協議書の提出があつたときは、その内容
を検討し、必要がある場合には実地調査を行った上で、協議
の成立又は不成立を決定する。この場合、都道府県知事は、
必要があるときは、関係農業委員会の意見を聴くことが望ま
しい。

イ 都道府県知事は、協議の成立又は不成立を決定したときは、
その旨を記載した通知書を4条協議者又は5条協議者に送付
するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。この
場合、通知書には、協議の成立又は不成立に係る権利の種類
及び設定又は移転の別を明記する。

ウ 都道府県知事は、法第4条第5項又は第5条第4項の規定
により協議を成立させようとする事案については、あらか
じめ都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。
(4) 地方農政局長等の処理

ア 地方農政局長等は、協議書の提出があつたときは、その内
容を検討し、必要がある場合には実地調査等を行った上で、
協議の成立又は不成立を決定する。この場合、地方農政局長
等は、必要があるときは、都道府県知事の意見を聴くことが
望ましい。

イ 地方農政局長等は、協議の成立又は不成立を決定したとき

は、その旨を記載した通知書を4条協議者又は5条協議者に送付するとともに、その写しを都道府県知事へ送付する。この場合、通知書には、協議の成立又は不成立に係る権利の種類及び設定又は移転の別を明記する。

(5) 法第4条第5項及び第5条第4項の協議に関する事前調整

ア 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、法第4条第1項又は第5条第1項の許可の対象となる施設を設置しようとする国又は都道府県の転用事業担当部局に対し、農地転用に当たり当該許可が必要であることを周知するとともに、協議の適正かつ円滑な実施を図るためには、転用候補地の選定前に許可権者との間で事前調整を行うことが重要であることを常に周知徹底する。

イ 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、転用候補地の選定前の段階で国又は都道府県の転用事業担当部局から速やかに事業計画を入手するよう努めるとともに、必要に応じ、転用事業担当部局から農地担当部局に対し、転用候補地の選定前に事業計画に係る情報の提供を行うようルール化しておくことが望ましい。この場合、事業計画の内容については、同一都道府県の土地利用担当部局、環境担当部局等の間で連絡調整を図ることも検討することが望ましい。

ウ 国又は都道府県の転用事業担当部局は、農林水産大臣の許可に係るものについては地方農政局長（北海道にあつては、農村振興局長）、都道府県知事の許可に係るものについては都道府県知事に対し、様式例第4号の7による事前調整申出書を提出する。この場合、当該転用事業担当部局は、一の事業計画につき二以上の転用候補地があるときは、それぞれについて申出書を提出する。

なお、必要に応じ、地方農政局長等が許可権者である場合には都道府県知事の、都道府県知事が許可権者である場合には関係農業委員会の意見を聴くことが望ましい。

エ 事前調整に当たった際の留意事項

(7) 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、法第4条第2項又は第5条第2項に規定する許可基準（以下「農地転用許可基準」という。）に照らし、事業計画の適否について判断することとし、特に、次に掲げる事項について検討するよう留意する。

(4) 法第4条第8項及び第5条第4項の協議に関する事前調整

ア 都道府県知事等は、法第4条第1項又は第5条第1項の許可の対象となる施設を設置しようとする国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局に対し、農地転用に当たり当該許可が必要であることを周知するとともに、協議の適正かつ円滑な実施を図るためには、転用候補地の選定前に許可権者との間で事前調整を行うことが重要であることを常に周知徹底する。

イ 都道府県知事等は、転用候補地の選定前の段階で国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局から速やかに事業計画を入手するよう努めるとともに、必要に応じ、転用事業担当部局から農地担当部局に対し、転用候補地の選定前に事業計画に係る情報の提供を行うようルール化しておくことが望ましい。この場合、事業計画の内容については、同一都道府県又は指定市町村の土地利用担当部局、環境担当部局等の間で連絡調整を図ることも検討することが望ましい。

ウ 国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局は、都道府県知事等に対し、様式例第4号の6による事前調整申出書を提出する。この場合、当該転用事業担当部局は、一の事業計画につき二以上の転用候補地があるときは、それぞれについて申出書を提出する。

なお、必要に応じ、関係農業委員会の意見を聴くことが望ましい。

エ 事前調整に当たった際の留意事項

(7) 都道府県知事等は、法第4条第6項又は第5条第2項に規定する許可基準（以下「農地転用許可基準」という。）に照らし、事業計画の適否について判断することとし、特に、次に掲げる事項について検討するよう留意する。

a～e (略)

(イ) 都道府県知事等は、事業計画の適否について検討した結果、転用候補地の立地等が不適当と判断した場合には、国、都道府県又は指定市町村の転用事業担当部局に対し、速やかに事業計画を中止するよう勧告する。

オ 都道府県知事等の処理

(ア) 都道府県知事等は、事前調整申出書の提出があったときは、農地転用許可基準に基づき事業計画の適否について判断し、その結果を書面により回答するとともに、関係農業委員会にその旨を連絡する。

(イ) 都道府県知事等は、転用候補地の選定が適当である旨回答しようとする場合には、当該回答に、協議の際に留意すべき事項及び当該事項が充足される可能性がある旨を併せて記載する。

なお、留意すべき事項は、法第4条第6項第3号から第5号まで又は法第5条第2項第3号から第6号までの該当項目の各事項について記載する。

(ウ) 都道府県知事等は、法第4条第8項及び第5条第4項の協議に関する事前調整が、優良農地の確保等の観点を踏まえ、転用候補地の選定が適正に行われたことの確認を目的とするものであることに鑑み、当該事前調整においては、転用候補地の選定の適否の検討にとどめつつ、事務を迅速に処理するよう努める。

3 法附則第2項の規定による協議の手続

(1) 都道府県知事等の処理

ア 都道府県知事等は、法附則第2項の規定により地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に協議しようとするときは、法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可申請又は法第4条第8項若しくは第5条第4項の協議に係る事業の概要、許可申請書又は協議書の記載事項等につき検討した上で様式例第4号の7による概要書を作成し、これに必要な資料等を添付し、速やかに地方農政局長等に提出する。

a～e (略)

(イ) 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、事業計画の適否について検討した結果、転用候補地の立地等が不適当と判断した場合に、国又は都道府県の転用事業担当部局に対し、速やかに事業計画を中止するよう勧告する。

オ 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事の処理

(ア) 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、事前調整申出書の提出があったときは、農地転用許可基準に基づき事業計画の適否について判断し、その結果を書面により回答するとともに、農村振興局長及び地方農政局長にあつては都道府県知事に、都道府県知事にあつては関係農業委員会にその旨を連絡する。

(イ) 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、転用候補地の選定が適当である旨回答しようとする場合には、当該回答に、協議の際に留意すべき事項及び当該事項が充足されないとき協議が不成立になる可能性がある旨を併せて記載する。

(ウ) 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、法第4条第5項及び第5条第4項の協議に関する事前調整が、優良農地の確保等の観点を踏まえ、転用候補地の選定が適正に行われたことの確認を目的とするものであることに鑑み、当該事前調整においては、転用候補地の選定の適否の検討にとどめつつ、事務を迅速に処理するよう努める。

3 法附則第2項の規定による協議の手続

(1) 都道府県知事の処理

ア 都道府県知事は、法附則第2項の規定により地方農政局長等に協議しようとするときは、法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可申請又は法第4条第5項若しくは第5条第4項の協議に係る事業の概要、許可申請書又は協議書の記載事項等につき検討した上で様式例第4号の8による概要書を作成し、これに必要な資料等を添付し、速やかに地方農政局長等に提出する。

イ 都道府県知事等は、地方農政局等から協議の回答を受けた後に、速やかに許可若しくは不許可の処分又は協議の成立若しくは不成立の決定を行う。

(2) 地方農政局長等の処理

地方農政局長等は、都道府県知事等から協議を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、都道府県知事等に協議に係る内容等について確認を行い、速やかに検討結果を都道府県知事等に通知する。

(削る。)

イ 都道府県知事は、地方農政局等から協議の回答を受けた後に、速やかに許可若しくは不許可の処分又は協議の成立若しくは不成立の決定を行う。

(2) 地方農政局長等の処理

地方農政局長等は、都道府県知事から協議を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、都道府県知事に協議に係る内容等について確認を行い、速やかに検討結果を都道府県知事に通知する。

4. 事前審査

(1) 事前審査の申出に係る指導

農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、法第5条第1項の許可を受けるべき農地の権利の設定若しくは移転で、その農地の面積が4ヘクタールを超えるものについては、事業者に対し、必要に応じてその許可申請に先立って転用候補地の選定につき事前審査の申出を行うよう指導することとし、その取扱については、(2)から(4)までに定めるところによる。ただし、次に掲げる場合並びに令第18条第1項第2号に掲げる事由に該当する場合は、この限りでない。

ア 「工場立地法の運営に関する覚書」(昭和34年2月6日付け34農地第295号・34企第231号農林事務次官・通商産業事務次官覚書)の記の4に基づき協議が調い、工場又は事業場の立地に適当であるとされた旨が工場立地法(昭和34年法律第24号)第3条第1項の工場立地調査簿に記載されている団地内の農地につき、工場又は事業場の敷地に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

イ 農村地域工業等導入促進法第5条第1項又は第2項の規定により定められた同条第1項に規定する実施計画に係る同条第3項第1号に規定する工業等導入地区の区域内の農地等につき、当該実施計画に係る目的に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

ウ 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成17年法律第30号)附則第4条(第2号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の新事業創出促進法(平成10年法律第152号。以下「旧新事業創出促進法」という。)附則第9条(第1号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の高度技術工業集積地域開発促進法(昭和58年法律第35号)第5条第5項の規定によ

る主務大臣の承認（同法第6条第1項の規定による承認を含む。）を受けた同条第1項に規定する開発計画に基づく開発行為であって「旧高度技術工業集積地域開発促進法に基づく開発計画と農地等転用規制との調整等について」（昭和58年10月20日付け58構改B第1625号農林水産事務次官依命通知）により当該開発行為の位置等につき調整を了したものの用に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

エ 総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第5条第4項の規定による主務大臣の同意を受けた同条第1項に規定する基本構想に基づく開発行為であって、「総合保養地域整備法に基づく重点整備地区の整備と農地等転用規制との調整等について」（昭和62年11月19日付け62構改B第1139号農林水産事務次官依命通知）により当該開発行為の位置等につき調整を了したものの用に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

オ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第7条第4項に規定する非農用地区域内における開発行為であって、「非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行う場合における農地法等関連制度との調整措置について」（昭和49年7月12日付け49構改B第1241号農林水産省構造改善局長通知）により当該非農用地区域の設定等につき調整を了したものの用に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

カ 集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第1項の集落地区計画の区域内における開発行為であって、「多極分散型国土形成促進法及び旧地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律に基づく開発計画並びに集落地域整備法に基づく集落地区計画における施設の整備と農地等転用規制との調整等について」（平成元年3月30日付け元構改B第154号農林水産事務次官依命通知。以下「調整通知」という。）により当該集落地区計画の区域の設定等につき調整を了したものの用に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

キ 旧新事業創出促進法附則第9条（第2号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和63年法律第32号）第5条第4項の規定による主務大臣の承認（同法第6条第1項の規定による承認を含む。）を受けた同条第1項に規定する集積促進計画に基づく開発行為であって、調整通知により当該開

発行為の位置等につき調整を了したものの用に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

ク 多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）第8条第1項の規定による主務大臣の同意を受けた同法第7条第1項に規定する振興拠点地域基本構想に基づく開発行為であつて、調整通知により当該開発行為に係る用地の位置等につき調整を了したものの用に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

ケ 都市計画法による市街化区域と市街化調整区域の区域区分が定められていない都市計画区域における同法第8条第1項第1号に規定する用途地域であつて、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年11月1日付け14農振第1452号農林水産省農村振興局長通知）に基づき土地利用調整を行った上で決定（変更を含む。）された地域内の農地につき、その定められた用途に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

コ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第8条第1項に規定する同意基本計画に基づく開発行為であつて、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づき拠点地区の整備と農地等転用規制との調整等について」（平成5年2月5日付け5構改B第63号農林水産事務次官依命通知）の記の1の(2)及び2に基づきあらかじめ当該開発行為の位置等につき所要の調整を了したものの用に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

カ 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）第4条第1項の認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画に基づく開発行為であつて、当該開発行為の位置等につき農業上の土地利用との調整を了したものに供するため権利の設定又は移転が行われる場合

シ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第5条第5項の規定による主務大臣の同意を受けた同法第1項に規定する基本計画に基づく開発行為であつて、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画における施設整備と農業振興地域制度及び農地転用許可制

度との調整について」(平成19年6月25日付け19農振第578号農林水産省農村振興局長通知)により当該開発行為の位置等につき調整を了したものの用に供するため権利の設定又は移転が行われる場合

(2) 申出の方法

事業計画者には、農地の権利者と用地取得の交渉に入る前に、直接農村振興局長又は地方農政局長に対し、様式例第4号の9による農地転用事前審査申出書(以下「申出書」という。)を提出させるとともに、その写しを都道府県知事へ送付する。この場合、一の事業計画につき二以上の転用候補地があるときは、それぞれについて申出書を作成する。

(3) 申出に基づく処理

ア 都道府県知事の処理

(ア) 都道府県知事は、申出書の写しの送付を受けたときは、申出書の記載事項等について検討した上で、様式例第4号の10による意見書を作成し、速やかに農村振興局長又は地方農政局長に提出する。

(イ) 都道府県知事は、申出書の写しの送付を受けた場合において、転用候補地の選定が農地転用許可基準からみて不相当と認められるときは、意見書の提出前においても、当該事業計画を中止するよう勧告する。

イ 農村振興局長及び地方農政局長の処理

(ア) 農村振興局長及び地方農政局長は、申出書の提出があつたときは、農地転用許可基準に基づいて当該申出に係る転用候補地の選定の適否について判断し、その結果を書面をもって内示するとともに、その旨を都道府県知事に通知する。この場合、農地転用許可基準に基づく適否の判断につき疑義があるとき又は当該申出に係る転用候補地の転用が農村振興局と他省庁関係部局との調整を要するものであるときは、地方農政局長は、あらかじめ農村振興局長と協議する。

(イ) 農村振興局長及び地方農政局長は、(ア)により申出に係る転用候補地の選定が適当である旨の内示をしようとする場合には、その内示の通知書に許可申請の際に留意すべき事項及びこれらの留意事項が充足されないときは許可されない旨を併せて記載する。

なお、留意事項は、法第5条第2項第3号から第6号ま

での該当項目の各事項について記載する。

(4) その他

ア 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、事前審査制度が転用候補地の選定の適正化及び転用許可の事務処理の迅速化を目的とすするものであることに鑑み、申出に係る事案の審査に当たっては、原則として転用目的及び転用候補地の選定についての審査にとどめつつ、事務を迅速に処理するよう努める。

イ 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、事業計画者の立場を考慮し、特に申出のある事項については、適切に配慮することとする。

4 標準的な事務処理期間
農地転用関係の事務に係る標準的な事務処理期間は、別表1のとおりとする。

5 届出関係

(1) 法第4条第1項第7号の規定による届出の手續
ア 法第4条第1項第7号に規定する市街化区域（以下「市街化区域」という。）内の農地を転用するため同号の規定による届出をしようとする者には、様式例第4号の8による届出書を関係農業委員会に提出させる。

イ (略)

(2) 法第5条第1項第6号の規定による届出の手續
ア 市街化区域内の農地又は採草放牧地について転用の目的で権利を設定し、又は移転するため法第5条第1項第6号の規定による届出をしようとする者には、様式例第4号の9による届出書を関係農業委員会に提出させる。

イ (略)

(3)・(4) (略)

(5) 農業委員会の処理

ア (略)

イ 農業委員会は、届出を受理したときは、遅滞なく様式例第4号の10による受理通知書とその届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付してその旨をその届出者に通知する。

ウ 1の(5)のウの規定は、農業委員会が届出者に対し受理し

5 標準的な事務処理期間
農地転用関係の事務に係る標準的な事務処理期間は、別表1のとおりとする。

6 届出関係

(1) 法第4条第1項第7号の規定による届出の手續
ア 法第4条第1項第7号に規定する市街化区域（以下「市街化区域」という。）内の農地を転用するため同号の規定による届出をしようとする者には、様式例第4号の11による届出書を関係農業委員会に提出させる。

イ (略)

(2) 法第5条第1項第6号の規定による届出の手續
ア 市街化区域内の農地又は採草放牧地について転用の目的で権利を設定し、又は移転するため法第5条第1項第6号の規定による届出をしようとする者には、様式例第4号の12による届出書を関係農業委員会に提出させる。

イ (略)

(3)・(4) (略)

(5) 農業委員会の処理

ア (略)

イ 農業委員会は、届出を受理したときは、遅滞なく様式例第4号の13による受理通知書とその届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付してその旨をその届出者に通知する。

ウ 1の(5)のオの規定は、農業委員会が届出者に対し受理し

ない旨の通知をする場合に準用する。

(6) 事務処理上の留意事項

ア (略)

イ 農業委員会は、届出書の提出があった場合には、直ちに、受理又は不受理の決定に係る専決処理手続を進めるものとする。
また、受理又は不受理の通知書が遅くとも届出書の到達があった日から2週間以内に届出者に到達するように事務処理を行う。

なお、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は部会に報告することが適当と考えられる。

ウ (略)

6 違反転用等への対応

(1) 違反転用に對する処分等

ア 農業委員会の処理

(ア) 農業委員会は、法第51条第1項各号のいずれかに該当する者（以下「違反転用者等」という。）に係る違反転用等の事案（以下「違反転用事案」という。）を知ったときは、速やかに、その事情を調査し、遅滞なく様式例第4号の11による報告書（3）のイの(ア)による勧告をした事案を除く。）を都道府県知事等に提出する。また、農業委員会は、その報告書の写しを保管する。

(イ) 農業委員会は、法第52条の4の規定による都道府県知事等に対する要請を行う場合には、都道府県知事等が講ずべき法第51条第1項の規定による命令その他必要な措置の内容を示して行うものとする。

(ウ) 農業委員会は、イの(ア)又は(ウ)による都道府県知事等の通知があったときは、その処分又は命令が遵守履行されるよう違反転用者等を指導する。

(エ) 農業委員会は、違反転用者等に対してイの(ウ)による都道府県知事等の通知に係る処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により届け出るよう指導する。

ない旨の通知をする場合に準用する。

(6) 事務処理上の留意事項

ア (略)

イ 農業委員会は、届出書の提出があった場合には、直ちに、受理又は不受理の決定に係る専決処理手続を進めるものとする。
また、受理又は不受理の通知書が遅くとも届出書の到達があった日から2週間以内に届出者に到達するように事務処理を行う。

なお、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は農地部に報告することが適当と考えられる。

ウ (略)

7 違反転用等への対応

(1) 違反転用に對する処分等

ア 農業委員会の処理

(ア) 農業委員会は、法第51条第1項各号のいずれかに該当する者（以下「違反転用者等」という。）に係る違反転用等の事案（以下「違反転用事案」という。）を知ったときは、速やかに、その事情を調査し、遅滞なく様式例第4号の14による報告書（3）のイの(ア)による勧告をした事案を除く。）を都道府県知事に提出する。この場合、違反転用事案が4ヘクタールを超える面積の農地を含むものである場合（都道府県知事の許可に係るものを除く。以下同じ。）には、報告書の写しを保管する。また、農業委員会は、その報告書の写しを保管する。

(新設)

(イ) 農業委員会は、イの(イ)、(エ)、(オ)又は(ウ)による都道府県知事の通知があったときは、その処分又は命令が遵守履行されるよう違反転用者等を指導する。

(ウ) 農業委員会は、違反転用者等に対してイの(オ)又は(ウ)による都道府県知事等の通知に係る処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により届け出るよう指導する。

この場合の届出書の部数については、2部とする。

- (オ) 農業委員会は、(エ)による処分又は命令の履行を完了した旨の届出があったときは、その旨を都道府県知事等に報告する。
- (カ) 農業委員会は、違反転用者等がイの(ウ)による都道府県知事等の通知に係る処分又は命令の履行を遅滞していると認められる場合には、直ちに、その理由及び処分又は命令の履行状況を報告すべきことを文書により督促し、漫然と日時を経過させないよう留意することとし、その処理経過を都道府県知事等に報告する。また、農業委員会は、その報告書の写しを保管する。
- (キ) 農業委員会は、違反転用事案の処理経過を明確にし、事後の指導の便に資するため違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに、(ア)、(エ)及び(カ)、イの(ア)並びにイの(ウ)に関する書類を合綴し、整理番号を付したものとす。

イ 都道府県知事等の処理
(削る。)

- (ア) 都道府県知事等は、違反転用事案を知り、又はアの(ア)による農業委員会からの報告書の提出があったときは、違反転用者等に対し、期限を定めて是正するよう指導を行う。その指導に応じない場合には、違反転用者等に工事その他の行為の停止等を書面（様式例第4号の12）により勧告するとともに、農業委員会にその旨を通知する。また、都道府県知事等は、その勧告書の写しを保管する。
- なお、この勧告に従わないため、法第51条第1項の規定による処分又は命令をしようとする場合には、行政手続法に基づき聴聞又は弁明の手続を執ることが適当と考えられる。

導する。この場合の届出書の部数については、違反転用事案が4ヘクタールを超える面積の農地を含むものである場合には3部、その他の場合には2部とする。

- (エ) 農業委員会は、(ウ)による処分又は命令の履行を完了した旨の届出があったときは、その旨を都道府県知事に報告する。
- (オ) 農業委員会は、違反転用者等がイの(オ)又は(ウ)による都道府県知事の通知に係る処分又は命令の履行を遅滞していると認められる場合には、直ちに、その理由及び処分又は命令の履行状況を報告すべきことを文書により督促し、漫然と日時を経過させないよう留意することとし、その処理経過を都道府県知事に報告する。また、農業委員会は、その報告書の写しを保管する。
- (カ) 農業委員会は、違反転用事案の処理経過を明確にし、事後の指導の便に資するため違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに、(ア)、(ウ)及び(カ)、イの(イ)及び(エ)並びにイの(オ)及び(ウ)に関する書類を合綴し、整理番号を付したものとす。
- イ 都道府県知事等の処理
(ア) 都道府県知事は、アの(ア)による農業委員会からの報告書の提出があった違反転用事案が地方農政局長等の許可に係るものである場合は、当該報告書に当該違反転用事案についての処理に関する意見を付けて速やかに農村振興局長及び地方農政局長に報告する。また、都道府県知事は、その報告書の写しを保管する。
- (イ) 都道府県知事は、違反転用事案を知り、又はアの(ア)による農業委員会からの報告書の提出があったときは、違反転用者等に対し、期限を定めて是正するよう指導を行う。その指導に応じない場合には、違反転用者等に工事その他の行為の停止等を書面（様式例第4号の15）により勧告するものとし、無断転用に係る農地の面積が4ヘクタールを超えるもの（都道府県知事の許可に係るものを除く。以下同じ。）について勧告したときは、アの(ア)による農業委員会からの報告書を添付してその旨を農村振興局長及び地方農政局長に報告するとともに、農業委員会にその旨を通知する。また、都道府県知事は、その勧告書の写しを保管する。
- なお、この勧告に従わないため、法第51条第1項の規定

による処分又は命令をしようとする場合には、行政手続法に基づき聴聞又は弁明の手続を執ることが適当と考えられる。

(ウ) 違反転用者等が(イ)の指導に従わない場合には、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定により検察官又は司法警察員に対して告発をすることが適当と考えられる。

なお、この場合、書類の作成など告発のための手続等について、あらかじめ検察官又は司法警察員と十分に調整を行うことが適当と考えられる。

(エ) 都道府県知事は、ウの(ア)により農村振興局長及び地方農政局長から違反転用者等に対し勧告を行った旨の通知があったときは、関係農業委員会にその旨を通知する。

(オ) 都道府県知事は、違反転用事案の内容及び聴聞又は弁明の内容を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の周辺における土地の利用の状況、その土地の現況、違反転用により農地等以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地等以外のものになった後の転得者が偽りその他の不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮して、処分又は命ぜらざるべき措置の内容を決定する。この場合、当該違反転用事案に係る土地が農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の土地であるときは、特段の事情がない限りこれらの処分又は命令を行うことが適当と考えられる。

当該処分の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号の16により、命ぜらざるべき措置の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号の17により、それぞれ違反転用者等に通知するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。この場合、あらかじめ、農村振興局長及び地方農政局長に協議することとし、協議に係る事案について違反転用者等に命令したときは、その旨を農村振興局長及び地方農政局長に報告する。また、都道府県知事は、その命令書の写しを保管する。

(イ) 違反転用者等が(ア)の指導に従わない場合には、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項の規定により検察官又は司法警察員に対して告発をすることが適当と考えられる。

なお、この場合、書類の作成など告発のための手続等について、あらかじめ検察官又は司法警察員と十分に調整を行うことが適当と考えられる。(削る。)

(ウ) 都道府県知事は、違反転用事案の内容及び聴聞又は弁明の内容を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の周辺における土地の利用の状況、その土地の現況、違反転用により農地等以外のものになった後においてその土地に関し形成された法律関係、農地等以外のものになった後の転得者が偽りその他の不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われるかどうか等の事情を総合的に考慮して、処分又は命ぜらざるべき措置の内容を決定する。この場合、当該違反転用事案に係る土地が農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の土地であるときは、特段の事情がない限りこれらの処分又は命令を行うことが適当と考えられる。

当該処分の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号の13により、命ぜらざるべき措置の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号の14により、それぞれ違反転用者等に通知するとともに、その写しを関係農業委員会に送付する。また、都道府県知事は、その命令書の写しを保管する。なお、処分書又は命令書は、配達証明郵便により送付することが適当と考えられる。

(エ) 都道府県知事等が必要な処分をし、又は措置を命ずる場合について、法第63条第1項第17号に該当する場合は1の(5)のウの(7)の教示文を記載し、それ以外に該当する場合は1の(5)のウの(4)の教示文を記載する。
(削る。)

(削る。)

(削る。)

(オ) 都道府県知事等は、違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに、アの(7)及び(ウ)並びにイの(7)及び(ウ)に関する書類を合綴し、整理番号を付したものとす。
(削る。)

なお、処分書又は命令書は、配達証明郵便により送付することが適当と考えられる。

(カ) 都道府県知事が必要な処分をし、又は措置を命ずる場合について、法第63条第1項第7号に該当する場合は1の(5)のオの(7)の教示文を記載し、それ以外に該当する場合は1の(5)のオの(4)の教示文を記載する。

(キ) 都道府県知事は、ウの(ウ)により農村振興局長及び地方農政局長から聴聞又は弁明の内容について通知があったときは、その聴聞又は弁明に対する意見を速やかに地方農政局長等に提出する。また、都道府県知事は、その意見書の写しを保管する。

(ク) 都道府県知事は、農村振興局長及び地方農政局長からウの(エ)による処分又は命令書の写しの送付を受けたときは、その旨を関係農業委員会に対し通知する。

(ケ) 都道府県知事は、アの(エ)及び(オ)による報告に係る違反転用事案が4ヘクターを超える面積の農地を含むものである場合には、その旨を農村振興局長又は地方農政局長に通知する。

(コ) 都道府県知事は、違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに、アの(7)及び(ウ)並びにイの(7)、(4)及び(エ)から(ク)までに關する書類を合綴し、整理番号を付したものとす。

ウ

(7) 農村振興局長及び地方農政局長は、地方農政局長等の許可に係る事案について、違反転用事案を知り、又は都道府県知事からのイの(7)による報告書の提出があったときは、違反転用者等に対し、期限を定めて是正するよう指導を行う。その指導に応じない場合には、工事その他の行為の停止等を書面（様式例第4号の15）により勧告するとともに、その写しを都道府県知事に送付する。（農村振興局長及び地方農政局長は、勧告書の写しを保管する。）

なお、この勧告に従わないため、法第51条第1項の規定による処分又は命令をしようとする場合には、行政手続法に基づき聴聞又は弁明の手続を執ることが適当と考えられる。

(イ) 違反転用者等が(7)の指導に従わない場合には、刑事訴訟法第239条第2項の規定により検察官又は司法警察員に対し

て告発をするかどうかを検討する。
なお、この場合、書類の作成など告発のための手続等について、あらかじめ検察官又は司法警察員と十分に調整を行うことが適当と考えられる。

(ウ) 農村振興局長及び地方農政局長は、聴聞を行ったときは違反転用者等から弁明があったときは、その内容を都道府県知事に通知する。

(エ) 地方農政局長等は、違反転用事案の内容及び聴聞又は弁明の内容並びにこれに対するイの(キ)による都道府県知事の意見を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の周辺における土地の利用の状況、その土地の現況、違反転用により農地等以外のものになった後においてその土地に關し形成された法律関係、農地等以外のものになった後の転得者が偽りその他不正の手段により許可を受けた者からその情を知ってその土地を取得したかどうか、過去に違反転用を行ったことがあるかどうか、是正勧告を受けてもこれに従わないと思われかどうか等の事情を総合的に考慮して、処分又は命ぜらるべき措置の内容を決定する。この場合、当該違反転用事案に係る土地が農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内の土地であるときは、特段の事情がない限りこれらの処分又は命令を行うことが適当と考えられる。

当該処分の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号のI6により、命ぜらるべき措置の内容を決定した場合にはこれを様式例第4号のI7により、違反転用者等に通知するとともに、その写しを都道府県知事に送付する。(農村振興局長及び地方農政局長は、命令書の写しを保管する。)

なお、処分書又は命令書は、配達証明郵便により送付することが適当と考えられる。

(オ) 1の(6)のウの規定は、地方農政局長等が必要な処分をし、又は措置を命ぜらるる場合に準用する。

(カ) 農村振興局長及び地方農政局長は、違反転用事案処理簿を作成し、これを保管する。この処理簿は、事案ごとに、イの(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(キ)並びにウの(ア)、(イ)及び(エ)に関する書類を合綴し、整理番号を付したものとす。

エ その他

(ア) 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、違反

ウ その他
(ア) 都道府県知事は、違反転用者等に対してイの(ウ)による

処分又は命令をしようとする場合であって、1の(6)のイによる農地転用許可と開発許可との調整の内容を変更することとなるものは、あらかじめ当該処分又は命令の内容並びに当該処分又は命令をする理由及び時期を開発許可権者に連絡することが適当と考えられる。

(イ) 都道府県知事等は、違反転用者等に対してイの(ウ)による処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により関係農業委員会を経由して届け出るよう指導することが適当と考えられる。

(ウ) 都道府県知事等は、違反転用者等がイの(ウ)による処分又は命令の履行を遅滞していると認められるときは、当該違反転用者等に対してその理由及び処分又は命令の履行状況の報告を関係農業委員会を経由して提出させることが適当と考えられる。

(2) 違反転用に対する行政代執行

ア 法第51条第3項の規定による公告

都道府県知事等は、法第51条第2号に該当するときに同項の規定により行政代執行を行う場合には、同項の規定による公告を行う。

イ 事前準備

都道府県知事等は、法第51条第3項の規定により行政代執行を行う場合には、あらかじめ次に掲げる準備をすることが適当と考えられる。

(ア)～(エ) (略)

ウ 行政代執行の実施

都道府県知事等は、行政代執行の実施に当たっては、後日違反転用者等から説明を求められる場合等に備えて、代執行前、代執行作業中、代執行後の写真を撮影するなど、代執行の実施状況、経過等が分かる記録を必ず残すことが適当と考えられる。

また、都道府県知事等は、行政代執行の実施に当たっては、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第4条の規定の例により、当該処分のために現場に派遣される本人であることを示す証明書を携帯させ、要求があるときは、いつでもこれを提示させることが適当と考えられる。

転用者等に対してイの(オ)又はウの(エ)による処分又は命令をしようとする場合であって、1の(7)のイによる農地転用許可と開発許可との調整の内容を変更することとなるものであるときは、あらかじめ当該処分又は命令の内容並びに当該処分又は命令をする理由及び時期を開発許可権者に連絡することが適当と考えられる。

(イ) 農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、違反転用者等に対してイの(オ)又はウの(エ)による処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により関係農業委員会を経由して届け出るよう指導することが適当と考えられる。

(ウ) 地方農政局長等又は都道府県知事は、違反転用者等がイの(オ)又はウの(エ)による処分又は命令の履行を遅滞していると認められるときは、当該違反転用者等に対してその理由及び処分又は命令の履行状況の報告を関係農業委員会を経由して提出させることが適当と考えられる。

(2) 違反転用に対する行政代執行

ア 法第51条第3項の規定による公告

地方農政局長等及び都道府県知事は、法第51条第3項第2号に該当するときに同項の規定により行政代執行を行う場合には、同項の規定による公告を行う。

イ 事前準備

農村振興局長、地方農政局長及び都道府県知事は、法第51条第3項の規定により行政代執行を行う場合には、あらかじめ次に掲げる準備をすることが適当と考えられる。

(ア)～(エ) (略)

ウ 行政代執行の実施

地方農政局長等又は都道府県知事は、行政代執行の実施に当たっては、後日違反転用者等から説明を求められる場合等に備えて、代執行前、代執行作業中、代執行後の写真を撮影するなど、代執行の実施状況、経過等が分かる記録を必ず残すことが適当と考えられる。

また、地方農政局長等又は都道府県知事は、行政代執行の実施に当たっては、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第4条の規定の例により、当該処分のために現場に派遣される本人であることを示す証明書を携帯させ、要求があるときは、いつでもこれを提示させることが適当と

考えられる。

エ 行政代執行に要する費用の徴収

地方農政局長等又は都道府県知事が行政代執行を行ったことにより違反転用者等に負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用することとされ、実際に要した費用の額及びこれを納付すべき期日を定め、違反転用者等に対し、文書をもってその納付を命ずることが適当と考えられる。なお、当該文書には、1の(5)のオ又は(6)のウの教示文を記載することが適当と考えられる。

(3) 農地転用許可後の転用事業の促進措置

ア 農地転用許可後の転用事業の進捗状況の把握

(7) (略)

(1) 許可権者は、許可処分を行った事案について、その概要を整理し、当該転用事業が完了するまでの間保存し、当該転用事業の進捗状況、事業進捗状況報告書の提出状況等の把握及び提出の督促、事業計画に従った事業実施の指導・報告等を行うに際してこれを活用する。

なお、これらについては、様式例第4号の18の進捗状況管理表により、当該転用事業の進捗状況等について管理することが望ましい。

イ (略)

ウ 事業実施の勧告後の措置

(7) イの(7)による勧告を受けた者が、当該勧告の内容に従って事業計画の過半について仕事を完了しない限り、新たに別の農地転用の許可申請があっても、当該許可申請に係る事業実施の確実性は極めて乏しいと認められることから、許可は行わないことが望ましい。ただし、許可後において他法令による許可、認可等を要することとなった場合、埋蔵文化財が発見されその発掘を要することとなった場合、非常災害による場合等勧告を受けた者の責に帰することができないやむを得ない事情により事業計画に従った仕事が遅延していると認められる場合には、この限りでない。

この方針による審査事務の円滑な遂行を確保するため、許可権者は、イの(7)による勧告を行ったときは、農村振興局長宛てに勧告文書の写しを送付する（都府県知事にあつては、地方農政局を經由して送付する）こととし、農村振

エ 行政代執行に要する費用の徴収

都道府県知事等が行政代執行を行ったことにより違反転用者等に負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用することとされ、実際に要した費用の額及びこれを納付すべき期日を定め、違反転用者等に対し、文書をもってその納付を命ずることが適当と考えられる。なお、当該文書には、1の(5)のウの教示文を記載することが適当と考えられる。

(3) 農地転用許可後の転用事業の促進措置

ア 農地転用許可後の転用事業の進捗状況の把握

(7) (略)

(1) 許可権者は、許可処分を行った事案について、その概要を整理し、当該転用事業が完了するまでの間保存し、当該転用事業の進捗状況、事業進捗状況報告書の提出状況等の把握及び提出の督促、事業計画に従った事業実施の指導・報告等を行うに際してこれを活用する。

なお、これらについては、様式例第4号の15の進捗状況管理表により、当該転用事業の進捗状況等について管理することが望ましい。

イ (略)

ウ 事業実施の勧告後の措置

(7) イの(7)による勧告を受けた者が、当該勧告の内容に従って事業計画の過半について仕事を完了しない限り、新たに別の農地転用の許可申請があっても、当該許可申請に係る事業実施の確実性は極めて乏しいと認められることから、許可は行わないことが望ましい。ただし、許可後において他法令による許可、認可等を要することとなった場合、埋蔵文化財が発見されその発掘を要することとなった場合、非常災害による場合等勧告を受けた者の責に帰することができないやむを得ない事情により事業計画に従った仕事が遅延していると認められる場合には、この限りでない。

また、イの(7)による勧告を受けた者から新たに農地転用の許可申請があった場合には、当該許可申請を受けた許可権者は、当該勧告を行った許可権者に対し、勧告後の転用事業の進捗状況等を確認した上で、当該許可の可否を判断

することが適当と考えられる。

- (イ) (略)
- エ 許可目的の達成が困難な場合における事業計画の変更
許可権者は、ア及びイによる転用事業の促進措置を講じて
もなお許可目的を達成することが困難と認められる事案につ
き、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分が困
難又は不適当と認められる場合において、転用事業者が許可
目的の変更を希望するとき又は当該転用事業者に代わって当
該許可に係る土地について転用を希望する者（以下「承継者」
という。）があるときは、次により処理することが望ましい。
(ア) (略)
- (イ) 事業計画の変更の申請の手續
a 事業計画変更申請書（以下「申請書」という。）につい
ては、法第4条第2項又は第5条第3項の規定の例によ
り処理する。
b (略)
- c 申請書には、次に掲げる書類を添付させる。なお、転
用事業者が転用目的の変更申請をする場合には、(a)から
(d)までに掲げる書類の添付を要しない。
(a)～(d) (略)
- (e) 変更後に建設しようとする建物又は施設の面積、配
置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺は、500分
の1ないし2,000分の1程度。当該事業に関連する設計
書等の既存の書類の写しを活用させることも可能であ
る。）
(f) 当該事業を実施するために必要な資力があることを
証する書面（金融機関等が発行した融資を行うことを
証する書面や預貯金通帳の写し（許可を申請する者の
ものに限る。）を活用させることも可能である。）
(g)～(k) (略)
- d 許可権者の処理

興局長は、当該情報を他の許可権者に提供することが適当
と考えられる。

また、イの(ア)による勧告を受けた者から新たに農地転用
の許可申請があった場合には、当該許可申請を受けた許可
権者は、当該勧告を行った許可権者に対し、勧告後の転用
事業の進捗状況等を確認した上で、当該許可の可否を判断
することが適当と考えられる。

- (イ) (略)
- エ 許可目的の達成が困難な場合における事業計画の変更
許可権者は、ア及びイによる転用事業の促進措置を講じて
もなお許可目的を達成することが困難と認められる事案につ
き、法第51条第1項の規定による許可の取消し等の処分が困
難又は不適当と認められる場合において、転用事業者が許可
目的の変更を希望するとき又は当該転用事業者に代わって当
該許可に係る土地について転用を希望する者（以下「承継者」
という。）があるときは、次により処理することが望ましい。
(ア) (略)
- (イ) 事業計画の変更の申請の手續
a 事業計画変更申請書（以下「申請書」という。）につい
ては、令第7条又は第15条の規定の例により処理する。
b (略)
- c 申請書には、次に掲げる書類を添付させる。なお、転
用事業者が転用目的の変更申請をする場合には、(a)から
(d)までに掲げる書類の添付を要しない。
(a)～(d) (略)
- (e) 変更後に建設しようとする建物又は施設の面積、配
置及び施設物間の距離を表示する図面（縮尺は、500分
の1ないし2,000分の1程度）
(新設)
- (f)～(j) (略)
- d 許可権者の処理

許可権者は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じ、現地調査等を行った上で、承認又は不承認を決定する。承認又は不承認を決定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、関係農業委員会に対し、その旨を連絡することが適当と考えられる。

(ウ) (略)

オ 転用目的の達成が可能な場合における事業計画の変更

許可権者は、イの(イ)により事業計画の変更を指導した事業及び転用事業者が許可申請書に記載された事業計画等の変更を行えば転用目的を実現することができるとして許可に係る事業計画の変更を希望している事案については、次により処理することが適当と考えられる。

(ア) (略)

(1) 事業計画の変更の申請の手続

a・b (略)

c 申請書に添付する書類

申請書には、エの(イ)のcの(e)から(j)までに掲げる書類を添付させる。

d (略)

7 是正の要求等

(1) 農地転用許可事務実態調査

本調査は、都道府県知事等が行う農地転用許可事務の適正な処理を確保するため、国が、毎年、実施するものであり、本調査の結果、必要と認められる場合には、(2)による是正の要求等を行うものである。また、本調査は、次に掲げる箇所により実施することを基本とするが、その詳細は、アの(イ)のaの重点課題等を踏まえて別途定めるものとする。

なお、本調査のために行う都道府県知事等に対する資料の提出の要求は、地方自治法第245条の4の規定による。

許可権者は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じ、現地調査等を行った上で、承認又は不承認を決定する。承認又は不承認を決定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、許可権者が地方農政局長等である場合には都道府県知事、許可権者が都道府県知事にあつては農業委員会に対し、その旨を連絡することが適当と考えられる。

(ウ) (略)

オ 転用目的の達成が可能な場合における事業計画の変更

許可権者は、イの(イ)により事業計画の変更を指導した事業及び転用事業者が許可申請書に記載された事業計画等の変更を行えば転用目的を実現することができるとして許可に係る事業計画の変更を希望している事案については、次により処理することが適当と考えられる。

(ア) (略)

(1) 事業計画の変更の申請の手続

a・b (略)

c 申請書に添付する書類

申請書には、エの(イ)のcの(e)から(i)までに掲げる書類を添付させる。

d (略)

8 是正の要求等

(1) 農地転用許可事務実態調査

本調査は、都道府県知事等が行う農地転用許可事務（当該事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合にあっては、当該市町村（以下「事務処理市町村」という。）が行う農地転用許可事務。以下「都道府県知事等が行う農地転用許可事務」という。）の適正な処理を確保するため、国が、毎年、実施するものであり、本調査の結果、必要と認められる場合には、(2)による是正の要求等を行うものである。また、本調査は、次に掲げる箇所により実施することを基本とするが、その詳細は、アの(イ)のaの重点課題等を踏まえて別途定めるものとする。

なお、本調査のために行う都道府県知事又は事務処理市町村に対する資料の提出の要求は、地方自治法第245条の4の規定

による。
 ア 実態調査の実施
 (7) (略)
 (1) 調査方法
 調査の方法は、次に掲げるとおりとする。
 a・b (略)
 c 各地方農政局等の農地転用担当者がbにより抽出された処分に係る関係書類等を閲覧して行う。なお、必要に応じ、関係書類等の提供を求める。
 (ウ) 調査事項
 調査事項は、次に掲げるとおりとする。
 a 法第4条第2項又は第5条第2項に規定する農地転用許可の基準に適合しているか
 b～d (略)
 イ 調査結果の取りまとめ
 地方農政局長は、本調査の結果を基に農村振興局と調整した上で、次に該当する事案を取りまとめる。
 (7) (略)
 (1) (7)について、都道府県又は事務処理市町村に見解を求め、その見解を踏まえた上で、なお疑義が解消されない事案(以下「不適切事案」という。)
 ウ (略)
 エ 調査結果の公表
 農村振興局長は、北海道において自ら行った本調査の結果及びウにより報告を受けた調査結果を取りまとめ、公表する。
 なお、地方農政局長は、本調査の実施に当たり、調査結果について公表される旨都道府県又は事務処理市町村に通知する。
 (2) 是正の要求等
 ア 是正のための助言又は勧告
 (7) 農村振興局長及び地方農政局長は、(1)の調査の結果、都道府県知事等が行う農地転用許可事務に不適切事案がみられた場合には、その解消に向け都道府県知事又は事務処理市町村が将来講ずべき措置の内容を検討する。
 (1) 農村振興局長及び地方農政局長は、不適切事案がみられ

ア 実態調査の実施
 (7) (略)
 (1) 調査方法
 調査の方法は、次に掲げるとおりとする。
 a・b (略)
 c 農村振興局及び地方農政局(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下7において同じ。)の農地転用担当者がbにより抽出された処分に係る関係書類等を閲覧して行う。なお、必要に応じ、関係書類等の提供を求める。
 (ウ) 調査事項
 調査事項は、次に掲げるとおりとする。
 a 法第4条第6項又は第5条第2項に規定する農地転用許可の基準に適合しているか
 b～d (略)
 イ 調査結果の取りまとめ
 地方農政局長(沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局局長。以下7において同じ。)は、本調査の結果を基に農村振興局長と調整した上で、次に該当する事案を取りまとめる。
 (7) (略)
 (1) (7)について、都道府県又は指定市町村に見解を求め、その見解を踏まえた上で、なお疑義が解消されない事案(以下「不適切事案」という。)
 ウ (略)
 エ 調査結果の公表
 農村振興局長は、北海道において自ら行った本調査の結果及びウにより報告を受けた調査結果を取りまとめ、公表する。
 なお、地方農政局長は、本調査の実施に当たり、調査結果について公表される旨都道府県又は指定市町村に通知する。
 (2) 是正の要求等
 ア 是正のための助言又は勧告
 (7) 地方農政局長等は、(1)の調査の結果、都道府県知事等が行う農地転用許可事務に不適切事案がみられた場合には、その解消に向け都道府県知事等が将来講ずべき措置の内容を検討する。
 (1) 地方農政局長等は、不適切事案がみられた都道府県又は

指定市町村に対し、(ア)により検討した都道府県知事等が講ずべき措置の内容を示して地方自治法第245条の4第1項の規定により、是正の助言又はは勧告を行うことができる。

この場合、期限を定めて対応方針についての回答を求めるとする。

(ウ) 地方農政局長等は、(イ)のほか、不適切事案がみられる指定市町村に対し、(ア)により検討した当該指定市町村が講ずべき措置の内容を示して地方自治法第245条の4第2項の規定により、是正の助言又はは勧告を行うよう、都道府県知事に指示することができる。

この場合、期限を定めて対応方針についての回答を求めるとする。

イ (略)

ウ 是正の要求の指示

地方農政局長等は、アの(ウ)による是正のための助言又は勧告に関する指示を受けた都道府県経由で当該助言又は勧告を受けた指定市町村から期限までに対応方針についての回答がない場合、対応方針についての回答が十分でない場合は、地方自治法第245条の5第2項の規定により、当該指定市町村に対して是正の要求を行うよう、都道府県知事に指示することができる。

エ その他の留意事項

地方農政局長は、アからウまでにより是正のための助言若しくは勧告若しくは必要な指示又はは是正の要求若しくは是正の要求の指示を行った場合には、農村振興局長に報告する。また、これらに対する都道府県又は指定市町村からの対応方針が提出された場合にも、農村振興局長に報告する。

オ (略)

第5 農業委員会による農地所有適格法人の要件の適合状況の把握の関係

1 法第6条第1項の報告関係

(1) 報告の手続

ア (略)

イ 報告書に則第58条第2項第4号の「その他参考となるべき

た都道府県又はは事務処理市町村に対し、(ア)により検討した都道府県知事又はは事務処理市町村が講ずべき措置の内容を示して地方自治法第245条の4第1項の規定により、是正の助言又はは勧告を行うことができる。

この場合、期限を定めて対応方針についての回答を求めるとする。

(ウ) 農村振興局長及び地方農政局長は、(イ)のほか、不適切事案がみられる事務処理市町村に対し、(ア)により検討した当該事務処理市町村が講ずべき措置の内容を示して地方自治法第245条の4第2項の規定により、是正の助言又はは勧告を行うよう、都道府県知事に指示することができる。

この場合、期限を定めて対応方針についての回答を求めるとする。

イ (略)

ウ 是正の要求の指示

地方農政局長等は、アの(ウ)による是正のための助言又は勧告に関する指示を受けた都道府県経由で当該助言又は勧告を受けた事務処理市町村から期限までに対応方針についての回答がない場合、対応方針についての回答が十分でない場合は、地方自治法第245条の5第2項の規定により、当該事務処理市町村に対して是正の要求を行うよう、都道府県知事に指示することができる。

エ その他の留意事項

地方農政局長は、アからウまでにより是正のための助言若しくは勧告若しくは必要な指示又はは是正の要求若しくは是正の要求の指示を行った場合には、農村振興局長に報告する。また、これらに対する都道府県又はは事務処理市町村からの対応方針が提出された場合にも、農村振興局長に報告する。

オ (略)

第5 農業委員会による農業生産法人の要件の適合状況の把握の関係

1 法第6条第1項の報告関係

(1) 報告の手続

ア (略)

イ 報告書に則第58条第2項第6号の「その他参考となるべき

書類」(損益計算書の写し、出勤記録の写し、総会議事録の写し等)を添付させる場合には、負担軽減の観点から、第1の1の(3)のアからウまでに準ずる。

(2) 農業委員会による報告書の徴収及び整理

ア 毎事業年度の終了後3か月以内に報告書の提出がなかつた場合には、当該報告書を提出すべき農地所有適格法人(以下「報告法人」という。)が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地等の所在地を管轄する農業委員会(以下「管轄農業委員会」という。)は、報告法人に対して、書面により、速やかに報告するよう求める必要がある。

イ 管轄農業委員会は、報告書の提出があつたときは則第59条に規定する記載事項が記載されているかどうか及び則第58条第2項に規定する添付書類が具備されているかどうかを検討し、報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、農地所有適格法人の要件の適合性の判断を適正に行うことが困難と認められるときはこれを補正又は追完を求める必要がある。

ウ 農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなつた場合におけるその法人及びその一般承継人であつて、農地等を現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有しているものについては、法第7条の規定による手続を進めるため、報告法人と同様に、報告書(様式例第5号の1)を作成し、事業年度の終了後3か月以内に管轄農業委員会へ提出するよう求める必要がある。

(3) 令第16条第2号の規定による指定手続

ア・イ (略)

ウ 都道府県知事が指定した土地は、令第17条の規定により法第7条第1項の規定による買収をされない土地となることから、農業委員会による法第7条の適切かつ円滑な実施のために、都道府県知事は、指定書を交付した場合には、その内容をその指定した土地の所在地を管轄する農業委員会に通知することが望ましい。

エ 都道府県知事からウの通知を受けた農業委員会は、指定された土地について、2の農地所有適格法人要件確認書の備考欄に記載しておくことが望ましい。

2 農地所有適格法人の要件の適合状況の把握

書類」(損益計算書の写し、出勤記録の写し、総会議事録の写し等)を添付させる場合には、負担軽減の観点から、第1の1の(3)のアからウまでに準ずる。

(2) 農業委員会による報告書の徴収及び整理

ア 毎事業年度の終了後3か月以内に報告書の提出がなかつた場合には、当該報告書を提出すべき農業生産法人(以下「報告法人」という。)が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地等の所在地を管轄する農業委員会(以下「管轄農業委員会」という。)は、報告法人に対して、書面により、速やかに報告するよう求める必要がある。

イ 管轄農業委員会は、報告書の提出があつたときは則第59条に規定する記載事項が記載されているかどうか及び則第58条第2項に規定する添付書類が具備されているかどうかを検討し、報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、農業生産法人の要件の適合性の判断を適正に行うことが困難と認められるときはこれを補正又は追完を求める必要がある。

ウ 農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合におけるその法人及びその一般承継人であつて、農地等を現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有しているものについては、法第7条の規定による手続を進めるため、報告法人と同様に、報告書(様式例第5号の1)を作成し、事業年度の終了後3か月以内に管轄農業委員会へ提出するよう求める必要がある。

(3) 令第23条第2号の規定による指定手続

ア・イ (略)

ウ 都道府県知事が指定した土地は、令第24条の規定により法第7条第1項の規定による買収をされない土地となることから、農業委員会による法第7条の適切かつ円滑な実施のために、都道府県知事は、指定書を交付した場合には、その内容をその指定した土地の所在地を管轄する農業委員会に通知することが望ましい。

エ 都道府県知事からウの通知を受けた農業委員会は、指定された土地について、2に規定する農業生産法人要件確認書(様式例第5号の3。第5において「確認書」という。)の備考欄に記載しておくことが望ましい。

2 農業生産法人の要件の適合状況の把握

管轄農業委員会は、報告法人ごとに、その法人が法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の各要件を満たしているか及び満たさなくなっておそれないかについて確認するため、提出のあった報告書の内容を速やかに農地所有適格法人確認書(様式例第5号の3)に取りまとめ、農業委員会の事務所に備え付けておく必要がある。

また、1による報告の内容のみならず、農業委員会の日常業務等を通じて得た情報等を踏まえ、農地所有適格法人確認書に取りまとめるものとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

第6 農業委員会による農地所有適格法人への勧告の関係

1 (略)

2 管轄農業委員会は、法第6条第1項の規定による報告等から、報告法人が、例えば、次に掲げるような状況に至り、自主的に是正のための措置を講ぜず、法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件を満たさなくなると認められる場合には、直ちに、法第6条第2項の規定により、要件を満たさなくなることのないように、必要な措置をとるべきことを勧告する必要がある。

(1) (略)

(2) 法第2条第3項第2号ホのみを満たして構成員となっている者の農業への年間従事日数が激減し、則ち第9条に規定する日数を下回るおそれがある。

(3) 法第2条第3項第3号に規定する理事等又は同項第4号の使

管轄農業委員会は、報告法人ごとに、その法人が法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の各要件を満たしているか及び満たさなくなっておそれないかについて確認するため、次により、確認書を取りまとめ、農業委員会の事務所に備え付けておく必要がある。

(1) 「農業生産法人の経営状況等の把握について」(平成9年12月10日付け9構改B第1185号構造改善局長通知)第3の調査により把握している平成13年1月1日現在における農業生産法人の経営状況等を、速やかに確認書に取りまとめおく(なお、把握していない売上高等の項目については、この限りでない)。

(2) 平成13年1月1日以降、初めて農地等の権利を取得した農業生産法人については、その農地等の権利取得時における要件の適合状況を法第3条第1項の許可申請書等により確認書に取りまとめおく。

(3) 1により法第6条第1項の報告を受けた場合は、当該報告の内容のみならず、(1)又は(2)の確認書、「地域における協議の場」における活動等の農業委員会の日常業務等を通じて得た情報等を踏まえ、確認書を取りまとめる。

第6 農業委員会による農業生産法人への勧告の関係

1 (略)

2 管轄農業委員会は、法第6条第1項の規定による報告等から、報告法人が、例えば、次に掲げるような状況に至り、自主的に是正のための措置を講ぜず、法第2条第3項に規定する農業生産法人の要件を満たさなくなると認められる場合には、直ちに、法第6条第2項の規定により、要件を満たさなくなることのないように、必要な措置をとるべきことを勧告する必要がある。

(1) (略)

(2) 法第2条第3項第2号ニのみを満たして構成員となっている者の農業への年間従事日数が激減し、則ち第9条に規定する日数を下回るおそれがある。

(3) 法第2条第3項第3号に規定する理事等(以下「業務執行役

用人の農作業への年間従事日数が激減し、農作業に則第8条に規定する日数以上従事する理事等又は使用人が不在になるおそれがある。

- 3 (略)
- 4 管轄農業委員会は、勧告を受けた法人がその勧告に係る農地所有資格法人の要件を満たさなくなるとおそれのある状況は是正しているかどうかについて、その勧告後最初の報告又は日常的な指導活動等により確認する必要がある。

第7 農地等の買収関係
1 農業委員会の事務手続
農業委員会は、農地所有適格法人が法第2条第3項の各号に掲げる要件を満たさなくなった場合における農地等の買収について、次により行う。

- (1)・(2) (略)
- (3) 法第7条第5項の届出
ア・イ (略)
ウ 農業委員会は、法第2条第3項の各号に掲げる要件を満たさなくなった農地所有適格法人から要件全てを満たすに至った旨の届出があり、審査及び実態調査の結果その届出が真実であると認められるときは、法第7条第5項の規定に基づき買収すべき農地等の公示を取り消す旨の公示を行う（様式例第7号の7）。
また、届出が真実であると認められないときは、法第7条第6項の規定に基づきその旨の公示を行う（様式例第7号の8）。

なお、これらの公示を行ったときは、農地等の所有者に対して様式例第7号の9又は様式例第7号の10により通知をする。

- (4)～(6) (略)
- 2 (略)
- 3 買収すべき農地等及び附帯施設の対価の算定
地方農政局長は、法第10条第1項の規定に基づき買収すべき農地等及び附帯施設の対価の算定を次により行う。

員」という。)の過半を占めるその法人の行う農業に常時従事する構成員のうち、農作業に従事する業務執行役員の農作業への年間従事日数が激減し、農作業に則第8条に規定する日数以上従事する業務執行役員がその法人の行う農業に常時従事する構成員たる業務執行役員の過半を占めることができなくなることがある。

- 3 (略)
- 4 管轄農業委員会は、勧告を受けた法人がその勧告に係る農業生産法人の要件を満たさなくなるとおそれのある状況は是正しているかどうかについて、その勧告後最初の報告又は日常的な指導活動等により確認する必要がある。

第7 農地等の買収関係
1 農業委員会の事務手続
農業委員会は、農業生産法人が法第2条第3項の各号に掲げる要件を満たさなくなった場合における農地等の買収について、次により行う。

- (1)・(2) (略)
- (3) 法第7条第5項の届出
ア・イ (略)
ウ 農業委員会は、法第2条第3項の各号に掲げる要件を満たさなくなった農業生産法人から要件全てを満たすに至った旨の届出があり、審査及び実態調査の結果その届出が真実であると認められるときは、法第7条第5項の規定に基づき買収すべき農地等の公示を取り消す旨の公示を行う（様式例第7号の7）。
また、届出が真実であると認められないときは、法第7条第6項の規定に基づきその旨の公示を行う（様式例第7号の8）。

なお、これらの公示を行ったときは、農地等の所有者に対して様式例第7号の9又は様式例第7号の10により通知をする。

- (4)～(6) (略)
- 2 (略)
- 3 買収すべき農地等及び附帯施設の対価の算定
地方農政局長は、法第10条第1項の規定に基づき買収すべき農地等及び附帯施設の対価の算定を次により行う。

(1) 農地等の対価の算定方法

ア 買収すべき農地等の対価の算定
令第18条に規定する買収すべき農地等の対価を算定する場合は、法令の定めによるほか、次による。

(ア) 対価の算定方法は、令第18条に規定する近傍類似農地等で耕作又は養畜の事業に供するための取引があつた農地等(以下「取引事例地」という。)を原則として3件以上収集し、その取引事例地ごとに、その10アール当たりの取引価格を基礎に取引事例地と買収すべき農地等との令第18条第1項各号に掲げる事項(以下「各指標」という。)の関係を考慮して買収すべき農地等の10アール当たりの価格を評定し、その評定価格のうち他のいづれの評定価格に対しても、それらのほぼ3分の2以下及び2分の3以上であるものを除外した評定価格の平均評定価格を求め、当該価格に買収すべき農地等の面積を乗じて算定する。

(イ) (略)
(ウ) 令第18条第1項に規定する「その他特殊な事情の下において行われる取引」は、次に掲げる取引が考えられ、この場合、取引事例地には採用しない。
a ～ f (略)

イ・ウ (略)
エ

アの算定が困難な場合の取扱い
(ア) 取引事例が収集できないことにより令第18条第1項の算定が困難な場合については、同条第2項の規定に基づき買収すべき農地等の対価の算定を次により行うものとし、aについては様式例第7号の18、bについては様式例第7号の19、cについては様式例第7号の20を作成する。

a 令第18条第2項第1号による算定
(式 略)
b 令第18条第2項第2号による算定
(式 略)
c 令第18条第2項第3号による算定
(式 略)

(イ) 農業利用目的での通常の取引価格が転用価格の影響を強く受けていると認められる区域内の農地等を買収する場合等で事例が収集できず、かつ、令第18条第2項の規定に基づき算定された価額が明らかに適正と認められない場合等

(1) 農地等の対価の算定方法

ア 買収すべき農地等の対価の算定
令第25条に規定する買収すべき農地等の対価を算定する場合は、法令の定めによるほか、次による。

(ア) 対価の算定方法は、令第25条に規定する近傍類似農地等で耕作又は養畜の事業に供するための取引があつた農地等(以下「取引事例地」という。)を原則として3件以上収集し、その取引事例地ごとに、その10アール当たりの取引価格を基礎に取引事例地と買収すべき農地等との令第25条第1項各号に掲げる事項(以下「各指標」という。)の関係を考慮して買収すべき農地等の10アール当たりの価格を評定し、その評定価格のうち他のいづれの評定価格に対しても、それらのほぼ3分の2以下及び2分の3以上であるものを除外した評定価格の平均評定価格を求め、当該価格に買収すべき農地等の面積を乗じて算定する。

(イ) (略)
(ウ) 令第25条第1項に規定する「その他特殊な事情の下において行われる取引」は、次に掲げる取引が考えられ、この場合、取引事例地には採用しない。
a ～ f (略)

イ・ウ (略)
エ

アの算定が困難な場合の取扱い
(ア) 取引事例が収集できないことにより令第25条第1項の算定が困難な場合については、同条第2項の規定に基づき買収すべき農地等の対価の算定を次により行うものとし、aについては様式例第7号の18、bについては様式例第7号の19、cについては様式例第7号の20を作成する。

a 令第25条第2項第1号による算定
(式 略)
b 令第25条第2項第2号による算定
(式 略)
c 令第25条第2項第3号による算定
(式 略)

(イ) 農業利用目的での通常の取引価格が転用価格の影響を強く受けていると認められる区域内の農地等を買収する場合等で事例が収集できず、かつ、令第25条第2項の規定に基づき算定された価額が明らかに適正と認められない場合等

には、不動産鑑定士等の精通者に評定を委託し、その結果をも参酌して買取すべき農地等の価額を算定する。このことは、以下においても同様とする。

- (2) 附帯施設の対価の算定方法
令第19条に規定する附帯施設の対価を算定する場合は、法令の定めによるほか、次によるものとし、様式例第7号の21を作成する。

ア 土地
令第19条に規定する農地等以外の土地については、次により算定する。

- イ 立木、工作物又は水の使用に関する権利
令第19条に規定する立木、工作物又は水の使用に関する権利については、(1)の算定方式の例により算定するものとし、事例が収集できず、かつ、令第18条第2項の規定に基づき算定された価額が明らかに適正と認められない場合には、次に掲げる方法により算定する。

(7)～(7) (略)

(3) (略)

第8 農地所有適格法人の事務所等への立入調査の関係

- 1 法第14条第1項の規定による立入調査（以下「立入調査」という。）は、法第6条第1項の報告のほか、農業委員会法第35条第1項の規定に基づく報告、調査等により、法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の各要件を満たしているかどうかの確認に努めてもおおその確認のための必要な場合に行うべきである。また、立入調査における調査事項は、その必要の範囲内に限られることは言うまでもない。

- 2 法第14条第2項に規定する農業委員、農地利用最適化推進委員（8において「推進委員」という。）又は農業委員会の職員であることを示す証明書は、様式例第8号の1による。

3～7 (略)

- 8 立入調査を行った農業委員、推進委員又は農業委員会の職員は、様式例第8号の2により調査結果を取りまとめ、農業委員会会長へ報告する必要がある。

第9 農地等の賃貸借の解約等の関係

には、不動産鑑定士等の精通者に評定を委託し、その結果をも参酌して買取すべき農地等の価額を算定する。このことは、以下においても同様とする。

- (2) 附帯施設の対価の算定方法
令第26条に規定する附帯施設の対価を算定する場合は、法令の定めによるほか、次によるものとし、様式例第7号の21を作成する。

ア 土地
令第26条に規定する農地等以外の土地については、次により算定する。

- イ 立木、工作物又は水の使用に関する権利
令第26条に規定する立木、工作物又は水の使用に関する権利については、(1)の算定方式の例により算定するものとし、事例が収集できず、かつ、令第25条第2項の規定に基づき算定された価額が明らかに適正と認められない場合には、次に掲げる方法により算定する。

(7)～(7) (略)

(3) (略)

第8 農業生産法人の事務所等への立入調査の関係

- 1 法第14条第1項の規定による立入調査（以下「立入調査」という。）は、法第6条第1項の報告のほか、農業委員会法第29条第1項の規定に基づく報告、調査等により、法第2条第3項に規定する農業生産法人の各要件を満たしているかどうかの確認に努めてもおおその確認のための必要な場合に行うべきである。また、立入調査における調査事項は、その必要の範囲内に限られることは言うまでもない。

- 2 法第14条第2項に規定する農業委員又は農業委員会の職員であることを示す証明書は、様式例第8号の1による。

3～7 (略)

- 8 立入調査を行った農業委員又は農業委員会の職員は、様式例第8号の2により調査結果を取りまとめ、農業委員会会長へ報告する必要がある。

第9 農地等の賃貸借の解約等の関係

<p>1 (略)</p> <p>2 法第18条第1項の賃貸借の解約等の許可</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 都道府県知事の処理</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 都道府県知事は、(1)の検討によりその申請を却下又は許可若しくは不許可を決定し、指令書（様式例第9号の5）を申請者（当事者の連署による申請にあつては、その双方の申請者に交付するとともに、その内容に係る農地等の所在地を管轄する農業委員会に通知する必要がある。この場合において、許可しようとする事案については、あらかじめ、<u>都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第10 (略)</p> <p>第11 強制競売、競売及び公売の特例関係</p> <p>1 法第22条の買取りの事務手続</p> <p>地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下第11において同じ。）は、競売に係る買取りを、次により行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 買取りの申入れに当たっては、次の事項を記載した買取申込書を作成し、強制競売又は競売を申し立てた者からの農地等の買取りの申出書の写しを添付して行う。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 令第18条に定めるところにより算出した額</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 法第23条の買取りの事務手続</p> <p>地方農政局長は、公売に係る買取りについて次により行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 行政庁に対する買取りの申入れに当たっては、次の事項を記載した買取申込書を作成して行う。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 令第18条に定めるところより算出した額</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 法第18条第1項の賃貸借の解約等の許可</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 都道府県知事の処理</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 都道府県知事は、(1)の検討によりその申請を却下又は許可若しくは不許可を決定し、指令書（様式例第9号の5）を申請者（当事者の連署による申請にあつては、その双方の申請者に交付するとともに、その内容に係る農地等の所在地を管轄する農業委員会に通知する必要がある。この場合において、許可しようとする事案については、あらかじめ、<u>都道府県農業会議の意見を聞かなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第10 (略)</p> <p>第11 強制競売、競売及び公売の特例関係</p> <p>1 法第22条の買取りの事務手続</p> <p>地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下第11において同じ。）は、競売に係る買取りを、次により行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 買取りの申入れに当たっては、次の事項を記載した買取申込書を作成し、強制競売又は競売を申し立てた者からの農地等の買取りの申出書の写しを添付して行う。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 令第25条に定めるところにより算出した額</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 法第23条の買取りの事務手続</p> <p>地方農政局長は、公売に係る買取りについて次により行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 行政庁に対する買取りの申入れに当たっては、次の事項を記載した買取申込書を作成して行う。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 令第25条に定めるところより算出した額</p> <p>(4)・(5) (略)</p>
--	---

<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第12 和解の仲介の関係 1 農業委員会による和解の仲介</p>	<p>第12 和解の仲介の関係 1 農業委員会による和解の仲介</p>
<p>(1)・(2) (略) (3) 仲介手続 ア～ウ (略)</p>	<p>(1)・(2) (略) (3) 仲介手続 ア～ウ (略)</p>
<p>エ 令第21条第1項の規定による仲介期日の通知は原則として様式例第12号の6による。</p>	<p>エ 令28条第1項の規定による仲介期日の通知は原則として様式例第12号の6による。</p>
<p>オ 仲介委員は、令第21条第1項の規定による仲介期日の通知をしたときは、都道府県の小作主事に対し、その旨を通知する必要がある。</p>	<p>オ 仲介委員は、令28条第1項の規定による仲介期日の通知をしたときは、都道府県の小作主事に対し、その旨を通知する必要がある。</p>
<p>カ～ケ (略) コ 仲介委員は、仲介の場所において令第23条第2項の規定により仲介を打ち切る旨を決定したときは、当事者及び参加人に対し、その旨を様式例第12号の7により通知して仲介を打ち切る必要がある。</p>	<p>カ～ケ (略) コ 仲介委員は、仲介の場所において令第30条第2項の規定により仲介を打ち切る旨を決定したときは、当事者及び参加人に対し、その旨を様式例第12号の7により通知して仲介を打ち切る必要がある。</p>
<p>サ (略) シ 仲介委員は、和解が成立したとき、又は令第23条第2項の規定により仲介を打ち切ったときは、その結果を農業委員会長に報告する必要がある。</p>	<p>サ (略) シ 仲介委員は、和解が成立したとき、又は令第30条第2項の規定により仲介を打ち切ったときは、その結果を農業委員会長に報告する必要がある。</p>
<p>ス・セ (略) (4) (略)</p>	<p>ス・セ (略) (4) (略)</p>
<p>(5) 小作主事等の意見聴取 ア 法第26条の規定により聴く都道府県の小作主事の意見は、遅くとも、和解を成立させる前に、成立させるべき和解条項の可否について聴くこととし、必要があれば仲介方針についても聴く必要がある。</p>	<p>(5) 小作主事等の意見聴取 ア 法第26条の規定により聴く都道府県の小作主事の意見は、遅くとも、和解を成立させる前に、成立させるべき和解条項の可否について聴くこととし、必要があれば仲介方針についても聴く必要がある。</p>
<p>イ・ウ (略) (6) (略)</p>	<p>イ・ウ (略) (6) (略)</p>
<p>2 都道府県知事による仲介 (1)～(4) (略) (5) 小作主事等は、事件につき和解が成立したとき又は令第23条第2項により仲介を打切ったときは、その結果を都道府県知事に報告する必要がある。 (6) 令第26条の規定による仲介結果の通知は、様式例第12号の9に準じて行う必要がある。</p>	<p>2 都道府県知事による仲介 (1)～(4) (略) (5) 小作主事等は、事件につき和解が成立したとき又は令第30条第2項により仲介を打切ったときは、その結果を都道府県知事に報告する必要がある。 (6) 令第33条の規定による仲介結果の通知は、様式例第12号の9に準じて行う必要がある。</p>

の経過」として農業委員会が所掌事務の処理上参考となるべき
仲介の経過の概要を記載する必要がある。

(7)・(8) (略)

第13 (略)

第14 取得した農地等の管理関係
(略)

1 (略)

2 法定帳簿等

地方農政局長は、国有農地等を管理するために備えるべき帳簿
を次により作成保存する。

(1) 帳簿の名称区分等

ア (略)

イ 貸付簿等

財産区分	帳簿名称	備付者	備考	
			根拠規定	様式
国有農地等	国有農地等貸付簿 (法第7条等農耕貸付 け) (令第28条農耕貸付け) (転用貸付け)	地方農政局長	則第83条	様式例第14号の4
	国有農地等貸付総括簿			規程第7条
		地方農政局長		様式例第14号の5

(2)・(3) (略)

3 貸付け

地方農政局長は、国有農地等を次に定めるところにより貸し付
けることができる。

(1) 貸付分類

貸付けは、次のように分類する。

ア 耕作又は養畜の事業に供する貸付け (以下「農耕貸付け」

という。)

(ア) (略)

(1) 令第28条第1項本文の規定による貸付け (以下「令第28条

の経過」として農業委員会が所掌事務の処理上参考となるべき
仲介の経過の概要を記載する必要がある。

(7)・(8) (略)

第13 (略)

第14 取得した農地等の管理関係
(略)

1 (略)

2 法定帳簿等

地方農政局長は、国有農地等を管理するために備えるべき帳簿を
次により作成保存する。

(1) 帳簿の名称区分等

ア (略)

イ 貸付簿等

財産区分	帳簿名称	備付者	備考	
			根拠規定	様式
国有農地等	国有農地等貸付簿 (法第7条等農耕貸付 け) (令第35条農耕貸付け) (転用貸付け)	地方農政局長	則第83条	様式例第14号の4
	国有農地等貸付総括簿			規程第7条
		地方農政局長		様式例第14号の5

(2)・(3) (略)

3 貸付け

地方農政局長は、国有農地等を次に定めるところにより貸し付
けることができる。

(1) 貸付分類

貸付けは、次のように分類する。

ア 耕作又は養畜の事業に供する貸付け (以下「農耕貸付け」

という。)

(ア) (略)

(1) 令第35条第1項本文の規定による貸付け (以下「令第35条

農耕貸付け」という。) 農耕又は養畜の事業以外の事業に一時的に供するたための令第28条第1項ただし書の規定に基づき行う貸付け (以下「転用貸付け」という。)

(2) 貸付基準
ア 農耕貸付け

(7) 法第7条等農耕貸付け
地方農政局長は、次により法第7条等農耕貸付けを行う。
a 国が所有権を取得した際に、地上権、永小作権、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定され、かつ、当該土地を契約書等により確認し、その結果に基づき国有財産有償貸付契約書 (様式例第14号の7) を3部作成し、当該土地を使用する権利を有する者との間で確認の上、このうち1部を地方農政局が、1部を当該土地を使用する権利を有する者が保管し、1部を農業委員会に送付して法第7条等農耕貸付けを行う。

b (略)

(1) 令第28条農耕貸付け (略)

a・b (略)

イ (略)

(3) (略)

(4) 令第28条農耕貸付けの貸付手続
ア 令第28条農耕貸付けは、原則として入札によるものとし、次の(7)又は(1)のいずれかにより貸付手続を行う。
(7)・(4) (略)

イ・ウ (略)

(5)・(6) (略)

(7) 貸付けの変更、解約等
ア (略)

イ 合意解約
地方農政局長は、令第28条農耕貸付け又は法第7条等農耕貸付けについて、借受者から解約の希望があったときは、貸付けの解約申入書 (様式例第14号の25) 3部を農業委員会を経由して地方農政局長に提出させ、地方農政局長は、その申入れの日から6か月以内に解約同意書 (様式例第14号の25) を相手方に交付して解約を行い、併せて農業委員会に対し法

農耕貸付け」という。) 農耕又は養畜の事業以外の事業に一時的に供するたための令第35条第1項ただし書の規定に基づき行う貸付け (以下「転用貸付け」という。)

(2) 貸付基準
ア 農耕貸付け

(7) 法第7条等農耕貸付け
地方農政局長は、次により法第7条等農耕貸付けを行う。
a 国が所有権を取得した際に、地上権、永小作権、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定され、かつ、当該土地を契約書等により確認し、その結果に基づき国有財産有償貸付契約書 (様式例第14号の7) を3部作成し、当該土地を使用する権利を有する者との間で確認の上、このうち1部を地方農政局が、1部を当該土地を使用する権利を有する者が保管し、1部を農業委員会に送付して法第7条等農耕貸付けを行う。

b (略)

(1) 令第35条農耕貸付け (略)

a・b (略)

イ (略)

(3) (略)

(4) 令第35条農耕貸付けの貸付手続
ア 令第35条農耕貸付けは、原則として入札によるものとし、次の(7)又は(1)のいずれかにより貸付手続を行う。
(7)・(4) (略)

イ・ウ (略)

(5)・(6) (略)

(7) 貸付けの変更、解約等
ア (略)

イ 合意解約
地方農政局長は、令第35条農耕貸付け又は法第7条等農耕貸付けについて、借受者から解約の希望があったときは、貸付けの解約申入書 (様式例第14号の25) 3部を農業委員会を経由して地方農政局長に提出させ、地方農政局長は、その申入れの日から6か月以内に解約同意書 (様式例第14号の25) を相手方に交付して解約を行い、併せて農業委員会に対し法

第18条第6項の規定による通知を行う。

ウ (略)

4 被害報告及び復旧措置等

地方農政局長は、天災その他の事故の処理を次により行う。

(1) (略)

(2) 国有農地等がき損した場合の復旧及びき損のおそれがある場合の防災措置は次により行う。ただし、当該財産が令第30条第1項第2号に該当する場合には、原則として復旧又は防災措置を行わない。

ア～エ (略)

第15 (略)

第16 取得した農地等の非農業目的の売払い関係

1 (略)

2 非農業利用地認定の手續

(1) 非農業利用地認定

(略)

ア 令第30条第1項第1号に掲げる土地等

(略)

イ 令第30条第1項第2号に掲げる土地等

(ア)・(イ) (略)

ウ 令第30条第1項第3号に掲げる土地等

(ア)～(エ) (略)

(2) 地方農政局長は、非農業利用地認定を行うに当たり、次のことに留意する。

ア 非農業利用地が令第30条第1項第1号に該当する場合は、非農業利用に供するため提出された転用事業計画書(様式例第14号の13)により、法第5条第2項に規定する農地転用の許可の基準を満たしていることを確認する。

イ 非農業利用地が令第30条第1項第2号又は第3号に該当する場合は、原則として現地確認を行うとともに、同条第2項の規定に基づき、あらかじめ都道府県知事の意見を求める。この場合、その意見書において、当該土地等の利用状況、当該土地の所在する地域における土地利用の状況とその動向、人口の動向及び農業の見通し等からみた総合的な所見を求める。

第18条第6項の規定による通知を行う。

ウ (略)

4 被害報告及び復旧措置等

地方農政局長は、天災その他の事故の処理を次により行う。

(1) (略)

(2) 国有農地等がき損した場合の復旧及びき損のおそれがある場合の防災措置は次により行う。ただし、当該財産が令第37条第1項第2号に該当する場合には、原則として復旧又は防災措置を行わない。

ア～エ (略)

第15 (略)

第16 取得した農地等の非農業目的の売払い関係

1 (略)

2 非農業利用地認定の手續

(1) 非農業利用地認定

(略)

ア 令第37条第1項第1号に掲げる土地等

(略)

イ 令第37条第1項第2号に掲げる土地等

(ア)・(イ) (略)

ウ 令第37条第1項第3号に掲げる土地等

(ア)～(エ) (略)

(2) 地方農政局長は、非農業利用地認定を行うに当たり、次のことに留意する。

ア 非農業利用地が令第37条第1項第1号に該当する場合は、非農業利用に供するため提出された転用事業計画書(様式例第14号の13)により、法第5条第2項に規定する農地転用の許可の基準を満たしていることを確認する。

イ 非農業利用地が令第37条第1項第2号又は第3号に該当する場合は、原則として現地確認を行うとともに、同条第2項の規定に基づき、あらかじめ都道府県知事の意見を求める。この場合、その意見書において、当該土地等の利用状況、当該土地の所在する地域における土地利用の状況とその動向、人口の動向及び農業の見通し等からみた総合的な所見を求める。

別表1

	<p>農業委員会による意見書の送付</p>	<p>都道府県知事による許可等の処分又は協議書若しくは意見書の送付</p>	<p>地方農政局長等による許可等の処分又は協議等に対する回答の通知</p>
<p>都道府県知事の許可に関する事案</p>	<p>申請書の受理後3週間 (第4の1の(4)のイ)</p>	<p>申請書及び意見書の受理後3週間 (第4の1の(5)のウ)</p>	
<p>うち農地法附則第2項の農林水産大臣への協議を要する事案</p>	<p>申請書の受理後3週間 (第4の1の(4)のイ)</p>	<p>(協議書の送付) 申請書及び意見書の受理後10日間 (第4の3の(1)のイ)</p> <p>(許可等の処分) 申請書及び意見書の受理後3週間 (第4の3の(1)のイ)</p>	<p>協議書受理後1週間 (第4の3の(2))</p>
<p>農林水産大臣の許可に関する事案</p>	<p>事前審査 申出</p>	<p>申出書の写しの受理後3週間 (第4の4の(3)のアの(7))</p>	<p>意見書の受理後3週間 (第4の4の(3)のイの(7))</p>
<p>許可申請</p>		<p>申請書の受理後3週間 (第4の1の(5)のイ)</p>	<p>申請書及び意見書の受理後3週間 (第4の1の(6)のイ)</p>

別表 1

	<u>農業委員会による意見書の送付</u>	<u>都道府県知事等による許可等の処分又は協議書若しくは意見書の送付</u>	<u>地方農政局長等による協議に対する回答の通知</u>
<u>都道府県知事等の許可に関する事案（農業委員会が都道府県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴かない事案）</u>	<u>申請書の受理後3週間（第4の1の(4)のイ）</u>	<u>申請書及び意見書の受理後2週間（第4の1の(5)のイ）</u>	
<u>都道府県知事等の許可に関する事案（農業委員会が都道府県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴く事案）</u>	<u>申請書の受理後4週間（第4の1の(4)のイ）</u>	<u>申請書及び意見書の受理後2週間（第4の1の(5)のウ）</u>	
<u>うち農地法附則第2項の農林水産大臣への協議を要する事案</u>	<u>申請書の受理後4週間（第4の1の(4)のイ）</u>	<u>（協議書の送付） 申請書及び意見書の受理後1週間（第4の3の(1)のイ）</u> <u>（許可等の処分） 申請書及び意見書の受理後2週間（第4の3の(1)のイ）</u>	<u>協議書受理後1週間（第4の3の(2)）</u>

別表 2 (略)

別表 2 (略)

別紙1 関係 様式例一覧

【農地又は採草放牧地の権利移動の関係】

様式例第1号の1～様式例第1号の7 (略)

【農地等の権利移動の許可の取消し等の関係】

様式例第2号の1・様式例第2号の2 (略)

【農地等の権利取得の届出の関係】

様式例第3号の1・様式例第3号の2 (略)

【農地又は採草放牧地の転用の関係】

様式例第4号の1 農地法第4条第1項の規定による許可申請書
 様式例第4号の2 農地法第5条第1項の規定による許可申請書
 様式例第4号の3 農地法第〇〇条の規定による許可申請書に係る意見書
 (削る。)

様式例第4号の4 農地法第4条第5項の規定による協議書

様式例第4号の5 農地法第5条第4項の規定による協議書

様式例第4号の6 法定協議事前調整申出書

様式例第4号の7 農地法附則第2項第〇号に基づく協議に係る事案の概要書
 (削る。)

(削る。)

様式例第4号の8 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

様式例第4号の9 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

様式例第4号の10 受理通知書

様式例第4号の11 違反転用事案報告

様式例第4号の12 勸告書

様式例第4号の13 処分書

様式例第4号の14 命令書

様式例第4号の15 事業進捗状況管理表

【農業委員会による農地所有適格法人の要件の適合状況の把握の関係】

様式例第5号の1 農地所有適格法人報告書

様式例第5号の2 農地法施行令第16条第2号の規定による指定書

様式例第5号の3 農地所有適格法人要件確認書

別紙1 関係 様式例一覧

【農地又は採草放牧地の権利移動の関係】

様式例第1号の1～様式例第1号の7 (略)

【農地等の権利移動の許可の取消し等の関係】

様式例第2号の1・様式例第2号の2 (略)

【農地等の権利取得の届出の関係】

様式例第3号の1・様式例第3号の2 (略)

【農地又は採草放牧地の転用の関係】

様式例第4号の1 農地法第4条第1項の規定による許可申請書
 様式例第4号の2 農地法第5条第1項の規定による許可申請書
 様式例第4号の3 農地法第〇〇条の規定による許可申請書に係る意見書
 様式例第4号の4 農地法第〇〇条の規定による許可申請書に係る意見書
 (削る。)

様式例第4号の5 農地法第4条第5項の規定による協議書

様式例第4号の6 農地法第5条第4項の規定による協議書

様式例第4号の7 法定協議事前調整申出書

様式例第4号の8 農地法附則第2項第〇号に基づく協議に係る事案の概要書
 (削る。)

様式例第4号の9 農地転用事前審査申出書

様式例第4号の10 農地転用事前審査の申出に係る意見書

様式例第4号の11 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

様式例第4号の12 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

様式例第4号の13 受理通知書

様式例第4号の14 違反転用事案報告

様式例第4号の15 勸告書

様式例第4号の16 処分書

様式例第4号の17 命令書

様式例第4号の18 事業進捗状況管理表

【農業委員会による農業生産法人の要件の適合状況の把握の関係】

様式例第5号の1 農業生産法人報告書

様式例第5号の2 農地法施行令第23条第2号の規定による指定書

様式例第5号の3 農業生産法人要件確認書

【農業委員会による農地所有適格法人への勧告の関係】
様式例第6号 (略)

【農地等の買収関係】
様式例第7号の1～様式例第7号の17 (略)
様式例第7号の18 令第18条第2項第1号による算定調査
様式例第7号の19 令第18条第2項第2号による算定
様式例第7号の20 令第18条第2項第3号による算定調査
様式例第7号の21 (略)

【農地所有適格法人の事務所等への立入調査の関係】
様式例第8号の1 農地法第14条第1項の立入調査をする農業委員、農地利
用最適化推進委員又は職員の身分証明書
様式例第8号の2 (略)

【農地等の賃貸借の解約等の関係】
様式例第9号の1～様式例第9号の6 (略)

【農地等の賃貸借契約等文書化の関係】
様式例第10号の1・様式例第10号の2 (略)

【和解の仲介の関係】
様式例第12号の1～様式例第12号の12 (略)

【利用意向調査等に関する措置関係】
様式例第13号の1～様式例第13号の18 (略)

【取得した農地等の管理関係】
様式例第14号の1～様式例第14号の27 (略)

【取得した農地等の農業目的の売払い関係】
様式例第15号の1～様式例第15号の12 (略)

【取得した農地等の非農業目的の売払い関係】
様式例第16号の1～様式例第16号の35 (略)

【農業委員会による農業生産法人への勧告の関係】
様式例第6号 (略)

【農地等の買収関係】
様式例第7号の1～様式例第7号の17 (略)
様式例第7号の18 令第25条第2項第1号による算定調査
様式例第7号の19 令第25条第2項第2号による算定
様式例第7号の20 令第25条第2項第3号による算定調査
様式例第7号の21 (略)

【農業生産法人の事務所等への立入調査の関係】
様式例第8号の1 農地法第14条第1項の立入調査をする農業委員又は職員の身分証明書
様式例第8号の2 (略)

【農地等の賃貸借の解約等の関係】
様式例第9号の1～様式例第9号の6 (略)

【農地等の賃貸借契約等文書化の関係】
様式例第10号の1・様式例第10号の2 (略)

【和解の仲介の関係】
様式例第12号の1～様式例第12号の12 (略)

【利用意向調査等に関する措置関係】
様式例第13号の1～様式例第13号の18 (略)

【取得した農地等の管理関係】
様式例第14号の1～様式例第14号の27 (略)

【取得した農地等の農業目的の売払い関係】
様式例第15号の1～様式例第15号の12 (略)

【取得した農地等の非農業目的の売払い関係】
様式例第16号の1～様式例第16号の35 (略)

様式例第1号の1

農地法第3条の規定による許可申請書

農業委員会会長 殿

当事者
 <譲渡人>
 住所
 氏名

印

住所
 氏名

印

下記農地(採草放牧地)について
 〔所有権
 賃借権
 使用貸借による権利
 その他使用収益権()〕を〔設定(期間○年間)
 移転〕

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付けてください。)

記

1～3 (略)

(記載要領) (略)

農地法第3条の規定による許可申請書 (別添)

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 (略)

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) (略)

(2) 大農機具又は家畜
 (表 略)

(記載要領)

1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。

2 (略)

(3) (略)

様式例第1号の1

農地法第3条の規定による許可申請書

農業委員会会長 殿

当事者
 <譲渡人>
 住所
 氏名

印

住所
 氏名

印

下記農地(採草放牧地)について
 〔所有権
 賃借権
 使用貸借による権利
 その他使用収益権()〕を〔設定(期間○年間)
 移転〕

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付けてください。)

記

1～3 (略)

(記載要領) (略)

農地法第3条の規定による許可申請書 (別添)

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 (略)

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) (略)

(2) 大農機具又は家畜
 (表 略)

(記載要領)

1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。

2 (略)

(3) (略)

＜農地法第3条第2項第2号関係＞（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。）

2～5－2 （略）

＜農地法第3条第2項第6号関係＞

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付けてください。

□ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

□ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

□ 農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。

□ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付内容＝、裏作の作付内容＝）

□ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

7 （略）

II 使用貸借又は貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

（留意事項）（略）

8～9 （略）

III 特殊事由により申請する場合の記載事項

10 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Iの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事

＜農地法第3条第2項第2号関係＞（権利を取得しようとする者が農業生産法人（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第18条第1項に規定する特例農業法人を含む。）である場合のみ記載してください。）

2～5－2 （略）

＜農地法第3条第2項第6号関係＞

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付けてください。

□ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

□ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

□ 農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。

□ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付内容＝、裏作の作付内容＝）

□ 農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

7 （略）

II 使用貸借又は貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

（留意事項）（略）

8～9 （略）

III 特殊事由により申請する場合の記載事項

10 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Iの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事

業・計画の内容」欄に記載してください。

- (1) (略)
- (2) 以下の場合は、Iの1-2(効率要件)、2(農地所有適格法人要件)、5(下限積要件)以外の記載事項を記載してください。
(以下、略)
- (3) 以下の場合は、Iの2(農地所有適格法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。
(以下、略)

農地所有適格法人としての事業等の状況 (別紙)

<農地法第2条第3項第1号関係> (略)

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

(表 略)

- (2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	議決権の数

議決権の数の合計
農業関係者以外の者の議決権の割合

--	--

(留意事項)

- 1 構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

業・計画の内容」欄に記載してください。

- (1) (略)
- (2) 以下の場合は、Iの1-2(効率要件)、2(農業生産法人要件)、5(下限積要件)以外の記載事項を記載してください。
(以下、略)
- (3) 以下の場合は、Iの2(農業生産法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。
(以下、略)

農業生産法人としての事業等の状況 (別紙)

<農地法第2条第3項第1号関係> (略)

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況

- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社・承認組合等)

(表 略)

- (2) 関連事業者 (法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等)

氏名又は名称	議決権の数

取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等の法律に基づき認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)	

議決権の数の合計
関連事業者の議決権の割合

--	--

(留意事項)

- 1 構成員であることを証する書面として、組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有資格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

＜農地法第2条第3項第3号及び第4号関係＞

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数	
			直近実績	見込み

4 重要な使用人の農業への従事状況

農業への	

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社であって同法第10条第1項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

また、同承認会社又は同法第5条に規定する承認組合であって同法第10条第2項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社又は承認組合であることを証する書面」を添付してください。

2 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。

3 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）のいずれかに基づき認定です。

4 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

＜農地法第2条第3項第3号関係＞

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数	
			直近実績	見込み

(新設)

氏名	住所	役職	年間従事日数		必要な農作業への年間従事日数	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

(4)については、3の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。）

(削る。)

< 国家戦略特別区域法第18条第1項関係 >

4 国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業への従事状況

その事業の内容		その事業に従事する理事等の氏名	年間従事日数	
原料又は材料として使用する生産農畜産物	製造又は加工品の名称			直近実績

(国家戦略特別区域法第18条第1項の適用を受ける場合のみ記載してください。)

(記載要領)

1～3 (略)

4 「2(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1)農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑

(記載要領)

1～3 (略)

4 「2(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社であって同法第10条第1項の規定の適用を受けるものが法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。(新設)

化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

(削る。)

(削る。)

様式例第1号の2

住所
氏名
殿
指令第
平成 年 月 日
農業委員会会長 印

平成 年 月 日付けをもって農地法第3条第1項の規定による許可申請があった農地（採草放牧地）についての〇〇の〇〇は下記により許可します。

記

1～3 (略)

(記載要領)

1～3 (略)

4 農業委員会が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出

5 「2(2)関連事業者」の「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載してください。

6 「4 国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業への従事状況」の「国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業」とは、その生産した農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業です。

様式例第1号の2

住所
氏名
殿
指令第
平成 年 月 日
農業委員会会長 印

平成 年 月 日付けをもって農地法第3条第1項の規定による許可申請があった農地（採草放牧地）についての〇〇の〇〇は下記により許可します。

記

1～3 (略)

(記載要領)

1～3 (略)

4 農業委員会が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができず（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査

出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほかに、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められます。」

様式例第1号の3

農地法第3条第1項第13号の規定による届出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

届出者（譲受人） 主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名 印
譲渡人 住所 氏名 印

下記農地（採草放牧地）の（に）〇〇を〇〇したいので、農地法第3条第1項第13号の規定により届け出ます。

記

審査請求をすることはできません。。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかにかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができ

ます。
この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）、提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

様式例第1号の3

農地法第3条第1項第13号の規定による届出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

届出者（譲受人） 主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名 印
譲渡人 住所 氏名 印

下記農地（採草放牧地）の（に）〇〇を〇〇したいので、農地法第3条第1項第13号の規定により届け出ます。

記

1～3 (略)

(記載要領)

1～4 (略)

5 記の3の「権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を記載してください。

様式例第1号の4 (略)

様式例第1号の5

受理通知書

番 号
平成 年 月 日

主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

農業委員会会長 印

平成 年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第3条第1項第13号(第14号の2)の規定による届出についてはこれを受理し、平成 年 月 日にその効力が生じたので通知します。

1～3 (略)

(記載要領)

1～3 (略)

4 農業委員会が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。)正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます。

1～3 (略)

(記載要領)

1～4 (略)

5 記の4の「権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、対価、賃借料等の給付の種類及び額、契約期間等を記載してください。

様式例第1号の4 (略)

様式例第1号の5

受理通知書

番 号
平成 年 月 日

主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名

農業委員会会長 印

平成 年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第3条第1項第13号(第14号の2)の規定による届出についてはこれを受理し、平成 年 月 日にその効力が生じたので通知します。

1～3 (略)

(記載要領)

1～3 (略)

4 農業委員会が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。)に、審査請求書(行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第15条に規定する事項を記載しなければなりません。)正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます。(なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

様式例第1号の6 (略)

様式例第1号の7

農地等の利用状況報告書

農業委員会会長 殿

平成 年 月 日

住所
氏名

印

平成 年 月 日付け〇〇指令第〇〇号で農地法第3条第1項の許可を受けた農地（採草放牧地）について、下記のとおり報告します。

記

1～4 (略)

2 この処分の取消しの訴えは、この処分について、この審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかにかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができ

ます。
この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

様式例第1号の6 (略)

様式例第1号の7

農地等の利用状況報告書

農業委員会会長 殿

平成 年 月 日

住所
氏名

印

平成 年 月 日付け〇〇指令第〇〇号で農地法第3条第1項の許可を受けた農地（採草放牧地）について、下記のとおり報告します。

記

1～4 (略)

5 業務執行役員又は重要な使用人の状況

氏名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業の年間従事日数

6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

1・2 (略)

3 報告書を提出する者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は章程行為の写しを添付してください。

4～6 (略)

7 記の5の「業務執行役員又は重要な使用人の状況」については、報告書を提出する者が個人である場合は記載不要です。「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員（耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員がいない場合には、重要な使用人）の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記載してください。

なお、「重要な使用人」とは、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者をいいます。

様式例第2号の1 (略)

様式例第2号の2

住所
氏名

殿

指令第 号
平成 年 月 日

農業委員会会長 印

平成 年 月 日付け〇〇指令第〇〇号をもってした農地法第3条第3項の規定の適用を受けた同条第1項の許可について、同法第3条の2第2項第1号(第2号)に該当することから下記により当該許可を取り消します。

記

5 業務執行役員の状況

氏名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業の年間従事日数

6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

1・2 (略)

3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款の写しを添付してください。

4～6 (略)

7 記の5の「業務執行役員の状況」については、個人である場合は記載不要です。「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う農業に常時従事した業務執行役員の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記載してください。

様式例第2号の1 (略)

様式例第2号の2

住所
氏名

殿

指令第 号
平成 年 月 日

農業委員会会長 印

平成 年 月 日付け〇〇指令第〇〇号をもってした農地法第3条第3項の規定の適用を受けた同条第1項の許可について、同法第3条の2第2項第1号(第2号)に該当することから下記により当該許可を取り消します。

記

1 ～ 3 (略)

(記載要領)

1・2 (略)

3 農業委員会が許可を取り消す場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。」

1 ～ 3 (略)

(記載要領)

1・2 (略)

3 農業委員会が許可を取り消す場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

「〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかにかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

様式例第4号の1

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

地方農政局長等
殿

(都道府県知事)

申請者 氏名

印

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 申請者の住所等	住 所		職 業			
	都道	郡 町	番 地			
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在 郡 市 町 村	地 番	地 目	10 a 当たり 普通収穫高	耕作者の 氏 名	市街化区域・市街化調整 区域・その他の区域の別
			登記簿 現 況			
計		m ² (田 畑)		m ²		
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細		用 途			
	(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間		事由の詳細			
	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る		年 月 日から 年 月 日まで			
工事計画		第1期 (着工年月日から年月日まで)		第2期		合 計
土地造成		名 称	棟 数	建築面積	所要面積	所要面積
建築物				m ²	m ²	m ²

事業又は施設 の概要	小計	計
	工作物	
	小計	
4 資金調達につ いての計画		
5 転用することに よって生ずる付近 の土地・作物・家 畜等の被害防除施 設の概要		
6 その他参考とな るべき事項 (記載要領)		

- 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載してください。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開發許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開發許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開發行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

様式例第4号の1

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

都道府県知事

殿

市町村長

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 申請者の住所等	住 所				職 業		
	都道	郡	町	番地			
2 許可を受けようとする土地の所在等	府県	土地の所在 郡 市 町 村	地 番	地目	10 a 当たり 普通收穫高	耕作者の 氏 名	市街化区域・市街化調整 区域・その他の区域の別
				登記簿 現況			
計 m ² (田 m ² 、畑 m ²)							
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細		用 途		事由の詳細		
	(2) 事業の操業期間 又は施設の利用 期間		年 月 日 から 年 月 日 まで		年 間		
4 資金調達について の計画	(3) 転用の時期及び 転用の目的に係 る事業又は施設 の概要	工事計画	第1期 (着工年月日から年月日まで)	第2期	合 計		
		土地造成 建築物 小 計 工作物 小 計 計	棟 数 建築面積 m ² 所要面積 m ²	棟 数 建築面積 m ² 所要面積 m ²	棟 数 建築面積 m ² 所要面積 m ²		
5 転用することによって生ずる付近							

の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要

6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 3 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載してください。
- 4 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 5 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 6 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

様式例第4号の2

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

地方農政局長等

殿

(都道府県知事)

譲受人 氏名

印

譲渡人 氏名

印

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

当事者の別 氏名

住

所

職

業

1 当事者の住所等	譲受人	都道	郡	町	番地				
	譲渡人	府県	市	村	番地				
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地目	面積	10a 当たり	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別			
	郡市	登記簿	現況	普通収獲高	権利の種類	権利者の氏名又は名称			
計			m ² (田)	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地	m ²			
3 転用計画	(1) 転用の目的	(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細							
	(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	年 月 日から 年 月 日まで							
4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで)				第2期	合計	
		土地造成	名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積
		建築物			m ²	m ²		m ²	m ²
		小計							
		工作物							
		小計							
5 資金調達について	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間		その他	
6 転用することによって生ずる付近の土	設定	移転							

地・作物・家畜等の
被害防除施設の概要

7 その他参考となる
べき事項

(記載要領)

- 1 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 3 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができます。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 4 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載してください。
- 5 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載してください。
- 6 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 7 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 8 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開發許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開發許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開發行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(別紙1) 申請書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏名	捺印	住所	職業
譲受人				
譲渡人				

(別紙2) 申請書の2の欄 許可を受けようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所 在	地 番	地 目		積 面	10a当たり 普通収穫高	利用状況	耕作者の氏名
			登記簿	現 況				
					m ²			
計	筆	m ² (田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地	m ²			m ²)

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

様式例第4号の2

都道府県知事

市町村長

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

殿

譲受人 氏名

印

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住 所				職 業		
			都道 府県 都道 府県	郡 市 郡 市	町 村 町 村	番地			
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地 番	地目	面積	利用 状況	10 a 当たり 普通収穫高	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合 権利の 種類	市街化区域・ 市街化調整区 域・その他 区域の別	
	郡 町 市 村		登記簿 現況	m ²			権利者の氏 名又は名称		
3 転用計画	計		m ² (田 m ² , 畑 m ² , 採草放牧地 m ²)						
	(1) 転用の目的	(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細							
	(3) 事業の操業期間 又は施設の利用 期間	年 月 日 から		年 間		合 計			
(4) 転用の時期及び 転用の目的に係 る事業又は施設 の概要	工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで)		第2期		合 計			
	土地造成	名 称	棟 数	建築面積	所要面積	棟 数	建築面積	所要面積	m ²
	建築物			m ²				m ²	
	小 計								
	工作物								
小 計									

4 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	計		権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他
		権利の設定・移転の別	設定			
5 資金調達についての計画		設定	移転			
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要						
7 その他参考となるべき事項 (記載要領)						

- 1 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 3 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 4 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別、採草放牧地にあつては主な草名又は家畜の種類を記載してください。
- 5 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあつては採草量又は家畜の頭数を記載してください。
- 6 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 7 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 8 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(別紙1) 申請書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏名	捺印	住所	職業
譲受人				
譲渡人				

(別紙2) 申請書の2の欄 許可を受けようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所在地番	地目		積面 m ²	10a当たり 普通收穫高	利用状況	耕作者の氏名
		登記簿	現況				
計	筆	m ² (田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地			m ²)

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

通知第2の1のイの(7)のaのように、第2種農地にあつては「運用通知第2の1のオの(7)のaの(a)」のように記載する。
 4 「検討事項」欄の「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」の意見は、当該市町村がその他法令等の許認可権限を有しているものを除き記載する必要はない。

5 検討事項の「11 法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」の意見は、申請に係る事業の施行に関して市町村が法令（条例を含む。）により定められた協議先となっている場合には、当該協議を了したかどうかを含め意見を記載する。

様式例第4号の3

農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定による許可申請書に係る意見書

平成 年 月 日
 ○○農業委員会

申請者の住所等	譲受人	住所		氏名		外 名	
	譲渡人	住所		氏名		外 名	
申請に係る土地	所在地	市 郡 町 村	田		採草放牧地		採草放牧地
	地目別面積	㎡	畑	㎡	㎡	㎡	㎡
	10a 当たり平均収獲高	畑	畑	㎡	㎡	㎡	㎡
事業計画	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域		市街化調整区域		その他の区域	
	用途（住宅用地・工場用地等具体的に記載すること）						
農地の区分	工事計画	着工	年月日	完了	年月日	その他	
	許可基準に定める農地の区分の該当事項	申請		条 項		農地	採草放牧地
農地転用に関する	該当事項とした判断理由（申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること）	法第4条	所有権に基づく	採草放牧地	採草放牧地	採草放牧地	採草放牧地
		法第4条	その他（ ）	採草放牧地	採草放牧地	採草放牧地	採草放牧地
	法第5条	所有権移転	採草放牧地	採草放牧地	採草放牧地	採草放牧地	
	法第5条	賃借権設定・移転	採草放牧地	採草放牧地	採草放牧地	採草放牧地	
	法第5条	地上権設定・移転	採草放牧地	採草放牧地	採草放牧地	採草放牧地	
農地転用に関する	法第5条	その他（ ）	採草放牧地	採草放牧地	採草放牧地	採草放牧地	
農地転用に関する	農地転用に関する	農地転用に関する	農地転用に関する	農地転用に関する	農地転用に関する	農地転用に関する	

許可基準	申請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは、その理由 2 資力及び信用 3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無 4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性 5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み 6 農地以外の土地の利用見込み 7 計画面積の妥当性 8 宅地の造成のみを目的とする場合には、その妥当性 9 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無 10 一時転用である場合には、その妥当性 11 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況	適当	不相当	関連する農地法関連手続	手続の状況	当事者協議中
		あり 実 確 確 確 適 適 な 適 終	なし 不確実 不確実 不確実 不相当 不相当 あり 不相当 未了			
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業実施者	施行面積	申請地に関する面積	施行時期	申請地に関する土地改良財産
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無 都市計画法第8条の地域地区の決定	都市計画区域決定の有無	計画区域内	計画区域外	(告示 年 月 日)	年 月 日
			地域地区の種類 決定なし			
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域	農業振興地域決定の有無	振興地域内	振興地域外	(告示 年 月 日)	年 月 日
			農用地区域内			
総合意見						
許可が相当と認められる場合に付すべき条件						

都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無 有 ・ 無

意見の概要

(記載要領)

- 1 「申請土地の所在する区域」、「意見」「手続の状況」及び「知事の処分」の欄には、該当するものに○印を付す。
- 2 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第2の1に規定する甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 3 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあつては「運用通知第2の1の(1)のイの(7)のa」のように、第2種農地にあつては「運用通知第2の1の(1)のオの(7)のaの(a)」のように記載する。
- 4 「検討事項」欄の「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」の意見は、当該市町村がその他法令等の許認可権限を有しているものを除き記載する必要はない。
- 5 検討事項の「11 法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」の意見は、申請に係る事業の施行に関して市町村が法令(条例を含む。)により定められた協議先となっている場合には、当該協議を了したかどうかを含め意見を記載する。
- 6 「都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無」欄の「有・無」欄には、当該事案に関して都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無について、該当するものに○印を付す。また、「意見の概要」欄には、都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行った場合の都道府県農業委員会ネットワーク機構の意見を記載する。

様式例第4号の4

農地法第4条第1項(第5条第1項)の規定による許可申請書に係る意見書

平成 年 月 日
都道府県名

申請に係る事項等	申請者の住所等	譲	受	人	住所	氏名	氏名	外名					
	譲	渡	人	住所	氏名	氏名	外名						
申請に係る土地	所在地	在	番	積	市	町	村	外	筆				
	地目	別	面積	田	畑	畑	畑	採草放牧地	採草放牧地	m ²	m ²	m ²	m ²
10a	当たり	平均	収穫	高	田	田	田	採草放牧地	採草放牧地	m ²	m ²	m ²	m ²
	申請に係る土地の所在する区域	市街化区域 市街化調整区域 その他の区域											
事業計画	画	用途(住宅用地・工場用地等)具体的に記載すること											

特定土地改良事業等 関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関係する 面積	施行時期	申請地に関係する 土地改良財産
	申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無 都市計画法第8条の地域地区 の決定		計画区域内 地域地区の種類 決定なし	計画区域外(告示 年月日)	
	申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無		振興地域内	振興地域外(告示 年月日)	
	申請に係る土地とその他の土地利用計画等との関係	農用地区域決定の有無		農用地区域内	農用地区域外(決定 年月日)	
	総合意見					
	許可が相当と認められる場合に付すべき条件 (記載要領)					

- 1 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第2の1に規定する甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 2 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあつては「運用通知第2の1のイの(7)のa」のように、第2種農地にあつては「運用通知第2の1のオの(7)のaの(a)」のように記載する。
- 3 「その他の土地利用計画等との関係」欄には、例えば、工場立地法に基づく工場適地等を記載する。
- 4 「検討事項」欄の「11 法令(条例を含む。により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況)」の意見は、申請に係る事業の施行に関して法令(条例を含む。)により協議先と定められた行政庁に照会した上で、当該協議を了したかどうかを含め意見を記載する。

(削る。)

様式例第4号の5

農地法第4条第5項の規定による協議書

平成 年 月 日

地方農政局長等

殿

(都道府県知事)

協議者名

印

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第5項の規定により協議します。

記

1 協議者の住所	都道		郡		町		村		番地																					
	府	県	市	市	面	積	利用	状	10a	当	た	り	耕	作	者	の	氏	名	市	街	化	区	域	・	市	街	化	調	整	
2 協議をしようとする土地の所在等	土地の所在	地番	登記簿	現況		面積	利用状況		普通	收穫	高									区域	・	其	他	の	区	域	の	別		
	郡	町				m ²																								
	市	村																												
	計		m ² (田)		m ² 、畑		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²			
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細		用途		事由の詳細																									
	(2) 施設の利用期間		年		月		日から		年		間																			
	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要		工事計画		第1期 (着工年月日から年月日まで)		第2期		合		計																			
			土地造成		建築面積		所要面積		棟数		建築面積		所要面積		棟数		建築面積		所要面積		棟数		建築面積		所要面積		棟数			
			小計		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²			
			小計																											
			小計																											
			小計																											
			小計																											
4 予算措置等の状況																														
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要																														

6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載する。
- 2 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- 3 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載する。

様式例第4号の4

農地法第4条第8項の規定による協議書

平成 年 月 日

都道府県知事

殿

市町村長

協議者名

印

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第8項の規定により協議します。

記

1 協議者の住所	都道		郡		市		町		村		番地	
	土地の所在	地番	地目		面積	利用状況	10a当たり 普通収穫高	耕作者の 氏名	市街化区域・市街化調整 区域・その他の区域の別			
2 協議をしようとする 土地の所在等	郡		登記簿	現況					m ²			
	市											
	計		m ² (田)		m ² 、畑		m ²					
3 転用計画	(1) 転用事由の詳細		用途		(1) 転用事由の詳細							

(2) 施設の利用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで									
	第1期 (着工年月日から年月日まで)					第2期				
	工事計画	名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	合計	所要面積
(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	土地造成									
	建築物			m ²					m ²	
	小計									
	工作物									
	小計									
	合計									

- 4 予算措置等の状況
- 5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要
- 6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載する。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載する。

様式例第4号の6

農地法第5条第4項の規定による協議書

平成 年 月 日

地方農政局長等

殿

(都道府県知事)

協議者名

印

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第4項の規定により協議します。

記

当事者の別	氏名	住 所				職 業				
		都道	郡	町	番地					
譲 受 人		府県	市	村	番地					
譲 渡 人		都道	郡	町	番地					
		府県	市	村						
1 当事者の住所等	土地の所在	地目	面積	利用状況	所有権以外の使用収益権が設定されている場合の権利の種類	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別				
		登記簿					現況	10a 当たり普通収穫高	権利者の氏名又は名称	
2 協議をしようとする土地の所在等	郡 町 村		m ²							
	郡 市									
	計	m ² (田)	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地	m ²					
3 転用計画	(1) 転用の目的	(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細								
	(3) 施設の利用期間	年 月 日から 年間								
4 権利を設定し又は移	工事計画 土地造成 建築物 小 計 工作物 小 計 計	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	第1期(着工年月日から年月日まで)		第2期		合 計			
			名 称	棟 数	建築面積	所要面積		棟 数	建築面積	所要面積
					m ²	m ²			m ²	m ²
					m ²				m ²	
権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他						

転しようとする契約の内容	設定	移転	
5 予算措置等の状況			
6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害除施設の概要			
7 その他参考となるべき事項			

(記載要領)

- 1 譲渡人が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載する。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、協議書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとする。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとする。
- 3 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載する。
- 4 「10 a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載する。
- 5 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- 6 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載する。

(別紙1) 協議書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏名	捺印	住所	職業
譲受人				
譲渡人				

(別紙2) 協議書の2の欄 協議をしようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所在地	地番	地目		積 面	10a当たり 普通収穫高	利用状況	耕作者の氏名
			登記簿	現況				
					m ²			
計 筆 m ² (田) m ² 、畑 m ² 、採草放牧地 m ²)								

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載する。

様式例第4号の5

農地法第5条第4項の規定による協議書

平成 年 月 日

都道府県知事

殿

市町村長

協議者名

印

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定(移転)したいので、農地法第5条第4項の規定により協議します。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住 所			職 業															
			都道 府県 都道 府県	郡 市 郡 市 郡 市	町 村 町 村		番地														
2 協議をしようとする 土地の所在等	譲受人																				
	譲渡人																				
3 転用計画	土地の所在	地番	地目	面積	利用 状況	10 a 当たり 普通収穫高	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合 権利の種類	権利者の氏 名又は名称	市街化区域・ 市街化調整区 域・その他の 区域の別												
	郡市	町村		m ²																	
	計			m ² (田)	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地															
4 権利を設定し又は移 転しようとする契約 の内容	(1) 転用の目的	(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細																			
	(3) 施設の利用期間	年 月 日から 年 月 日まで																			
(4) 転用の時期及び 転用の目的に係 る事業又は施設 の概要	工事計画	第1期(着工年月日から年月日まで) 第2期 合 計																			
	土地造成	名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積										
	建築物			m ²				m ²			m ²										
	小計																				
	工作物																				
小計																					
	権利の種類	権利の設定・移転の別 権利の設定・移転の時期 権利の存続期間 その他																			
	設定	設定 移転																			

5 予算措置等の状況	
6 転用することによつて生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	
7 その他参考となるべき事項	

(記載要領)

- 1 譲渡人が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載する。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、協議書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとする。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとする。
- 3 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作又は一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別、採草放牧地にあつては主なる草名又は家畜の種類を記載する。
- 4 「10a 当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあつては採草量又は家畜の頭数を記載する。
- 5 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- 6 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載する。

(別紙1) 協議書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏名	捺印	住所	職業
譲受人				
譲渡人				

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(別紙2) 協議書の2の欄 協議をしようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所在地	地番	地目		面積	10a当たり 普通收穫高	利用状況	耕作者の氏名
			登記簿	現況				
					m ²			
計 筆 m ² (田) m ² 、畑 m ² 、採草放牧地 m ²)								

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載する。

様式例第4号の7

提出先：

法定協議事前調整申出書

申出年月日 平成 年 月 日

申出者名 印

担当者及び電話番号

1 事業計画者 住所

2 当該計画に係る事業
目的

申出に係る権利 (所有権の移転.....)

所 在 都 府 市 町 大字

3 候補地の概要

位置	道県 郡村				道県		郡村			
	(最寄駅等主要目標からの方向・距離及び市街化区域、市街化調整区域又はその他の区域の別)				田	畑	小計	採草放牧地	その他	合計
地目別面積 (概要でも可)及び生産状況	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
候補地内に含まれる道路、水路等公共施設の種類の数量(概要)	(生産状況)									
4 事業計画	建設計画	期別	第1期	第2期	～	合計				
	期	年	月	年	月	～	年	月		
	建物	棟	/	m ²	棟	/	m ²	棟	/	m ²
	工作物	件	/	m ²	件	/	m ²	件	/	m ²
取水排水	取水予定地		取水方法		取水日量		排水予定地		排水日量	
5 当該土地を選定した理由及び選定の経緯	道路等関係施設計画									
6 候補地に関係する土地改良事業	別紙のとおり (別紙により具体的に選定の経緯及び理由を明らかにすること)									
7 候補地と都市計画との関係	事業実施者		事業の種類		候補地に関する面積					
	都市計画区域決定の有無	都市計画法第8条の地域、地区の決定	計画区域内	計画区域外						
8 本事業の実施のため必要とされる法令に基づく許認可事項(記載要領)	地域地区の種類 決定なし									

1 「提出先」については、許可権者の名称を記載する。

2 「事業計画」欄には、本申出書の作成時点で事業計画が策定されていない場合には、記載は要しない。

(添付書類)

1 事業計画地を表示 (事業計画地の区画の取り方が二以上ある場合には、それぞれにつき表示) した縮尺 1/10,000程度以上の図面 (縮尺 1/25,000以下の図面を用いるときは、そのほかに事業計画地周辺の事情が判読できる程度の見取図を添付する。)

なお、図面には、次に掲げる事項を併せて明示する。

- (1) 転用候補地に係る道路、水路等公共施設の位置
- (2) 道路、排水路等の予定地、取水地点等
- (3) 計画地の周辺（おおむね直径1 km以内の範囲）の住宅、工場等宅地化の状況を中心とした土地利用状況
- (4) 都市計画法による市街化区域、市街化調整区域、用途地域及び都市計画街路の範囲

2 建設計画に係る建物又は工作物の配置計画図（縮尺 1/500～1/2,000）（申出書作成時点で建設計画が策定されていない場合には添付を要しない。）

3 その他参考となるべき資料

様式例第4号の6

提出先：

法定協議事前調整申出書											
		申出年月日		平成		年		月		日	
		申出者名								印	
1 事業計画者		住所 担当者及び電話番号									
2 当該計画に係る事業目的		申出に係る権利 (所有権の移転・・・)									
3 候補地の概要		在 所		都府 市町 大字		道県 郡村					
		位 置		(最寄駅等主要目標からの方向・距離及び市街化区域、市街化調整区域又はその他の区域の別)							
地目別面積 (概要でも可)及び生産状況		田		畑		小 計		採草放牧地		そ の 他	
		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²	
		(生産状況)		(樹園地であるときは、樹種及び生産状況)		(生産状況)				合 計	
		候補地内に含まれる道路、水路等公共施設の種類及び数量(概要)									
4 事業計画		期 別		第 1 期		第 2 期		～		合 計	
		期 間		年 月 年 月		年 月 年 月		～		合 計	
		建 物		棟 / m ²		棟 / m ²		棟 / m ²		棟 / m ²	
		工 作 物		件 / m ²		件 / m ²		件 / m ²		件 / m ²	
取水排水		取水予定地		取水方法		取水方法		取水日量		取水日量	
計		排水予定地		排水処理方法		排水処理方法		排水日量		排水日量	

道路等関係施設計画	
5 当該土地を選定した理由及び選定の経緯	別紙のとおり (別紙により具体的に選定の経緯及び理由を明らかにすること)
6 候補地に関係する土地改良事業	事業実施者 事業の種類 候補地に関する面積 ㎡
7 候補地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無 計画区域内 計画区域外 都市計画法第8条の地域、 地域地区の種類 地区の決定 決定なし
8 本事業の実施のため必要とされる法令に基づく許認可事項 (記載要領)	

- 「提出先」については、許可権者の名称を記載する。
- 「事業計画」欄には、本申出書の作成時点で事業計画が策定されていない場合には、記載は要しない。

(添付書類)

- 事業計画地を表示 (事業計画地の区画の取り方が二以上ある場合には、それぞれにつき表示) した縮尺 1/10,000程度以上の図面 (縮尺 1/25,000以下の図面を用いるときは、そのほかに事業計画地周辺の事情が判読できる程度の見取図を添付する。)

なお、図面には、次に掲げる事項を併せて明示する。

 - 転用候補地に係る道路、水路等公共施設の位置
 - 道路、排水路等の予定地、取水地点等
 - 計画地の周辺 (おおむね直径 1 km 以内の範囲) の住宅、工場等宅地化の状況を中心とした土地利用状況
 - 都市計画法による市街化区域、市街化調整区域、用途地域及び都市計画街路の範囲
- 建設計画に係る建物又は工作物の配置計画図 (縮尺 1/500～1/2,000) (申出書作成時点で建設計画が策定されていない場合には添付を要しない。)
- その他参考となるべき資料

様式例第4号の8

農地法附則第2項の規定による協議に係る事案の概要書

平成 年 月 日
都道府県名

申請者の住所等	譲受人	住所	氏名
	譲渡人	住所	氏名
			外名

申請に係る土地	所在地		在番				市町村				外筆			
	地目	別面積	田	畑	畑	畑	採草放牧地	採草放牧地	採草放牧地	その他	その他	その他	その他	その他
10a 当たり 平均収穫高			田	畑	畑	畑	採草放牧地	採草放牧地	採草放牧地	その他	その他	その他	その他	その他
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転	権利の設定・移転の時期	権利の設定・移転の時期	権利の設定・移転の時期	権利の設定・移転の時期	権利の設定・移転の時期	権利の設定・移転の時期	権利の設定・移転の時期	権利の設定・移転の時期	権利の設定・移転の時期
農地の区分														
許可基準に定める農地の区分の該当事項														
該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)														
転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合	農用地区域内農地面積	甲種農地面積	第1種農地面積	第2種農地面積	第3種農地面積	農地の合計面積	(参考)全体面積							
割合	%	%	%	%	%	%	100%							
事業の種類	事業施行者	施行面積	施行時期	申請地に関する面積	申請地に関する面積	施行時期	申請地に関する土地改良財産							
特定土地改良事業等関係														
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内	計画区域外	計画区域外	計画区域外	計画区域外	(告示 年 月 日)							
	都市計画法第8条の地域地区の決定	地域地区の種類	決定なし											
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内	振興地域外	振興地域外	振興地域外	振興地域外	(告示 年 月 日)							
	農用地区域決定の有無	農用地区域内	農用地区域外	農用地区域外	農用地区域外	農用地区域外	(決定 年 月 日)							
転用目的	名称	棟数	建設面積	所要面積										
転用目的に係る事業又は施設の概要	土地造成													
	建築物	棟	棟											
	小計	棟	棟											
	工作物	棟	棟											
	小計	棟	棟											
	合計	棟	棟											
転用事業の実施の概要及び周辺農地への被														

害を排除するための措置等の妥当性の概要	
農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要	
許可条項及び説明	
付すべき条件	
協議に際して特記すべき事項	

記載要領

- 1 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第2の1に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 2 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあつては「運用通知第2の1のイの(7)のa」のように、第2種農地にあつては「運用通知第2の1のオの(7)のaの(a)」のように記載する。
- 3 「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。
- 4 「協議に際して特記すべき事項」欄については、都道府県知事が許可の適否の決定に際し特に協議しておくべき事項を記載する。

様式例第4号の7

農地法附則第2項の規定による協議に係る事案の概要書

平成 年 月 日
都道府県名又は市町村名

申請者の住所等	譲受人	住所	氏名	氏名	外名
	譲渡人	住所	氏名	氏名	外名
申請に係る土地	所在地	市町 郡村			
	地目	畑	採草放牧地	採草放牧地	その他
	別面積 10a当たり	田	田	畑	畑

平均収穫高		Kg		Kg		Kg		Kg		Kg		Kg	
権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	均	均	均	均	均	均	均	均
農地の区分													
許可基準に定める農地の区分の該当事項													
該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載すること)													
転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合	農用地区域内農地	面積	甲種農地	第1種農地	第2種農地	第3種農地	農地の合計面積	農地の合計面積	(参考)全体面積				
		m ² %	m ² %	m ² %	m ² %	m ² %	m ² %	m ² %	m ² %	m ² %	100%		
特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関係する面積	施行時期	申請地に関係する土地改良財産							
申請に係る土地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内	計画区域外	(告示)	年	月	日						
	都市計画法第8条の地域地区の決定	地域地区の種類	決定なし										
申請に係る土地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内	振興地域外	(告示)	年	月	日						
	農業振興地域決定の有無	農用地区域内	農用地区域外	(決定)	年	月	日						
転用目的	名称	棟数	建設面積	所要面積									
転用目的に係る事業又は施設の概要	土地造成				m ²								
	建築物	棟			m ²								
	小計	棟			m ²								
	工作物	棟			m ²								
	小計	棟			m ²								
合計		棟			m ²								
転用事業の実施の確実性の概要及び周辺農地への被害を防止するための措置等の妥当性の概要													
農業上の土地利用との調整を了している場合等にお													

いては、その概要
許可条項及び説明

付すべき条件

協議に際して特記すべき事項

記載要領

- 1 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第2の1に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 2 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあつては「運用通知第2の1の(1)のイの(7)のa」のように、第2種農地にあつては「運用通知第2の1の(1)のオの(7)のaの(a)」のように記載する。
- 3 「農業上の土地利用との調整を了している場合等においては、その概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。
- 4 「協議に際して特記すべき事項」欄については、都道府県知事等が許可の適否の決定に際し特に協議しておくべき事項を記載する。

様式例第4号の9

提出先：関係地方農政局長（正本） 関係都道府県知事（写）

提出方法：事業計画者から直送

農地転用事前審査申出書

申出年月日 平成 年 月 日
申出者名 印

1 事業計画者	住所・氏名	担当者及び 電話番号 (所有権の移転・・・・・・)
	法人にあつては主たる 事務所の所在地及び名称	申出に係る権利
2 当該計画に係る事業 目的		
3 候補地の概要	所在	大字
	位置	(最寄駅等主要目標からの方向・距離及び市街化区域、市街化調整区域又はその他の区域の別)

地目別面積 (概要でも可)及び生産状況	田	畑	小計	採草放牧地	その他	合計
	m ² (生産状況)	m ² (樹園地であるときは、樹種及び生産状況)	m ²	m ²	m ²	m ²
候補地内に含まれる道路、水路等公共施設の種類及び数量(概要)						
4 事業計画	期別	第1期	第2期	～	～	合計
	期間	年月～年月	年月～年月			
	建物	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²	棟 / m ²
	工作物	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²	件 / m ²
取水排水計画	取水予定地		取水方法		取水日量	
	排水予定地		排水処理方法		排水日量	
港湾埠頭、鉄道引込線等関係施設計画						
5 当該土地を選定した理由及び選定の経緯	別紙のとおり(別紙により具体的に選定の経緯及び理由を明らかにすること。)					
6 候補地に関する土地改良事業	事業施行者	事業の種類		候補地に関する面積		
7 候補地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内	計画区域外			
	都市計画法第8条の地域、地区の決定	地域地区の種類 決定なし				
8 候補地と工場立地法による調査対象団地との関係	調査対象団地内(地区団地)	調査対象団地外				
	工場立地法第6条第1項の規定による届出の日	年 月 日				
9 本事業の実施のため必要とされる法令に基づく許認可事項(記載要領)						

- 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 候補地が市街化調整区域内にある場合は、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときは、その旨並びに同法第34条第4項第3号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由をそれぞれ「本事業実施のため必要とされる法令に基づく許認可事項」欄に記載してください。

(添付書類)

- 1 事業計画地を表示（事業計画地の区画の取り方が二以上ある場合には、それぞれにつき表示）した縮尺 1/10,000程度以上の図面（縮尺 1/25,000以下の図面を用いるときは、そのほかに事業計画地周辺の事情が判読できる程度の見取図を添付してください。）
なお、図面には、次に掲げる事項を併せて明示してください。
 - (1) 転用候補地に係る道路、水路等公共施設の位置
 - (2) 鉄道引込線、道路、排水路等の予定地、取水地点等
 - (3) 計画地の周辺（おおむね直径 1 km 以内の範囲）の住宅、工場等宅地化の状況を中心とした土地利用状況
 - (4) 都市計画法による市街化区域、市街化調整区域、用途地域及び都市計画街路並びに工場立地法による調査対象団地の範囲
- 2 建設計画に係る建物又は工作物の配置計画図（縮尺 1/500～1/2,000）（申出書作成時点で建設計画が策定されていない場合には添付を要しない。）
- 3 その他参考となるべき資料

(削る。)

様式例第 4 号の 10

農地転用事前審査の申出に係る意見書

平成 年 月 日
都道府県名

(記載要領)

申出に係る事項等	申出書の住所等		住所		氏名	
	所在地	番	市	町	氏名	筆
申出に係る土地	地目別面積	田	㎡	畑	㎡	合計
	10a 当たり平均収穫高	田	畑	㎡	採草放牧地	㎡
申出の土地に係る道水路等公共施設の種類及び数量					採草放牧地	㎡
事業計画	用途				申出に係る土地の農業生産状況	
申出に係る権利の内容	工事計画					
1 農地の区分						
許可基準に定める農地の区分の						

地転用に関する許可基準からみた意見

<p>該当事項 該当事項とした判断理由 (申請に係る農地の営農条件及び周辺の市街地化の状況を記載する)</p>																	
<p>転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合</p>	<table border="1"> <tr> <td>面積</td> <td>割合</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	面積	割合			<table border="1"> <tr> <td>農用地区域内農地</td> <td>甲種農地</td> <td>第1種農地</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	農用地区域内農地	甲種農地	第1種農地	その他					計		
面積	割合																
農用地区域内農地	甲種農地	第1種農地	その他														
<p>2 転用目的</p>																	
<p>3 転用候補地の選定について</p> <p>(1) 特定土地改良事業等の内容</p> <p>(2) 都市計画</p> <p>(3) 転用候補地と農業振興地域整備計画との関係</p> <p>(4) 転用候補地とその他の土地利用計画等との関係</p>	<p>事業の種類</p>	<p>事業施行者</p>	<p>施行面積</p>	<p>候補地に関する面積</p>	<p>施行時期</p>	<p>候補地に関する土地改良財産</p>											
<p>都市計画区域決定の有無</p>		<p>計画区域内</p>	<p>計画区域外</p>														
<p>都市計画法第8条の地域</p>		<p>地域地区の種類</p>															
<p>地区の決定</p>		<p>決定なし</p>															
<p>農業振興地域決定の有無</p>		<p>振興地域内</p>	<p>振興地域外 (告示 年 月 日)</p>														
<p>農用地区域決定の有無</p>		<p>農用地区域内</p>	<p>農用地区域外 (決定 年 月 日)</p>														
<p>4 許可方針該当事項</p> <p>申出農地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合においてその土地につき申出をすることがやむを得ないと認められるときは、その理由は、</p>																	
<p>5 開発許可等との調整状況</p>																	
<p>6 総合意見</p>																	
<p>7 申出がやむを得ないと認められるときは、申出人が許可申請</p>																	

に当たって留意すべき事項

- 1 「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第2の1に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地又は第3種農地の別を記載する。
- 2 「農地の区分」欄の「許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分に従い、例えば、第1種農地にあつては「運用通知第2の1のイの(ア)のa」のように、第2種農地にあつては「運用通知第2の1のオの(ア)のa」のように記載する。
- 3 申出に係る土地が市街化調整区域内にある場合は、転用行為が都市計画法第29条の当該開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為がこれらの許可を要するものであるときはこれらの許可の処理状況及び見込みを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときはその旨及びその理由を、それぞれ「開発許可等との調整状況」欄に記載する。
- 4 「転用候補地とその他の土地利用計画等との関係」欄には、例えば、工場立地法に基づく工場適地等を記載する。
- 5 申出に係る土地が、申出に係る事業の施行に関して法令（条例を含む。）により行政庁との協議が義務付けられている区域内にある場合には、「転用候補地とその他の土地利用計画等との関係」欄に、協議先と定められた行政庁との協議の進捗状況を記載する。
- 6 転用候補地が、特定土地改良事業等の受益地区又は開拓地区内にあるときは、これらの地区及び転用候補地を表示した図面を添付する。

(削る。)

様式例第4号の11

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

届出者

印

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項第7号の規定により届け出ます。

記

1 届出者の住所等	住 所			職 業		
	土地の所在	地 番	地 目	面 積	土地所有者	耕 作 者
2 土地の所在等			登記簿現況		氏 名	住 所
	計			m ² (田)	m ² (畑)	
3 転用計画	転用の目的					
	転用の時期			工事工時期		

	工事完了時期 転用の目的に係る事業又は施設の概要
4 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	

(記載要領)

- 1 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 3 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

様式例第4号の8

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

届出者

印

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項第7号の規定により届け出ます。

記

1 届出者の住所等	住 所			職 業		
	地番	地目	面積	土地所有者	耕作	者
2 土地の所在等	土地の所在	登記簿	現況	氏名	住所	氏名住所
	計			m ² (田)	m ² (畑)	m ²
	転用の目的					

3 転用計画	転用の時期	工事中時期
	転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事了時期
4 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要		

(記載要領)

- 1 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 3 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

様式例第4号の12

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

平成 年 月 日

農業委員会会長 殿

譲受人 氏名
譲渡人 氏名

印
印

下記のとおり転用のため農地 (採草放牧地) の権利を設定し (移転) したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住所	職業
	譲受人			
2 土地の所在等	譲渡人			
	土地の所在地番	面積	土地所有者	耕作者
		登記簿現況	氏名	住所

計	権利の種類	権利の設定、 移転の別	m ² (田)	m ² 畑	m ² 採草放牧地	m ²	その他
3	権利を設定し又は移転しようとする契約の内容						
4	転用計画	転用の目的	開発許可を要しない転用行為にあつては都市計画法第29条の該当号				
		転用の時期	工事着工時期				
		転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事完了時期				
5	転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要						

(記載要領)

- 1 氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 3 譲渡人が2人以上である場合には、届出書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、届出書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができます。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 4 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

(別紙1) 届出書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏名	捺印	住所	職業
譲受人				
譲渡人				

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定し（移転）したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出ます。

記

1 当事者の住所等	当事者の別		氏名		住所			職業	
	譲受人	譲渡人	地番	地目	面積	土地所有者 氏名住所	耕作 氏名住所		
2 土地の所在等	土地の所在		登記簿	現況					
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	計		m ² (田)		m ² 畑	m ² 採草放牧地	m ² その他		
	権利の種類		権利の設定、権利の設定、移転の時期		権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		
	移転の別								
4 転用計画	転用の目的				開発許可を要しない転用行為にあつては都市計画法第29条の該当号				
	転用の時期		工事中の時期						
			工事完了の時期						
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要	転用の目的に係る事業又は施設の概要								

(記載要領)

- 1 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 3 譲渡人が2人以上である場合には、届出書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某何何名」とし、届出書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができます。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 4 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。

(別紙1) 届出書の1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏名	捺印	住	所	職業
譲受人					
譲渡人					

(別紙2) 届出書の2の欄 届け出ようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所在	地番	地目		積	土地所有者		耕作者	
			登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所
					m ²				

(記載要領) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

様式例第4号の13

受 理 通 知 書

届出者名

番 号
平成 年 月 日
農業委員会会長

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって届出書の提出があった農地法第4条第1項第7号(第5条第1項第6号)の規定による届出についてはこれを受理し、平成〇〇年〇〇月〇〇日にその効力が生じたので、農地法施行令第9条第2項(第17条第2項)の規定により通知します。

氏 名	住 所		
	地 番	地 目	面 積
1 届出者の氏名等			
2 土地の所在等	土地の所在	登記簿現況	㎡
3 届出書が到達した日	権利の種類及び設定又は移転の別		
4 届出に係る転用の目的			

(記載要領)

- 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載する。

2 届出の効力発生日は、届出書が到達した日であるので、その日付けを記入する。

様式例第4号の10

受理通知書

届出者名

平成〇〇年〇月〇日
 番 年 月 日
 農業委員会会長

平成〇〇年〇月〇日付けをもって届出書の提出があった農地法第4条第1項第7号(第5条第1項第6号)の規定による届出についてはこれを受理し、平成〇〇年〇月〇〇日にその効力が生じたので、農地法施行令第3条第2項(第10条第2項)の規定により通知します。

1 届出者の氏名等	氏名		住所		
	土地の所在	地番	地目	登記簿現況	面積
2 土地の所在等					m ²
3 届出書が到達した日	権利の種類及び設定又は移転の別				
4 届出に係る転用の目的					

(記載要領)

- 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載する。
- 届出の効力発生日は、届出書が到達した日であるので、その日付けを記入する。

様式例第4号の14

違反転用事案報告

平成 年 月 日

都道府県知事 殿

市町村農業委員会 印

農地法第51条第1項第 号に該当する事案が発生したので、次のとおり報告する。

調査年月日	平成	年	月	日	違反転用発生年月日	平成	年	月	日	
違反転用の内容										
違反転用に関係する土地の所在等	土地の所在	地番	地目	面積	土地の所有者		違反転用者			
			登記簿 現況		氏名	住所	氏名	住所	職業	
違反転用に係る関係者の氏名、住所及び職業	関係者の種類	氏名及び名称			住	所	職業	備考		
	一般承継人									
	転得者									
	工事請負人 工事下請人									
転用許可処分の内容	許可年月日									
	許可権者									
	許可に係る転用目的									
	許可に付した条件									
違反転用に至るまでの経過	許可を受けた転用事業者の氏名、住所及び職業	氏名	住所	住	所	職業				
	付近の農林水産業又は生活環境への被害の状況									
違反転用に関して他の法令等により許可等を要する場合はそ										

の手続等の状況	(農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域又は農用地区域、都市計画法に基づく市街化区域又は市街化調整区域、工場立地法に基づく調査対象団地その他の土地利用計画との関連及び影響の有無について記載する。)			
土地利用計画との関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	違反転用に関する面積
特定土地改良事業等の実施状況				施行時期
関係者からの事情聴取の内容				
農業委員会のとった措置				
農業委員会の意見				
その他参考となるべき事項				
(添付書類)	1 登記事項証明書 (全部事項証明書に限る。)			
	2 位置図及び周辺状況図			

様式例第4号の11

違反転用事案報告

平成 年 月 日

都道府県知事又は市町村長 殿

市町村農業委員会 印

農地法第51条第1項第 号に該当する事案が発生したので、次のとおり報告する。

調査年月日	平成 年 月 日	違反転用発生日	平成 年 月 日
違反転用の内容			
違反転用に関係する土地の所在等	土地の所在	地番	地目
	登記簿	現況	面積
	氏名	住所	違反転用者
	職業	氏名	住所
			職業
違反転用に係る関係者の氏名、住所及び職業	関係者の種類	氏名及び名称	住所
	一般承継人		職業
	転得者		備考
	工事請負人		
	工事下請人		

転用許可処分の内容	許可年月日				
	許可権者				
	許可に係る転用目的				
	許可に付した条件				
	許可を受けた転用事業者の氏名、住所及び職業	氏名	住所	職業	
違反転用に至るまでの経過					
付近の農林水産業又は生活環境への被害の状況					
違反転用に関して他の法令等により許可等を要する場合はその手続等の状況					
土地利用計画との関係	(農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域又は農用地区域、都市計画法に基づく市街化区域又は市街化調整区域、工場立地法に基づく調査対象団地その他の土地利用計画との関連及び影響の有無について記載する。)				
特定土地改良事業等の実施状況	事業の種類	事業施行者	施行面積	違反転用に関する面積	施行時期
関係者からの事情聴取の内容					
農業委員会のとった措置					
農業委員会の意見					
その他参考となるべき事項					
(添付書類)	1 登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)				
	2 位置図及び周辺状況図				

様式例第4号の15

勸 告 書

号
日
月
年
平成
番

違反転用者名

都道府県知事又は地方農政局長等

貴殿は、次のとおり、農地法第51条第1項第○号に該当しているので、平成○○年○月○○日までに工事その他の行為を停止してください。（又は原状回復その他違反を是正するために必要な措置をしてください。）

期日までにこれに応じない場合には、同項による処分（命令）を行う方針です。

違反行為に係る 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積
			登記簿	現 況	
法第51条第1項 に該当する内容 及びその理由					

様式例第4号の12

違反転用者名

勸 告 書

号
日
月
年
平成
番

都道府県知事又は市町村長

貴殿は、次のとおり、農地法第51条第1項第○号に該当しているので、平成○○年○月○○日までに工事その他の行為を停止してください。（又は原状回復その他違反を是正するために必要な措置をしてください。）

期日までにこれに応じない場合には、同項による処分（命令）を行う方針です。

違反行為に係る 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		積面
			登記簿	現況	
法第51条第1項 に該当する内容 及びその理由					

様式第4号の16

処 分 書
 番 平 成 年 月 日
 号

違反転用者名

都道府県知事又は地方農政局長等

農地法第51条第1項の規定により次のとおり処分します。

処分の内容	
処分を行う理由	

様式第4号の13

処 分 書
 番 平 成 年 月 日
 号

違反転用者名

都道府県知事又は市町村長

農地法第51条第1項の規定により次のとおり処分します。

処分の内容	
処分を行う理由	

様式例第4号の17

命 令 書
番 号
平成 年 月 日

違反転用者名

都道府県知事又は地方農政局長等

農地法第51条第1項の規定により次のとおり措置することを命じます。

停止すべき行為又は講ずべき原状回復等の措置の内容	
原状回復等の措置の履行期限	年 月 日
命令を行う理由	

(留意事項)

- 1 原状回復等の措置の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により農業委員会を経由して当職あて届け出てください。
- 2 原状回復等の措置の履行を定められた期間までに完了することができなかつたとき

は、その理由及び原状回復等の措置の履行状況についての報告書を農業委員会を経由して当職あて提出してください。

- 3 履行期限までに原状回復等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、農地法第51条第3項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を当職において行うことがあります。
- 4 当職において原状回復等の措置の全部又は一部を行った場合には、その費用を貴殿（御社）から徴収することがあります。

(記載要領)

- 1 行為の停止を命ずる場合には、直ちに行為を停止するよう命ずることとなるため、「原状回復等の措置の履行期限」欄には記載する必要はない。
- 2 「(留意事項)」は、原状回復等の措置を講ずる旨の命令を行う場合に記載する。

様式例第4号の14

命 令 書
番 号
平成 年 月 日

違反転用者名

都道府県知事又は市町村長

農地法第51条第1項の規定により次のとおり措置することを命じます。

停止すべき行為又は講ずべき原状回復等の措置の内容	年 月 日
原状回復等の措置の履行期限	
命令を行う理由	

(留意事項)

- 1 原状回復等の措置の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により農業委員

- 会を經由して当職あて届け出てください。
- 2 原状回復等の措置の履行を定められた期間までに完了することができなかつたときは、その理由及び原状回復等の措置の履行状況についての報告書を農業委員会を經由して当職あて提出してください。
 - 3 履行期限までに原状回復等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、農地法第51条第3項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を当職において行うことがあります。
 - 4 当職において原状回復等の措置の全部又は一部を行った場合には、その費用を貴殿（御社）から徴収することがあります。

(記載要領)

- 1 行為の停止を命ずる場合には、直ちに行為を停止するよう命ずることとなるため、「原状回復等の措置の履行期限」欄には記載する必要はない。
- 2 「(留意事項)」は、原状回復等の措置を講ずる旨の命令を行う場合に記載する。

様式例第4号の18

事業進捗状況管理表

都道府県名又は地方農政局等名

(平成〇〇年1月～12月許可分)

番号	許可年月日	土地の所在	地番	転用面積 (㎡)	転用事業 者名	事業完了 予定時期	進捗報告		完了 報告	備考
							第1回	第2回		
1	年月日	〇〇県〇〇市〇〇町	〇〇番	〇〇〇	株〇〇〇	年月日	年月日	進捗率〇% ----- 進捗率〇%	年月日	
2										
3										

～

XX									
XX									

(記載要領)

- 1 本表は、毎年1月から12月までに行った農地転用許可事案について作成する。
- 2 「進捗報告」欄には、許可条件に基づき報告される進捗状況について、報告のあった都度、報告年月日及び進捗率を記載する。
また、許可条件に基づき転用事業の完了報告が行われるまで、「進捗報告」欄を追加する。
- 3 「備考」欄には、事業計画どおりに転用事業が完了しない場合は是正指導の実施状況を記載する。

様式例第5号の1

農地所有適格法人報告書

農業委員会会長 殿

平成 年 月 日

主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名
印

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1・2 (略)

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

(表 略)

(2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	議決権 の数
--------	-----------

様式例第5号の1

農業生産法人報告書

農業委員会会長 殿

平成 年 月 日

主たる事務所の所在地
名称及び代表者氏名
印

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1・2 (略)

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

- (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社・承認組合等)

(表 略)

(2) 関連事業者 (法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等)

氏名又は名称	議決権 の数	取引関係等の内容(法人との連携に ついて農商工連携法等の法律に基 づく認定を受けた場合は、法律の 名称、当該認定を受けた年月日、 認定計画の期間満了日及び取引関 係等の内容)
--------	-----------	--

議決権の数の合計	
農業関係者以外の者の議決権の割合	

(留意事項)

1 構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数	必要な農作業への

議決権の数の合計	
関連事業者の議決権の割合	

(留意事項)

1 構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社であって同法第10条第1項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

また、同承認会社又は同法第5条に規定する承認組合であって同法第10条第2項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社又は承認組合であることを証する書面」を添付してください。

2 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。

3 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）のいずれかに基づく認定です。

4 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号関係

理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数	必要な農作業への

		年間従事日数	
		見込み	見込み
		直近実績	直近実績

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数	
			必要な農業への年間従事日数	見込み
			直近実績	直近実績

(2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。

(削る。)

(記載要領)

		年間従事日数	
		見込み	見込み
		直近実績	直近実績

(新設)

5 国家戦略特別区域法第18条第1項関係
国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業への従事状況

その事業の内容		その事業に 従事する 理事等 の氏名	年間従事日数	
原料又は材料として使用する生 産農畜産物	製造又は加工 品の名称		直近実績	見込み

(国家戦略特別区域法第18条第1項の適用を受ける場合のみ記載してください。)

(記載要領)

1～3 (略)

4 「3(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地利用集積田滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となつている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(m²)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積田滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積田滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

6 (略)

(削る。)

様式例第5号の2

農地法施行令第16条第2号の規定による指定書

土地所有者	住所	氏名	殿	平成	年	月	日	号

都道府県知事 印

下記2の土地は農地法施行令第16条第2号の規定により、交換分合の結果、権利を取得した土地として指定します。

記

1～3 (略)

様式例第5号の3

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称：
主たる事務所の所在地：

1～3 (略)

4 「3(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社であつて同法第10条第1項の規定の適用を受けるものが法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 「3(2)関連事業者」の「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載してください。

6 (略)

7 「5 国家戦略特別区域法第18条第1項関係」の「国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業」とは、その生産した農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業です。

様式例第5号の2

農地法施行令第23条第2号の規定による指定書

土地所有者	住所	氏名	殿	平成	年	月	日	号

都道府県知事 印

下記2の土地は農地法施行令第23条第2号の規定により、交換分合の結果、権利を取得した土地として指定します。

記

1～3 (略)

様式例第5号の3

農業生産法人要件確認書

法人の名称：
主たる事務所の所在地：

記載年月日		年月日	年月日	年月日
経営面積 (ha)	田			
	畑			
	採草放牧地			
法人形態				
要件の適否				
事業の種類	農畜産物名			
	関連事業等名			
	その他事業名			
売上高 (円)	前々回報告			
	前回報告			
	報告			
	合計			
その他事業	前々回報告			
	前回報告			
	報告			
合計				
要件の適否				

記載年月日		年月日	年月日	年月日
経営面積 (ha)	田			
	畑			
	採草放牧地			
法人形態				
要件の適否				
事業の種類	農畜産物名			
	関連事業等名			
	その他事業名			
売上高 (円)	前々回報告			
	前回報告			
	報告			
	合計			
その他事業	前々回報告			
	前回報告			
	報告			
合計				
要件の適否				

構 成 員 数	総 数		構 成 員 数	総 数
農 業 ・ 農 作 業	農地提供者①		農地提供者①	
	農業常時従事者②		農業常時従事者②	
	農作業委託者③		農作業委託者③	
	農地中間管理機構④		農地中間管理機構④	
	市町村・農業協同組合等⑤		市町村・農業協同組合等⑤	
	承認会社（投資円滑化法第10条）⑥		承認会社（投資円滑化法第10条第1項）⑥	
	議決権の状況 （うち市町村・農業協同組合系統の有する議決権）		議決権の状況 （うち市町村・農業協同組合系統の有する議決権）	
	①～⑥以外の者⑦		承認会社・承認組合（投資円滑化法第10条第2項）⑦	
	（削る。）		農地法施行令第1条で規定する農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者⑧	
	（削る。）		法人と取引関係等にある者⑨	
	要件の適否		要件の適否	
	理事等の総数		総 数	
	うち農業に常時従事する構成員数⑧		農業に常時従事する構成員数	
	うち農業に常時従事し、かつ農作業に従事する者の数⑨		うち農作業従事者数	

従事者の状況	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業に従事する重要な使用人の有無	有・無	有・無	有・無
	要件の適否			
	(削る。)			
	要件を満たさなくなるとある事実関係(勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する)			
	備考			

役員等	(新設)			
	要件の適否			
	農地法の特例 業務執行役員のうち国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業へ従事する者の数			
	要件の適否			
	要件を満たさなくなるとある事実関係(勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する)			
	備考			

(記載要領)

1～7 (略)

8 「構成員数」欄には、

(1) (略)

(2) 「農地提供者」欄は、農地法第2条第3項第2号イ、ロ、ハ及びニに該当する者の数を記載する。

「常時従事者」欄は、農地法第2条第3項第2号ホに該当する者の数を記載する。

「農作業委託者」欄は、農地法第2条第3項第2号ヘに該当する者の数を記載する。

「農地保有合理化法人」欄は、農地法第2条第3項第2号トに該当する者の数を記載する。

「市町村・農業協同組合等」欄は、農地法第2条第3項第2号チに該当する者の数を記載する。

「承認会社(投資円滑化法第10条)」欄は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認

会社の数を記載する。

(記載要領)

1～7 (略)

8 「構成員数」欄には、

(1) (略)

(2) 「農地提供者」欄は、農地法第2条第3項第2号イ、ロ及びハに該当する者の数を記載する。

「常時従事者」欄は、農地法第2条第3項第2号ニに該当する者の数を記載する。

「農作業委託者」欄は、農地法第2条第3項第2号ホに該当する者の数を記載する。

「農地保有合理化法人」欄は、農地法第2条第3項第2号トに該当する者の数を記載する。

「市町村・農業協同組合等」欄は、農地法第2条第3項第2号トに該当する者の数を記載する。

「承認会社(投資円滑化法第10条第1項)」欄は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社であって同法第10条第1項の規定の適用を受けるものの数を

また、「議決権の状況」欄は、その承認会社の総株主の議決権の合計を記載し、このうち、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫が有する議決権の合計を括弧内に記載する。

なお、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して議決権の保有状況を記載する。

9 「農業・農作業従事者の状況」欄には、

(1) 「理事等の総数」欄は、農事組合法人においては理事、株式会社においては取締役、持分会社においては業務を執行する社員（以下「理事等」という。）の実数を記載する。

(2) 「うち農業に常時従事する構成員数」欄は、理事等の総数のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められる構成員の数を記載する。

(3) 「うち農業に常時従事し、かつ農作業に従事する者の数」欄は、理事等のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められる者であって、かつ、法人の行う農業に必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数以上従事したと認められる者の数を記載する。

なお、当欄の対象者は、(2)の欄と異なり、構成員に限られないことに留意すること。

(4) 「農業に常時従事し、かつ、農作業に従事する重要な使用者の有無」欄は、その法人の重要な使用者（法人の行う農業に関する権限及び責任

記載する。

また、「議決権の状況」欄は、その承認会社の総株主の議決権の合計を記載し、このうち、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫が有する議決権の合計を括弧内に記載する。

なお、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して議決権の保有状況を記載する。

「承認会社・承認組合(投資円滑化法第10条第2項)」欄は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社又は承認組合であって同法第10条第2項の規定の適用を受けるものの数を記載する。

「農地法施行令第1条で規定する農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者」欄は、農地法施行令第1条で規定する農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者が構成員となっている法人にあっては、当該構成員の議決権の合計を記載し、複数の農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者が構成員となっている場合は、農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者ごとに区分して議決権の保有状況を括弧内に記載する。

「法人と取引関係等にある者」欄は、農地法第2条第3項第2号に該当する者の数を記載し、株式会社にあつては括弧内にその者の有する議決権の数を記載する。また、その者が2以上ある場合には、株式会社にあつては議決権を最も多く有する者の議決権の数を括弧内に括弧書きで記載する。

9 「業務執行役員数」欄には、

(1) 「総数」欄は、農事組合法人においては理事、株式会社においては取締役、持分会社においては業務を執行する社員（以下「業務執行役員」という。）の実数を記載する。

(2) 「農業に常時従事する構成員数」欄は、業務執行役員の総数のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められる構成員の数を記載する。

(3) 「うち農作業従事者数」欄は、「農業に常時従事する構成員数」のうち法人の事業に農地法施行規則第8条に規定する日数以上従事したと認められる者の数を記載する。

(新設)

を有する使用人をいう。)のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められ、かつ、法人の事業に必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数以上従事したと認められる者の有無を記載する。

なお、当欄は、(3)の欄が「0人」の場合に記載する。

10 (略)

11 農地所有適格法人が従たる事務所(支店、支所、分場等)において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している場合に、その従たる事務所の所在地を管轄する農業委員会は、本確認書の各欄について、法人全体の情報を記載する他、併せて、管内に所在する従たる事務所(支店、支所、分場等)における経営面積、事業の種類、構成員数及び理事等の数を本確認書の該当する各欄に記載する。(削る。)

様式例第6号

農地法第6条第2項の規定による勧告書

平成 年 月 日
番 号

主たる事務所の所在地

農地所有適格法人の名称及び代表者の氏名 殿

農業委員会会長 印

貴法人が農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の要件を満たさなくなるおそれがあると認められるので、同法第6条第2項の規定に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に基づき、貴法人が農地所有適格法人の要件を満たさなくなることはないように各般の措置を講じながらもその改善が見込めないと判断された場合には、同法第6条第3項の規定に基づき、その所有する農地又は採草放牧地について所有権の譲渡しをする旨の申出をし、これらの土地の譲渡のあつせんを求めることができますので、御留意ください。

記

1・2 (略)

様式例第7号の1～4 (略)

10 (略)

11 農業生産法人が従たる事務所(支店、支所、分場等)において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している場合に、その従たる事務所の所在地を管轄する農業委員会は、本確認書の各欄について、法人全体の情報を記載する他、併せて、管内に所在する従たる事務所(支店、支所、分場等)における経営面積、事業の種類、構成員数及び業務執行役員数を本確認書の該当する各欄に記載する。

12 「農地法の特例」の「業務執行役員のうち国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業へ従事する者の数」欄には、業務執行役員のうちその法人の生産した農畜産物を原料として使用する製造又は加工の事業に従事したと認められる者の数を記載する。

様式例第6号

農地法第6条第2項の規定による勧告書

平成 年 月 日
番 号

主たる事務所の所在地

農業生産法人の名称及び代表者の氏名 殿

農業委員会会長 印

貴法人が農地法第2条第3項に規定する農業生産法人の要件を満たさなくなるおそれがあると認められるので、同法第6条第2項の規定に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に基づき、貴法人が農業生産法人の要件を満たさなくなることはないように各般の措置を講じながらもその改善が見込めないと判断された場合には、同法第6条第3項の規定に基づき、その所有する農地又は採草放牧地について所有権の譲渡しをする旨の申出をし、これらの土地の譲渡のあつせんを求めることができますので、御留意ください。

記

1・2 (略)

様式例第7号の1～4 (略)

様式例第7号の5

農地法第7条第5項の規定に基づく届出

農業委員会会長 殿
 主たる事務所の所在地
 名称及び代表者氏名 印
 平成 年 月 日

下記のとおり、農地法第2条第3項各号に掲げる要件の全てを満たすに至つた旨の届出を同法第7条第5項の規定に基づき行います。

記

1・2 (略)

3 農地法第2条第3項第2号関係

(1) 農地法第7条第2項の公示時

構成員全ての状況

ア 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

(表 略)

イ 農業関係者以外の者(ア以外の者)

氏名又は名称	議決権の数の数

議決権の数の合計

農業関係者以外の者の議決権の割合

様式例第7号の5

農地法第7条第5項の規定に基づく届出

農業委員会会長 殿
 主たる事務所の所在地
 名称及び代表者氏名 印
 平成 年 月 日

下記のとおり、農地法第2条第3項各号に掲げる要件の全てを満たすに至つた旨の届出を同法第7条第5項の規定に基づき行います。

記

1・2 (略)

3 農地法第2条第3項第2号関係

(1) 農地法第7条第2項の公示時

構成員全ての状況

ア 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社・承認組合等)

(表 略)

イ 関連事業者(法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等)

氏名又は名称	議決権の数の数	取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等の法律に基づき認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)

議決権の数の合計

農業関係者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(2) 農地法第7条第5項の届出時

構成員全ての状況

ア 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

(表 略)

イ 農業関係者以外の者(ア以外の者)

氏名又は名称	議決権 の数
--------	-----------

(留意事項)

1 構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社であって同法第10条第1項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

また、同承認会社又は同法第5条に規定する承認組合であって同法第10条第2項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社又は承認組合であることを証する書面」を添付してください。

2 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。

3 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）のいずれかに基づく認定です。

4 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

(2) 農地法第7条第5項の届出時

構成員全ての状況

ア 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社・承認組合等)

(表 略)

イ 関連事業者(法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等)

氏名又は名称	議決権 の数	取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等の法律に基
--------	-----------	---------------------------------

議決権の数の合計
農業関係者以外の者の議決権の割合

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(3) 要件を満たすためにとった措置の詳細

		づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)

議決権の数の合計
農業関係者の議決権の割合

(留意事項)

1 構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社であって同法第10条第1項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

また、同承認会社又は同法第5条に規定する承認組合であって同法第10条第2項の規定の適用を受けるものを構成員とする農業生産法人である場合には、「その構成員が承認会社又は承認組合であることを証する書面」を添付してください。

2 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。

3 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）、米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）のいずれかに基づき認定です。

4 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

(3) 要件を満たすためにとった措置の詳細

--

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

(1) 農地法第7条第2項の公示時

ア 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数	
			直近実績	見込み
			直近実績	見込み

イ 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数	
			直近実績	見込み
			直近実績	見込み

(イについては、アの理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合のみ記載してください。)

(2) 農地法第7条第5項の届出時

ア 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数	
			直近実績	見込み
			直近実績	見込み

--

4 農地法第2条第3項第3号関係

(1) 農地法第7条第2項の公示時

理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数	
			直近実績	見込み
			直近実績	見込み

(新設)

(2) 農地法第7条第5項の届出時

理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数	
			直近実績	見込み
			直近実績	見込み

		直近実績	見込み	直近実績	見込み	

イ 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	役職	農業への年間従事日数	
			必要な農作業への年間従事日数	見込み
			直近実績	見込み

(イについては、アの理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合のみ記載してください。)

(3) 要件を満たすために行った措置の詳細

(削る。)

5 国家戦略特別区域法第18条第1項関係

(1) 農地法第7条第2項の公示時

国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業への従事状況

その事業の内容		その事業に従事する理事等の氏名	年間従事日数	
原料又は材料として使用する生産農畜産物の名称	製造又は加工品の名称		直近実績	見込み

(国家戦略特別区域法第18条第1項の適用を受ける場合のみ記載してください)

(3) 要件を満たすために行った措置の詳細

い。)

(2) 農地法第7条第5項の届出時

国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業への従事状況

その事業の内容		その事業に従事する理事等の氏名	年間従事日数	
原料又は材料として使用する生産農畜産物	製造又は加工品の名称		直近実績	見込み

(国家戦略特別区域法第18条第1項の適用を受ける場合のみ記載してください。)

(3) 要件を満たすためにとった措置の詳細

--

(記載要領)

1～3 (略)

4 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)ア農業関係者」及び「3(2)ア農業関係者」の「農地等の提供面積 (㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

6 (略)

(削る。)

(記載要領)

1～3 (略)

4 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社であつて同法第10条第1項の規定の適用を受けるものが法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」と記載してください。

6 (略)

7 「5 国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業への従事

状況」の「国家戦略特別区域法第18条第1項第3号に規定する事業」とは、その生産した農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業です。

様式例第7号の6～14 (略)

様式例第7号の15
(表面) (略)
(裏面)

(留意事項) (略)

(農林水産大臣の権限が地方農政局長に委任されている場合)

【教示】

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条第1項の規定により、この処分のあったことを知った日から60日以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。)に、農林水産大臣に審査請求書(同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。) 正副2通を提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から60日以内であつても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)。ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることはできません。

なお、審査請求書は、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長を経由して農林水産大臣に提出できますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできます。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての審査請求に対する裁判の送達を受けた日から6か月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分についての審査請求に対する裁判の送達を受けた日から6か月以内であつても、裁判の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。

- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式例第7号の6～14 (略)

様式例第7号の15
(表面) (略)
(裏面)

(留意事項) (略)

【教示】

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。 正副2通を提出して審査請求をすることができます。ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることができません。

なお、審査請求書は、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長(沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできます。

- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(削る。)

- ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(農林水産大臣の権限が地方農政局長に委任されていない場合)

【教示】

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この処分を知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に異議申立書（同法第48条で準用する同法第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）を提出して異議申立てをすることができません（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは異議申立てをすることはできません。）ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることはできません。
- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することができません。）。

- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかにかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(記載要領)

1～10 (略)

11 「教示」の下線の部分は、北海道の場合は記載しない。

様式例第7号の16・17 (略)

様式例第7号の16・17 (略)

様式例第7号の18

令第18条第2項第1号による算定調書

(調書及び記載要領 略)

様式例第7号の19

令第18条第2項第2号による算定

(調書及び記載要領 略)

様式例第7号の20

令第18条第2項第3号による算定調書

(調書及び記載要領) (略)

様式例第7号の21

附帯施設の対価算定調書

第1表 土地(農地・採草放牧地以外)

整理番号	買取土地の表示		固定資産税評価額 a 円	令第19条の算定方法例による額 $a \times \frac{B}{b} \times \frac{55}{100}$	修正率 r	算定価格 円	備考
	所在地番	地目面積 ㎡					

(付属1～4) (略)

第2表～第4表 (略)

(記載要領) (略)

様式例第8号の1

表

第 号

農地法第14条第1項の立入調査をする農業委員、農地利用最適化推進委員又は職員的身分証明書

様式例第7号の18

令第25条第2項第1号による算定調書

(調書及び記載要領 略)

様式例第7号の19

令第25条第2項第2号による算定

(調書及び記載要領 略)

様式例第7号の20

令第25条第2項第3号による算定調書

(調書及び記載要領) (略)

様式例第7号の21

附帯施設の対価算定調書

第1表 土地(農地・採草放牧地以外)

整理番号	買取土地の表示		固定資産税評価額 a 円	令第26条の算定方法例による額 $a \times \frac{B}{b} \times \frac{55}{100}$	修正率 r	算定価格 円	備考
	所在地番	地番面積 ㎡					

(付属1～4) (略)

第2表～第4表 (略)

(記載要領) (略)

様式例第8号の1

表

第 号

農地法第14条第1項の立入調査をする農業委員又は職員的身分証明書

氏名：

生年月日： 年 月 日

上記の者は、農地法第14条第1項の規定により、
貴法人の事務所その他の事業場に立ち入って調査をする
職員であることを証明する。

発行者：

発行年月日： 年 月 日

印

上半身

前向写真

(押出スタンプ)

裏

農地法抜粋

第14条 農業委員会は、農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定に
よる立入調査のほか、第7条第1項の規定による買収をするため必要が
あるときは、委員、推進委員（同法第17条第1項に規定する推進委員を
いう。次項において同じ。）又は職員に法人の事務所その他の事業場に
立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身
分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められた
ものと解してはならない。

(用紙の大きさは、日本工業規格B8)

様式例第8号の2・様式例第9号の1 (略)

様式例第9号の2

受理通知書

番号

平成 年 月 日

住所
氏名

殿

農業委員会会長

印

平成 年 月 日付で届出書の提出があった農地法第18条第1項第4号(第
5号)の規定による貸借の解除の届出についてはこれを受理し、平成 年

氏名：

生年月日： 年 月 日

上記の者は、農地法第14条第1項の規定により、
貴法人の事務所その他の事業場に立ち入って調査をする
職員であることを証明する。

発行者：

発行年月日： 年 月 日

印

上半身

前向写真

(押出スタンプ)

裏

農地法抜粋

第14条 農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）
第29条第1項の規定による立入調査のほか、第7条第1項の規定による
買収をするため必要があるときは、委員又は職員に法人の事務所その他
の事業場に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証
明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められた
ものと解してはならない。

(用紙の大きさは、日本工業規格B8)

様式例第8号の2・様式例第9号の1 (略)

様式例第9号の2

受理通知書

番号

平成 年 月 日

住所
氏名

殿

農業委員会会長

印

平成 年 月 日付で届出書の提出があった農地法第18条第1項第4号(第
5号)の規定による貸借の解除の届出についてはこれを受理し、平成 年

月 日にその効力が生じたので通知します。

なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

1～3 (略)

(記載要領)

1～3 (略)

4 農業委員会が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。

〔教示〕

1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。』

月 日にその効力が生じたので通知します。

なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

1～3 (略)

(記載要領)

1～3 (略)

4 農業委員会が届出を受理しない旨の通知をする場合は、不受理通知書の末尾に次のように記載する。

〔教示〕

1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかにか該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避け

るため緊急の必要があるとき。
 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式例第9号の3 (略)

様式例第9号の4

農地法第18条第1項許可申請に係る農業委員会意見書

平成 年 月 日
 農業委員会 (知事受付 年 月 日 号)
 (指定都市の長受付 年 月 日 号)

土地区分	農 地	採草放牧地	決定・平成 年 月 日	
目的区分	耕作目的	転用目的	却 下	不許可
申請区分	合意	貸與人	第2項第1号該当	
解除		貸與人	第2号該当	
解約			第3号該当	
更新地			第4号該当	
条件を変更しなれば更新拒絶			第5号該当	
			第6号該当	
			無条件許可	条件付許可
市町村農業委員会の意見				
申請受付	平成 年 月 日	申請提出期限当否判定	申請書の申述する事実	相手方の見解
相手方通知予定	平成 年 月 日	期間の定めがあるもの	当 否	農業委員会の事実認定と意見
契約期間満了	平成 年 月 日	同左	当 否	
土地引渡希望	平成 年 月 日	一時借	当 否	
		期間の定めのないもの	当 否	

第18条

第1号
 第2号

様式例第9号の3 (略)

様式例第9号の4

農地法第18条第1項許可申請に係る農業委員会意見書

平成 年 月 日
 農業委員会 (知事受付 年 月 日 号)
 (指定都市の長受付 年 月 日 号)

土地区分	農 地	採草放牧地	決定・平成 年 月 日	
目的区分	耕作目的	転用目的	却 下	不許可
申請区分	合意	貸與人	第2項第1号該当	
解除		貸與人	第2号該当	
解約			第3号該当	
更新地			第4号該当	
条件を変更しなれば更新拒絶			第5号該当	
			第6号該当	
			無条件許可	条件付許可
市町村農業委員会の意見				
申請受付	平成 年 月 日	申請提出期限当否判定	申請書の申述する事実	相手方の見解
相手方通知予定	平成 年 月 日	期間の定めがあるもの	当 否	農業委員会の事実認定と意見
契約期間満了	平成 年 月 日	同左	当 否	
土地引渡希望	平成 年 月 日	一時借	当 否	
		期間の定めのないもの	当 否	

第18条

第1号
 第2号

第 2 項 該 当 審 査 事 項					
第 3 号	賃借人の相当の生活の維持が困難とならないか				
	賃貸人は第3者に賃貸又は売却するおそれはないか				
	賃貸人は耕作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの能力と技術が十分にあるか				
	賃貸人は耕作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの施設を有するか				
第 5 号	農地所有産隆法人の要件を欠いていないか				
	賃貸人は第3者に賃貸又は売却するおそれはないか				
	賃貸人は主として自家労働力により土地の生産力を十分発揮しうるだけの技術があるか				
	賃貸人は主として自家労働力により土地の生産力を十分発揮しうるだけの施設を有するか				
(備 考)					

第 2 項 該 当 審 査 事 項					
第 3 号	賃借人の相当の生活の維持が困難とならないか				
	賃貸人は第3者に賃貸又は売却するおそれはないか				
	賃貸人は耕作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの能力と技術が十分にあるか				
	賃貸人は耕作して土地の生産力を十分発揮しうるだけの施設を有するか				
第 5 号	農業生産法人の要件を欠いていないか				
	賃貸人は第3者に賃貸又は売却するおそれはないか				
	賃貸人は主として自家労働力により土地の生産力を十分発揮しうるだけの技術があるか				
	賃貸人は主として自家労働力により土地の生産力を十分発揮しうるだけの施設を有するか				
(備 考)					

意見決定の理由、許可の場合の条件	意見決定上問題となつた事項	知事の決定 (指定都市の長の決定) 平成 年 月 日 (指令第 号)		許可	無条件	却下	不許可
		一部許可	条件付				

意見決定の理由、許可の場合の条件	意見決定上問題となつた事項	知事の決定 (指定都市の長の決定) 平成 年 月 日 (指令第 号)		許可	無条件	却下	不許可
		一部許可	条件付				

1～3 (略)

4 都道府県知事が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

〔「教示」〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に提出して下さい。

（留意事項） 北海道にあっては、下線の部分は記載しないこと。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができません。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。〕

1～3 (略)

4 都道府県知事が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

〔「教示」〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内に（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができません（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長に提出して下さい。

（留意事項） 北海道にあっては、下線の部分は記載しないこと。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、提起することができません（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができません（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避ける

5 指定都市の長が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができません。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、指定都市を被告として（訴訟において指定都市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができません。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができません。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。〕

様式例第9号の6・様式例第10号の1（略）

ため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。〕

5 指定都市の長が申請を却下し、申請の全部若しくは一部について不許可をし、又は条件を付して許可する場合は、指令書の末尾に次のように記載する。

〔教示〕

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を都道府県知事に提出して審査請求をすることができません（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることができません。）。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、指定都市を被告として（訴訟において指定都市を代表する者は市長となります。）、提起することができません（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかにか該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができません（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。〕

様式例第9号の6・様式例第10号の1（略）

様式例第10号の2

農地（採草放牧地）賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を〇〇農業委員会に提出する。

平成 年 月 日

賃貸人（以下甲という。）

住所
氏名

印

賃借人（以下乙という。）

住所
氏名

印

1～12（略）

（記載要領）

1～3（略）

4 「農地を適正に利用していない」とは、農地法第4条及び第5条に違反しているもの、農地法第32条第1項第1号に該当する場合等とします。

5～9（略）

別表1～3（略）

様式例第12号の1～12（略）

様式例第13号の1

利用意向調査書

平成 年 月 日

住所
氏名

殿

農業委員会会長

印

下記農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）ことから、農地法第32条第1項の規定に基づき利用意向調査を行いますので、別添の「農地における利用の意向について」に必要事項を記入の上、〇月〇日(注)までに同封の返信用封筒にて返送してください。

様式例第10号の2

農地（採草放牧地）賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を〇〇農業委員会に提出する。

平成 年 月 日

賃貸人（以下甲という。）

住所
氏名

印

賃借人（以下乙という。）

住所
氏名

印

1～12（略）

（記載要領）

1～3（略）

4 「農地を適正に利用していない」とは、農地法第4条及び第5条に違反しているもの、農地法第30条第3項1号に該当する場合等とします。

5～9（略）

別表1～3（略）

様式例第12号の1～12（略）

様式例第13号の1

利用意向調査書

平成 年 月 日

住所
氏名

殿

農業委員会会長

印

下記農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）ことから、農地法第32条第1項の規定に基づき利用意向調査を行いますので、別添の「農地における利用の意向について」に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒にて返送してください。

(注)1月未までの範囲で設定すること。

記

1～3 (略)

(記載要領)

1・2 (略)

(削る。)

農地における利用の意向について

(略)

様式例第13号の2～12 (略)

様式例第13号の13

農地中間管理権の裁定通知書

住所
氏名

殿

都道府県知事 印

番
平成 年 月 日

農地法第39条第1項の規定により、下記農地に農地中間管理権を設定する裁定をしたので、同法第40条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1～3 (略)

(教示)

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の団体若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます。

(新設)

記

1～3 (略)

(記載要領)

1・2 (略)

3 別添「農地における利用の意向について」の用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、返信用封筒を同封すること。

農地における利用の意向について

(略)

様式例第13号の2～12 (略)

様式例第13号の13

農地中間管理権の裁定通知書

住所
氏名

殿

都道府県知事 印

番
平成 年 月 日

農地法第39条第1項の規定により、下記農地に農地中間管理権を設定する裁定をしたので、同法第40条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1～3 (略)

(教示)

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。なお、審査

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできずし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖繩県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）に提出してください。（留意事項）北海道にあつては、下線の部分は記載しないこと。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（記載要領）（略）

様式例第13号の14～17

様式例第13号の18

措置命令書

住所
氏名

殿

平成 年 月 日
番 号

市町村長 印

請求書は、なるべく地方農政局長（〇〇市〇〇町〇〇番地）を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決があつたことを知つた日から6か月以内（判決があつたことを知つた日の翌日から起算します。）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する判決があつたことを知つた日から6か月以内であっても、判決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれか後に該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があつたことを知つた日から6か月以内（処分があつたことを知つた日の翌日から起算します。）に提起することができます。（なお、処分があつたことを知つた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）

① 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（記載要領）（略）

様式例第13号の14～17 （略）

様式例第13号の18

措置命令書

住所
氏名

殿

平成 年 月 日
番 号

市町村長 印

下記の農地は、現に耕作の目的に供されおらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）農地であり、周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じているため（又は生じるおそれがあるため）、農地法第44条第1項の規定に基づき支障の除去等の措置を講ずることを命じます。

記

1～4 (略)

(留意事項)

1・2 (略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市町村長に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の団体若しくは財団である場合、総代を選んだ場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

下記の農地は、現に耕作の目的に供されおらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる）農地であり、周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じているため（又は生じるおそれがあるため）、農地法第44条第1項の規定に基づき支障の除去等の措置を講ずることを命じます。

記

1～4 (略)

(留意事項)

1・2 (略)

(新設)

(記載要領) (略)

(記載要領) (略)

様式例第14号の1

管理記録カード(国有農地等)

都道府県											口座名	
所在・地番	(年月日変更)											
台帳面積	m ²	(年月日変更)	m ²	(年月日変更)	m ²	(年月日変更)	m ²	(年月日変更)	m ²	(年月日変更)	m ²	(年月日変更)
管理態様	貸付用途 (年月日変更)											
貸付相手方氏名	現況 (年月日変更)											
非農地認定	未済・済 (年月日令第37条第1項号該当)											
検査等年月日	検査者氏名	検査者役職	所見(該当に○印)		不適切な場合の内容	講じた措置の内容・折衝経緯等	その他特記事項					
			適切	不適切								

様式例第14号の1

管理記録カード(国有農地等)

都道府県											口座名	
所在・地番	(年月日変更)											
台帳面積	m ²	(年月日変更)	m ²	(年月日変更)	m ²	(年月日変更)	m ²	(年月日変更)	m ²	(年月日変更)	m ²	(年月日変更)
管理態様	貸付用途 (年月日変更)											
貸付相手方氏名	現況 (年月日変更)											
非農地認定	未済・済 (年月日令第30条第1項号該当)											
検査等年月日	検査者氏名	検査者役職	所見(該当に○印)		不適切な場合の内容	講じた措置の内容・折衝経緯等	その他特記事項					
			適切	不適切								

地区画整理による換地、使用料改定、誤謬訂正等) を記入する。
4～6 (略)

様式例第14号の4

(表 紙)

		国 有 農 地 等 貸 付 簿	
		一 般 会 計 所 属	
		普 通 財 産	
		農 林 水 産 省	地 方 農 政 局 名
(記載要領) (略)			〔 法第7条等農耕貸付け (含第28条農耕貸付け) (転用貸付け) 〕
(索引) (略)			
(総括) (略)			
(記載要領)			
1 「貸付区分」欄には、貸付区分に従い「法第7条等農耕貸付け」、「令第28条農耕貸付け」、「転用貸付け」又は「未貸付け」のいずれかを記入する。			
2 (略)			
3 貸付けの態様の変動の記入に当たっては、次の点に留意する。 ○○より区分変更…未貸付地を貸付けしたとき、貸付地を未貸付けにしたとき、法第7条等農耕貸付けを令第28条農耕貸付けにしたとき又は法第7条等農耕貸付け若しくは令第28条農耕貸付けを転用貸付けしたときに用いる。 ○○～区分変更…未貸付けが貸付けされたときに用いる(貸付地が未貸付け又は他の条項の貸付けになるときの減は、解除又は解約とし、備考欄に○○～区分変更と記入する。) 内容改定……従前の数量及び金額と、改定後の数量及び金額との差引増減額を記入し、備考欄に改定の原因(土地改良事業又は土地区画整理による換地、使用料改定、誤謬訂正等)を記入する。 4～6 (略)			

様式例第14号の5

(表 紙) (略)

	売 払 予 定 地	当 該 年 度 以 前 買 取 分	
		②	③
農 耕 又 は 採 草 放 牧 地	要 境 界 確 定 (境 界 不 明) 境 界 紛 争 等 要 耕 作 者 確 認 (無 断 耕 作) 買 取 取 消 検 討 中 要 所 在 地 そ の 他	当 該 年 度 買 取 分	
		④	⑤
宅 地 又 は 宅 地 見 込 地	買 取 取 消 検 討 中 要 所 在 地 そ の 他	買 取 取 消 検 討 中 消 手 続 中 を 含 む	
		⑦	⑧
そ の 他	公 用 道 路 ・ 河 川 等 公 共 用 道 路 借 受 手 続 中 買 取 取 消 検 討 中 そ の 他	買 取 取 消 検 討 中 消 手 続 中 を 含 む	
		⑩	⑪
合 計	小 計	小 計	
		⑫	⑬
農 道 災 害 甚 損 地 (令 3.0 条 1 項 2 号 該 当)	農 道 ・ 水 路 災 害 甚 損 地 (令 3.0 条 1 項 2 号 該 当)	農 道 ・ 水 路 等	
		⑭	⑮
借 受 希 望 の な い も の	借 受 希 望 の な い も の 過 疎 (3 号 該 当) 土 質 不 良 ・ 急 傾 斜 倒 壊 等 不 便 等	借 受 希 望 の な い も の	
		⑯	⑰
所 在 不 明 (公 図 又 は 登 記 簿 が な い も の) そ の 他	所 在 不 明 (公 図 又 は 登 記 簿 が な い も の) そ の 他	所 在 不 明 (公 図 又 は 登 記 簿 が な い も の)	
		⑱	⑲
小 計	小 計	小 計	
		⑳	㉑

(記載要領) (略)

様式例第14号の7

国有財産有償貸付契約書 (略)

別紙

貸付財産及び付帯施設等の内訳 (略)

(記載要領)

1 ~ 3 (略)

4 令第28条農耕貸付けの場合は、第4条第2項を削除し、同条第3項を第2項に改める。

	売 払 予 定 地	当 該 年 度 以 前 買 取 分	
		②	③
農 耕 又 は 採 草 放 牧 地	要 境 界 確 定 (境 界 不 明) 境 界 紛 争 等 要 耕 作 者 確 認 (無 断 耕 作) 買 取 取 消 検 討 中 要 所 在 地 そ の 他	当 該 年 度 買 取 分	
		④	⑤
宅 地 又 は 宅 地 見 込 地	買 取 取 消 検 討 中 要 所 在 地 そ の 他	買 取 取 消 検 討 中 消 手 続 中 を 含 む	
		⑦	⑧
そ の 他	公 用 道 路 ・ 河 川 等 公 共 用 道 路 借 受 手 続 中 買 取 取 消 検 討 中 そ の 他	買 取 取 消 検 討 中 消 手 続 中 を 含 む	
		⑩	⑪
合 計	小 計	小 計	
		⑫	⑬
農 道 災 害 甚 損 地 (令 3.7 条 1 項 2 号 該 当)	農 道 ・ 水 路 災 害 甚 損 地 (令 3.7 条 1 項 2 号 該 当)	農 道 ・ 水 路 等	
		⑭	⑮
借 受 希 望 の な い も の	借 受 希 望 の な い も の 過 疎 (3 号 該 当) 土 質 不 良 ・ 急 傾 斜 倒 壊 等 不 便 等	借 受 希 望 の な い も の	
		⑯	⑰
所 在 不 明 (公 図 又 は 登 記 簿 が な い も の) そ の 他	所 在 不 明 (公 図 又 は 登 記 簿 が な い も の) そ の 他	所 在 不 明 (公 図 又 は 登 記 簿 が な い も の)	
		⑱	⑲
小 計	小 計	小 計	
		⑳	㉑

(記載要領) (略)

様式例第14号の7

国有財産有償貸付契約書 (略)

別紙

貸付財産及び付帯施設等の内訳 (略)

(記載要領)

1 ~ 3 (略)

4 令第35条農耕貸付けの場合は、第4条第2項を削除し、同条第3項を第2項に改める。

様式例第14号の8～13 (略)	様式例第14号の8～13 (略)
様式例第14号の14 地方農政局長 殿	様式例第14号の14 地方農政局長 殿
住 氏 所 氏 名 殿	住 氏 所 氏 名 殿
平成 年 月 日	平成 年 月 日
普通財産貸付申請書	普通財産貸付申請書
農地法施行令第28条第1項ただし書の規定により、下記のとおり普通財産の貸付けを受けたく、関係書類を添えて申請します。	農地法施行令第35条第1項ただし書の規定により、下記のとおり普通財産の貸付けを受けたく、関係書類を添えて申請します。
記 (略)	記 (略)
様式例第14号の15 地方農政局長 殿	様式例第14号の15 地方農政局長 殿
住 氏 所 氏 名 殿	住 氏 所 氏 名 殿
平成 年 月 日	平成 年 月 日
普通財産転用貸付申請書	普通財産転用貸付申請書
農地法施行令第28条第1項ただし書の規定により、下記のとおり普通財産の貸付けを受けたく、関係書類を添えて申請します。	農地法施行令第35条第1項ただし書の規定により、下記のとおり普通財産の貸付けを受けたく、関係書類を添えて申請します。
記 (略)	記 (略)
様式例第14号の16～第15号の8 (略)	様式例第14号の16～第15号の8 (略)
様式例第15号の9 売払簿 (年度) (略)	様式例第15号の9 売払簿 (年度) (略)
(記載要領) 1・2 (略)	(記載要領) 1・2 (略)
3 管理区分欄は、貸付条項を記入する。(法第7条等農耕貸付け＝7条継続、	3 管理区分欄は、貸付条項を記入する。(法第7条等農耕貸付け＝7条継続、

令第28条第1項農耕貸付け＝農耕、令第28条第1項ただし書転用貸付け＝転用、旧法9条等継続貸付け＝継続、旧令15条の2農耕貸付け＝15の2農耕、旧令15条の2転用貸付け＝15の2転用、未貸付＝未。）

4 認定年月日該当号数欄は、法47条の認定年月日及び令第30条第1項の認定号数（1～3のいずれか）又は旧法80条第1項の認定年月日及び旧令16条第1項の認定号数（1～7のいずれか）を記入する。

5～11 （略）

様式例第15号の10

売払報告書（年度）（略）

（記載要領）

1 様式各欄の略号は、次のとおりとする。

A、B欄の「特措法」＝廃止前の国有農地等の売払いに関する特別措置法

A、Bの種別の「旧」＝旧所有者、「承」＝旧所有者の一般承継人

C欄の「転用事業者」＝転用貸付相手方（公共団体等貸付省略売払い相手方を含む。）

Cの種別の「評」＝評価売払い、「簿」＝取得原価売払い

Dの種別「入」＝競争入札による売払い、「随」＝C以外の随意契約（隣地所有者、50万円以下のもの等）による売払い

Eの種別「逆」＝旧所管省庁への逆所管換（所屬替）、「引」＝財務省への引継、「他」＝逆所管換以外の所管換（所屬替）

2～5 （略）

様式例第15号の11・12 （略）

様式例第16号の1

非農業利用地調査

整理番号	農業委員会名	
土地等の表示	所在・地番	
	種目・数量 (備考)	(実測面積 ㎡)
取得年月日・根拠	平成 年 月 日・買収 (条)	
非農業利用地	農地法施行令第30条第1項第 号	

令35条第1項農耕貸付け＝農耕、令35条第1項ただし書転用貸付け＝転用、旧法9条等継続貸付け＝継続、旧令15条の2農耕貸付け＝15の2農耕、旧令15条の2転用貸付け＝15の2転用、未貸付＝未。）

4 認定年月日該当号数欄は、法47条の認定年月日及び令37条第1項の認定号数（1～3のいずれか）又は旧法80条第1項の認定年月日及び旧令16条第1項の認定号数（1～7のいずれか）を記入する。

5～11 （略）

様式例第15号の10

売払報告書（年度）（略）

（記載要領）

1 様式各欄の略号は、次のとおりとする。

A、B欄の「特措法」＝廃止前の国有農地等の売払いに関する特別措置法

A、Bの種別の「旧」＝旧所有者、「承」＝旧所有者の一般承継人

C欄の「転用事業者」＝転用貸付相手方（公共団体等貸付省略売払い相手方を含む。）

Cの種別の「評」＝評価売払い、「簿」＝取得原価売払い

Dの種別「入」＝競争入札による売払い、「随」＝C以外の随意契約（隣地所有者、50万円以下のもの等）による売払い

Eの種別「逆」＝旧所管省庁への逆所管換（所屬替）、「他」＝逆所管換以外の所管換（所屬替）

2～5 （略）

様式例第15号の11・12 （略）

様式例第16号の1

非農業利用地調査

整理番号	農業委員会名	
土地等の表示	所在・地番	
	種目・数量 (備考)	(実測面積 ㎡)
取得年月日・根拠	平成 年 月 日・買収 (条)	
非農業利用地	農地法施行令第37条第1項第 号	

1	部 局 名	口 歴 名	所 在
2	国 有 財 産 部 局 長 の 官 職 氏 名	農 林 水 産 省 所 管 国 有 財 産 部 局 長	
3	国 有 財 産 台 帳 登 載 の た め の 増 減 事 由 用 語	増 減 事 由 用 語	増 又は 減
4	区 分 ・ 数 量 価 格	区 分	数 量
5	「 報 告 洩 」 又 は 「 誤 謬 訂 正 」 と な っ た 理 由	内 訳	価 格
6	今 後 、 こ れ ら の こ と が 起 ら な い よ う に す る た め の 対 策	() 報 告 洩 () 誤 謬 訂 正 () 報 告 洩 () () ()	
7	そ の 他 参 考 事 項	() 誤 謬 訂 正 () 報 告 洩 () () ()	

(記載要領)

- 1 同一区分で増減事由が数件生じた場合、項目3及び4については内訳欄に記載する。
- 2 本理由書のみでは十分に説明できない場合、参考書類を添付する。

整理番号	二
------	---

年 月 日
農林水産省

会計名 (勘定名)	発生年	部局名	国有財産部局長 の官職氏名	口座名	増減事由 用語	台帳異動 年月日	区分	数量	価 格	主管課名及び 責任者氏名
1. 基本的事項										
2. 報告洩、誤謬訂正が発生した要因										
①総括部局										
②部局										
3. 報告洩等を見出すに至った経緯										

(注)「整理番号」は財務省において記載する。

(記載要領)

1. 本報告書は、会計名、報告洩、誤謬訂正別にそれぞれ別葉に作成する。
2. 「部局名」は、各地方農政局等の国有財産部局名を記載する。
3. 「国有財産部局長の官職氏名」は、財務省に報告する時点における部局長名とする。
4. 「増減事由用語」は、台帳に記載する用語を記載する。即ち、報告洩は「(何年度何々)の報告洩」、誤謬訂正は「(何々の)誤謬訂正」とする。
5. 「台帳異動年月日」は、報告洩等にかかる決議書(国有財産の異動を記録するための決議書)が決裁された日とする。
6. 1.口座内で「増減事由」または「区分」が複数該当する場合にはそれぞれ記入し、これらに対応する「数量」、「価格」を記入する。
7. 「主管課名及び責任者氏名」欄には、報告洩等が発生した時点における主管課名及びその責任者氏名を記載する。
責任者氏名は原則として課長名とする。

なお、当該報告洩等の発生要因が外部要因であるときは、相手方(官署名等)を記載し、併せて当該部局の担当課長名を記載する。

8 本報告書には、処理済みの国有財産台帳の写しを添付するものとする。

様式例第16号の31
 国有農地等の区域別所在調査表（平成 年度未現在）
 都 道 府 県 名
 （単位：㎡）

区域 貸付区分	市街化区域等		農用地区域		その他の区域			計			備 考	
	件数	筆数	面積	筆数	件数	筆数	面積	件数	筆数	面積		
法第7条等継続貸付け												
令第35条の農耕貸付け												
計												
転用貸付け												
未貸付け												
合 計												

様式例第16号の31
 国有農地等の区域別所在調査表（平成 年度未現在）
 都 道 府 県 名
 （単位：㎡）

区域 貸付区分	市街化区域等		農用地区域		その他の区域			計			備 考	
	件数	筆数	面積	筆数	件数	筆数	面積	件数	筆数	面積		
法第7条等継続貸付け												
令第28条の農耕貸付け												
計												

別紙 2

様式例第 1 号の 1・2 (略)

様式例第 1 号の 3

(裏面)
(略)

買収令書 (略)

【教示】

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます。

ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることができません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）に提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起すること

別紙 2

様式例第 1 号の 1・2 (略)

様式例第 1 号の 3

(裏面)
(略)

買収令書 (略)

【教示】

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条の規定による事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることはできません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出できませんし、また直接農林水産大臣に提出できませんが、直接提出する場合にはなるべく〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖縄にあつては内閣府沖縄総合事務局長）に提出して下さい。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

3 この処分の取消しの訴えは、旧農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に

ができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(記載要領) (略)

様式例第1号の4～第2号の1 (略)

様式例第2号の2

売渡不適格通知書

住所 殿

氏名 農業委員会会長

印

平成 年 月 日付けで貴殿から下記土地につき農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第37条の規定による買受申込書の提出がありました。貴殿は同法第36条第1項各号のいずれにも該当しないと認められることから、同法第38条の規定に基づく送付をしないことを決定しましたのでその旨通知します。

記

土地の所在、地番	登記簿地目	面積 (㎡)

【教示】

この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から

対する裁判を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁判がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(記載要領) (略)

様式例第1号の4～第2号の1 (略)

様式例第2号の2

売渡不適格通知書

住所 殿

氏名 農業委員会会長

印

平成 年 月 日付けで貴殿から下記土地につき農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第37条の規定による買受申込書の提出がありました。貴殿は同法第36条第1項各号のいずれにも該当しないと認められることから、同法第38条の規定に基づく送付をしないことを決定しましたのでその旨通知します。

記

土地の所在、地番	登記簿地目	面積 (㎡)

【教示】

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から

起算して3か月以内に、都道府県知事に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。））を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができず。

なお、審査請求書は、当農業委員会を經由して都道府県知事に提出することもできずし、また、直接都道府県知事に提出することもできず。

(記載要領) (略)

様式例第2号の3

売渡通知書 (略)

(裏面)

(1)～(5) (略)

【教示】

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第55条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。））を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができず。

ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることができません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を經由して農林水産大臣に提出することもできずし、また、直接農林水産大臣に提出することもできずが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖繩県にあつては内閣府沖繩総合事務局長）に提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができず。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、そ

起算して60日以内に〇〇都道府県知事に対し審査請求をすることができず。

なお、審査請求をされる場合には、同法第15条に規定する事項を記載した審査請求書正副2通を直接〇〇都道府県知事に、または、当農業委員会を經由して〇〇都道府県知事に提出してください。

(記載要領) (略)

様式例第2号の3

売渡通知書 (略)

(裏面)

(1)～(5) (略)

【教示】

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第55条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条の規定による事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができず（なお、処分があつたことを知った日から60日以内であつても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることはできません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を經由して農林水産大臣に提出できませんし、また直接農林水産大臣に提出できませんが、直接提出する場合にはなるべく〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖繩にあつては内閣府沖繩総合事務局長）に提出して下さい。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6か月以内（裁決があつたことを知った日の翌日から起算します。）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）提起することができず（なお、処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知った日

の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(記載要領) (略)

様式例第2号の4

売渡通知書 (略)

(裏面)

(1)～(5) (略)

【教示】

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができません。

ただし、対価の額についての不服をこの処分の理由とすることができません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできます。

から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

3 この処分の取消しの訴えは、旧農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。)

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(記載要領) (略)

様式例第2号の4

売渡通知書 (略)

(裏面)

(1)～(5) (略)

【教示】

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（昭和39年法律第160号）第15条の規定による事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができません（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)

ただし、対価の額についての不服をこの処分の理由とすることはできません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできます。

すが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖繩県にある場合は内閣府沖繩総合事務局長）に提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（記載要領）（略）

様式例第2号の5～第3号の3（略）

様式例第3号の4

（表面）

番 号	買 収 令 書	平 成	年	月	日
所有者	住所	殿			
氏名	氏名	殿			

にはなるべく〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖繩県にある場合は内閣府沖繩総合事務局長）に提出して下さい。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、提起することができます（なお、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

3 この処分の取消しの訴えは、旧農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかにかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（記載要領）（略）

様式例第2号の5～第3号の3（略）

様式例第3号の4

（表面）

番 号	買 収 令 書	平 成	年	月	日
所有者	住所	殿			
氏名	氏名	殿			

〔 登記名義人 住所 氏名 〕

都道府県知事

農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号。以下「旧農地法」という。）第72条の規定による買収を下記により行います。

買収の期日	平成	年	月	日	
対価の支払額	円				
対価の支払方法					
買収に係る土地等の表示	別紙のとおり				
支払額内訳					
氏名	支払額	備考	氏名	支払額	備考

教 示 1 この処分について不服がある場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができ、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることができません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもでき、また、直接農林水産大臣に提出することもでき、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長）に提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

〔 登記名義人 住所 氏名 〕

都道府県知事

農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号。以下「旧農地法」という。）第72条の規定による買収を下記により行います。

買収の期日	平成	年	月	日	
対価の支払額	円				
対価の支払方法					
買収に係る土地等の表示	別紙のとおり				
支払額内訳					
氏名	支払額	備考	氏名	支払額	備考

教 示 1 この処分について不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条の規定による事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができ、（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときはをすることができません。）。ただし、対価の額についての不服を審査請求この処分についての不服の理由とすることはできません。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもでき、また、直接農林水産大臣に提出することもでき、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長（沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長）に提出してください。

2 この処分取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内（裁決があったことを知った日の翌日から起算します。）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。）、提起することができます（なお、処分に

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

ついでに審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。

3 この処分の取消しの訴えは、旧農地法第85条の2の規定により、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかか該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知ったことを知った日から6か月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

(別紙) (略)

(裏面) (略)

(裏面) (略)

(記載要領) (略)

(記載要領) (略)

様式例第3号の5～第4号の4 (略)

様式例第3号の5～第4号の4 (略)

様式例第4号の5

譲与通知書 (略)

様式例第4号の5

譲与通知書 (略)

(裏面)

(裏面)

[教 示]

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第6

[教 示]

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に名あて人を農林水産大臣とした

8号) 第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。)を記載しなければなりません。) 正副2通を提出して審査請求をすることができます。ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることができます。

なお、審査請求書は、都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長(沖繩県)にあっては内閣府沖繩総合事務局長)に提出してください。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(記載要領) (略)

様式例第5号の1～第7号の17 (略)

附 則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

審査請求書(行政不服審査法(昭和39年法律第160号)第15条の規定による事項を記載しなければなりません。) 正副2通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)。ただし、対価の額についての不服をこの処分についての不服の理由とすることはできません。

なお、審査請求書は、当都(道府県)知事を経由して農林水産大臣に提出できますし、また直接農林水産大臣に提出できますが、直接提出する場合にはなるべく〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇農政局長(沖繩県)にあっては内閣府沖繩総合事務局長)に提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内(判決があったことを知った日の翌日から起算します。)、に、都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は知事となります。)、提起することができます(なお、処分についての審査請求に対する判決があったことを知った日から6か月以内であっても、判決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。)

3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条の規定により、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

この場合においては、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内(処分があったことを知った日の翌日から起算します。))に提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。))。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき

(記載要領) (略)

様式例第5号の1～第7号の17 (略)

○農地について所有権に係る移転請求保全の仮登記及び条件付権利（又は期限付権利）の仮登記の申請があった場合の取扱いについて（平成20年12月1日付け20経営第4874号・20農振第1409号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>1 農業委員会の処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農業委員会は、登記官から、2号仮登記がされた農地の所在及び地番について情報提供を受けたときは、当該農地について、農地基本台帳その他の資料等により、次の事項を調査するとともに、登記事項証明書により、地積及び仮登記の登記権利者（以下「仮登記権利者」という。）の住所・氏名を確認することとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(3) 農業委員会は、(2)の調査により、本登記をするために農地法に基づく許可等の手続が行われていないことが確認されたものについて、次の対応を講じることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 農地の所有者が耕作を放棄するに至った場合には、耕作を再開するよう指導するとともに、自ら耕作再開が困難な場合には、貸付けを行うことが適当であり、貸付けがなされるよう指導する。なお、農業委員会は、農地の所有者が認定農業者等への貸付けを希望する場合には、借受者のあつせんに努めること。この場合、農地の所有者に対しては、基盤法第18条に基づく農用地利用集積計画による利用権の設定等によれば、期間満了に伴って農地が返還されること、利用権の設定等に当たっては、基盤法第18条第3項第4号による同意が必要となる者の中には仮登記権利者は含まれないことを、また、借受者に対しては、2号仮登記がされた農地であることを、あらかじめ説明しておくものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(4) 農業委員会は、(3)の対応を講じている農地に係る情報について、別紙様式1により整理するとともに、その状況を継続的に調査し、依然として農地法に基づく許可等の手続が行われず、2号仮登記も抹消されていない場合には、引き続き(3)の対応を講じることとする。</p> <p>なお、別紙様式1の内容については、上記継続調査の結果を踏まえ、毎年1月1日現在の内容へ更新した上で、毎年2月末日までに都道府県へ報告することとする。なお、農地法第4条第1項に規定する指定市町村の農業委員会にあっては、都道府県及び指定市町村に報告することとする。</p>	<p>1 農業委員会の処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農業委員会は、登記官から、2号仮登記がされた農地の所在及び地番について情報提供を受けたときは、当該農地について、農地基本台帳その他の資料等により、次の事項を調査するとともに、登記事項証明書により、地積及び仮登記の登記権利者（以下「仮登記権利者」という。）の住所・氏名を確認することとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(3) 農業委員会は、(2)の調査により、本登記をするために農地法に基づく許可等の手続が行われていないことが確認されたものについて、次の対応を講じることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 農地の所有者が耕作を放棄するに至った場合には、耕作を再開するよう指導するとともに、自ら耕作再開が困難な場合には、貸付けを行うことが適当であり、貸付けがなされるよう指導する。なお、農業委員会は、農地の所有者が認定農業者等への貸付けを希望する場合には、借受者のあつせんに努めること。この場合、農地の所有者に対しては、基盤法第18条に基づく農用地利用集積計画による利用権の設定等によれば、期間満了に伴って農地が返還されること、利用権の設定等に当たっては、基盤法第18条第3項による同意が必要となる者の中には仮登記権利者は含まれないことを、また、借受者に対しては、2号仮登記がされた農地であることを、あらかじめ説明しておくものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(4) 農業委員会は、(3)の対応を講じている農地に係る情報について、別紙様式1により整理するとともに、その状況を継続的に調査し、依然として農地法に基づく許可等の手続が行われず、2号仮登記も抹消されていない場合には、引き続き(3)の対応を講じることとする。</p> <p>なお、別紙様式1の内容については、上記継続調査の結果を踏まえ、毎年1月1日現在の内容へ更新した上で、毎年2月末日までに都道府県へ報告することとする。</p>

(5) (略)

(6) 農業委員会は、(3)及び(4)の活動の中で、違反転用に該当すると判断した事案については、農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。）別紙1の第4の6の(1)の下により対応することとする。

2 都道府県又は指定市町村農地担当部局の処理

(1) 都道府県又は指定市町村農地担当部局は、1の(2)等による農業委員会の調査が行われるよう、農業委員会から農地法に基づく許可に関する情報等の提供について要請があった場合には、迅速な提供に努めることとする。

(2) 都道府県又は指定市町村農地担当部局は、1の(6)の場合、事務処理要領別紙1の第4の6の(1)の下により対応することとする。

(3) 都道府県又は指定市町村農地担当部局は、農業委員会から1の(4)に基づき別紙様式1により報告を受けた場合には、1の(3)の対応が円滑に行われるよう必要に応じ農業委員会に対する指導・助言、情報の提供を行うこととする。

(4) 都道府県又は指定市町村農地担当部局は、農業委員会より報告のあった別紙様式1の2号仮登記のうち対応を講じている農地一覽表に掲載されている情報について、別紙様式2により取りまとめ、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）あて毎年3月末までに報告することとする。この際、指定市町村農地担当部局は、情報共有を図るため都道府県農地担当部局にその写しを送付する。

(5) (略)

(6) 農業委員会は、(3)及び(4)の活動の中で、違反転用に該当すると判断した事案については、農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。）別紙1の第4の7の(1)の下により対応することとする。

2 都道府県農地担当部局の処理

(1) 都道府県農地担当部局は、1の(2)等による農業委員会の調査が円滑に行われるよう、農業委員会から農地法に基づく許可に関する情報等の提供について要請があった場合には、迅速な提供に努めることとする。

(2) 都道府県農地担当部局は、1の(6)の場合、事務処理要領別紙1の第4の7の(1)の下により対応することとする。

(3) 都道府県農地担当部局は、農業委員会から1の(4)に基づき別紙様式1により報告を受けた場合には、1の(3)の対応が円滑に行われるよう必要に応じ農業委員会に対する指導・助言、情報の提供を行うこととする。

(4) 都道府県農地担当部局は、農業委員会より報告のあった別紙様式1の2号仮登記のうち対応を講じている農地一覽表に掲載されている情報について、別紙様式2により取りまとめ、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）あて毎年3月末までに報告することとする。

別紙様式1
2号仮登記のうち対応を講じている農地一覧表(平成〇年1月1日現在)

番号	管轄法務局名	所在	地番	面積(m ²)	仮登記年月日	所有者(注2)		仮登記権利者(注2)	
						住所	氏名	住所	氏名
1	〇〇地方法務局 (何某)	〇〇市〇〇町	〇〇番	〇〇	H〇年〇月〇日	〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇〇番地	(株)〇〇
2	△△法務局〇〇〇 出張所(何某)	〇〇市△△町	△△番	△△	H△年△月〇日	△△市△△町△△番地	△△△△	△△市△△町〇〇番地	(株)△△
3	××法務局〇× 支局(何某)	〇〇市××町	××番	××	H×年×月〇日	××市××町××番地	××××	××市××町〇〇番地	(株)××

農業委員会名

市街化区域(内=1、外=2)	地域区分(農振地域内(農用地区域内=1、外=2)、農振地域外=3)	管理状況(注3)	許可等の実施状況(手続未了=1、手続済=2)	農地法違反の有無(有=1、無=2)	遊休農地対策の実施状況(注4)	備考(注5)
2	1	3	1	1	H〇年〇月〇日 1	
2	1	1	1	1		
1	3	4	2	2		H×年〇月〇日 農地法5条届出済

記載上の注意

- 1 本表の内容は、記1の(3)及び(4)に規定する活動や農地パトロールその他の方法により把握した農地情報を踏まえつつ、毎年1月1日現在における内容へ更新すること。
- 2 相続又は合併等により所有者又は仮登記権利者に変更があった場合には、随時、「所有者」欄、「仮登記権利者」欄を更新すること。
- 3 「管理状況」欄には、所有者が自ら耕作している場合には「1」、他の農業者が借り受けて耕作している場合には「2」、耕作放棄されている場合には「3」、転用行為に着手されている場合には「4」と記載すること。
- 4 「遊休農地対策の実施状況」欄には、「管理状況」欄で「3」(耕作放棄されている場合)とされた農地について、農業委員会による指導が行われている場合には「1」、農業委員会が遊休農地である旨の通知を行っている場合には「2」、所有者等による利用計画の届出を行っている場合には「3」、農業委員会による届出を行っている場合には「4」、買入れ・借受け協議を行っている場合には「5」、都道府県知事による調停を行っている場合には「6」、特定利用権の設定の裁定等を行っている場合には「7」と記載するとともに、上段に実施(開始)日を記載すること。
- 5 農地法に基づく許可等の手続を済ませて農地の所有権が移転した場合、若しくは仮登記の抹消が確認された場合は、備考欄に確認年月日を記載すること。

別紙様式1
2号仮登記のうち対応を講じている農地一覧表(平成〇年1月1日現在)

番号	管轄法務局名	所在	地番	面積(m ²)	仮登記年月日	所有者(注2)		仮登記権利者(注2)	
						住所	氏名	住所	氏名
1	〇〇地方法務局 (何某)	〇〇市〇〇町	〇〇番	〇〇	H〇年〇月〇日	〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇〇〇	〇〇市〇〇町〇〇番地	(株)〇〇
2	△△法務局□□ 出張所(何某)	〇〇市△△町	△△番	△△	H△年△月〇日	△△市△△町△△番地	△△△△	△△市△△町□□番地	(株)△△
3	××法務局〇× 支局(何某)	〇〇市××町	××番	××	H×年×月〇日	××市××町××番地	××××	××市××町□□番地	(株)××

農業委員会名

市街化区域(内=1、外=2)	地域区分(農振地域内(農用地区域内=1、外=2)、農振地域外=3))	管理状況(注3)	許可等の実施状況(手続未了=1、手続済=2)	農地法違反の有無(有=1、無=2)	遊休農地対策の実施状況(注4)	備考(注5)
2	1	3	1	1	H〇年〇月〇日	
2	1	1	1	1		
1	3	4	2	2		H×年〇月〇日 農地法5条届出済

記載上の注意

- 1 本表の内容は、記1の(3)及び(4)に規定する活動や農地パトロールその他の方法により把握した農地情報を踏まえつつ、毎年1月1日現在における内容へ更新すること。
- 2 相続又は合併等により所有者又は仮登記権利者に変更があった場合には、随時、「所有者」欄、「仮登記権利者」欄を更新すること。
- 3 「管理状況」欄には、所有者が自ら耕作している場合には「1」、他の農業者が借り受けて耕作している場合には「2」、耕作放棄されている場合には「3」、転用行為に着手されている場合には「4」と記載すること。
- 4 「遊休農地対策の実施状況」欄には、「管理状況」欄で「3」(耕作放棄されている場合)とされた農地について、農業委員会による利用意向調査を行っている場合には「1」、農業委員会による勧告を行っている場合には「2」、農業委員会による公示を行っている場合には「3」、都道府県知事による裁定が行われている場合には「4」と記載するとともに、上段に実施(開始)日を記載すること。
- 5 農地法に基づく許可等の手続を済ませて農地の所有権が移転した場合、若しくは仮登記の抹消が確認された場合は、備考欄に確認年月日を記載すること。

別紙様式2 (略)

別紙様式2 (略)

附 則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。